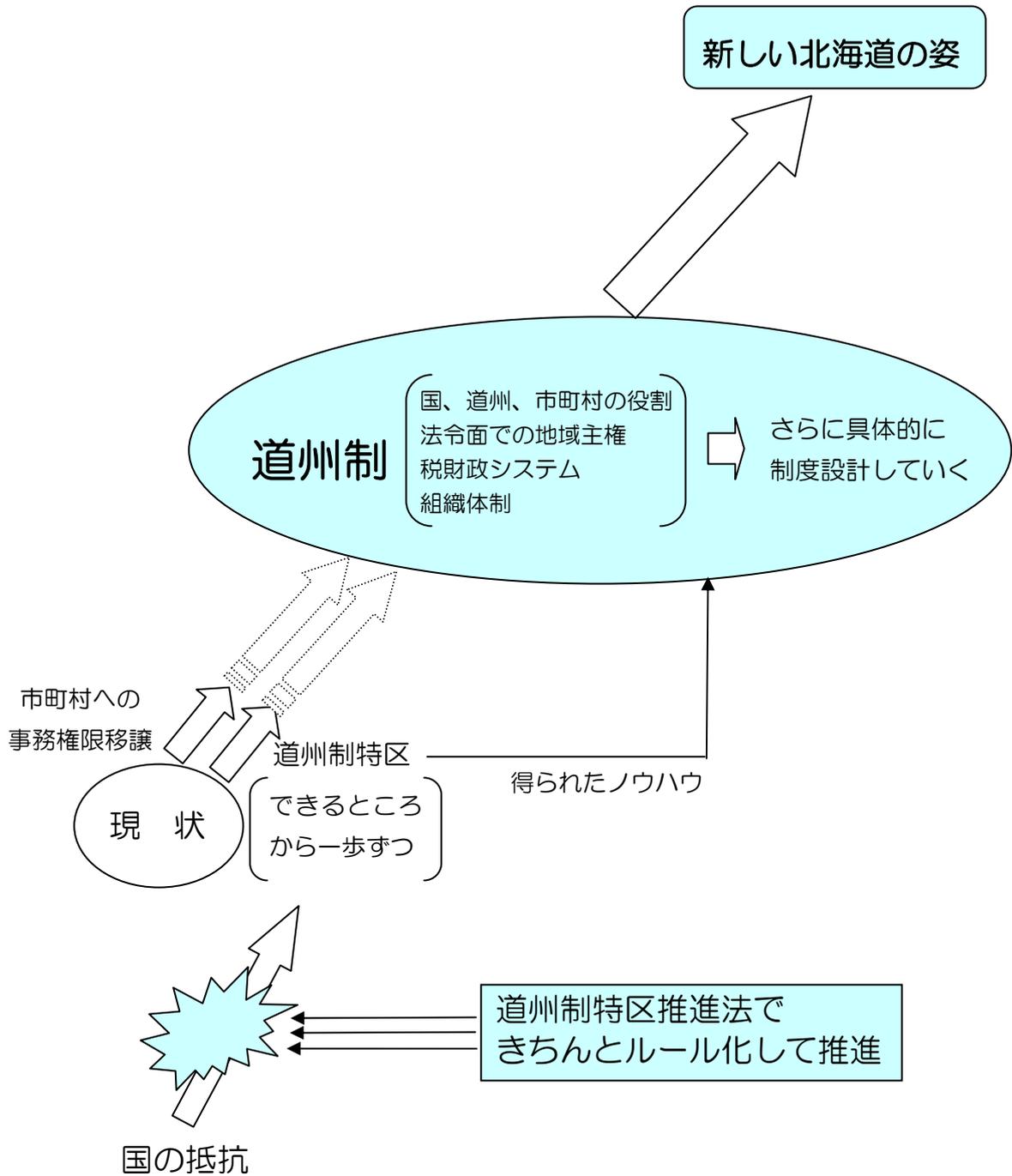


# 道州制と道州制特区



17. 10
- 自民党道州制調査会北海道検討小委員会中間報告で、「北海道道州制特区推進法案を次期国会に提出する」とされる
  - 全国知事会道州制特別委員会で、北海道道州制特区推進法の早期制定を求める緊急アピールが採択される
- 
17. 12
- 道議会で、「北海道道州制特区推進法の早期制定を求める意見書」が採択される
- 
18. 1
- 高橋知事から内閣府櫻田副大臣に対し、北海道道州制特区推進法の制定と、権限移譲に当たっての財源措置として北海道道州制特区推進交付金の制定等を要請
- 
18. 2
- 自民党道州制推進議員連盟が、北海道道州制特区推進法の試案を決定し発表(1日)
  - 高橋知事と内閣府櫻田副大臣とで、自民党道州制推進議員連盟の試案に対する意見交換を実施(5日)
  - 自民党道州制調査会(7日)
  - 自民党道州制調査会北海道検討小委員会(8・14・15・21・22日)
- 
18. 3
- 自由民主党タウンミーティング開催(帯広、北見、旭川、札幌)(4・5日)
  - 内閣府から北海道道州制特別区域推進法案の基本的考え方(検討素案)が示される。(6日)～【資料2-1】
  - 北海道道州制特別区域推進法案の基本的考え方(検討素案)に対する道の考え方を発表(8日)～【資料2-2】
  - 自由民主党道州制調査会北海道検討小委員会において、高橋知事が北海道道州制特別区域推進法案の基本的考え方(検討素案)に対する道の考え方を説明。(15日)

## 1 目的・趣旨

- ・ 地域の特性に応じた事務処理等の特例措置を講ずることにより、地方分権を推進し、行政運営の効率化を図り、もって北海道の自立的発展に資する。
- ・ あくまでも現行都道府県制を前提とした取組。

## 2 事務の移譲項目

- ・ 北海道から提案のあった13項目のうち、可能なものを移譲。
- ・ 道路、河川については、閣法で提案するに当たって、最低限盛り込まなければならない事項。第一段階の移譲として他県並みの制度とし、更なる移譲（基幹的なもの以外）については、今後要検討。
- ・ その他の項目については、今後検討を進め、必要に応じて（今後の道州制特区推進法改正により）追加。

## 3 財政措置

- ・ 移譲する道路、河川等の公共事業に関し、現在国が当該事業に要していた国費について、原則として交付金等として北海道に交付。
- ・ 交付金の使途は、移譲される道路、河川等の公共事業に限定。目的別に交付。ただし、その範囲において弾力的な執行に配慮。
- ・ なお、道州制特区は北海道の自立を促進するものであることから、5年後から移譲された事業に係る北海道特例に相当する財政措置について段階的に縮小することとし、最終的には他の都府県のレベルを検討する。

## 4 職員

- ・ 事務の移譲に関連して、国及び北海道においてスリム化を徹底。
- ・ 事務の移譲に伴い必要な人員については、北海道において国からの職員を受け入れることとする。国から北海道へ移籍する職員の退職金相当額については、北海道の負担に配慮。

## 5 見直し

- ・ この法律の施行から5年後、財政措置も含めて必要な見直しを行う。

※ 下線部については、閣法として提案するための最低条件

# 北海道道州制特別区域推進法案の基本的考え方（検討素案）

\* なお、本案については、政府部内における十分な調整が今後必要

## 1 目的・趣旨

北海道の区域を「道州制特別区域」（以下「道州制特区」という。）として設定し、当該地域の特性に応じた事務処理等の特例措置を講ずることにより、地方分権を推進し、行政運営の効率化を図り、もって北海道の自立的発展に資することを目的とする。

## 2 概要

### （1） 国及び北海道の責務

- ・ 国は、道州制特区を推進するため、国から北海道への事務の移譲及び北海道から市町村への事務の移譲等が円滑に進むよう、必要な措置を講ずるよう努める。
- ・ 北海道は、区域内の市町村の自主的な合併の推進、区域内の市町村への事務の移譲等に努める。

### （2） 道州制特区推進計画の作成等

北海道は、以下の事務処理等の特例措置を踏まえた道州制特区の取組方針、具体的目標、住民の生活の利便性の向上を図るための施策等の事項を定める道州制特区推進計画を作成し、公表する。

国は、北海道に対し、道州制特区推進計画に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

### （3） 事務処理等の特例措置（別紙1参照）

道州制特区の推進を図るため、国の地方支分部局が実施している事務を北海道知事に移譲する。

### （4） 財政措置：交付金の創設（別紙2参照）

国は、北海道知事に対し、道州制特区推進計画に基づく道路、河川等の公共事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金等を交付することができる。

その際、当分の間、事業等の円滑かつ確実な実施のために必要な額の交付金等を交付する。

※ 現在国が移譲する公共事業に要していた経費について、道路・河川等特定の目的別の交付金等として交付する。

(5) 国の権限に属する事務の移譲の要請

北海道知事は、議会の議決を経て、国に対し、道州制特区を推進するため国の権限に属する事務を移譲するよう要請することができる。

(6) 道州制特区推進本部の設置

道州制特区を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に内閣総理大臣を本部長とする道州制特区推進本部を設置する。

(7) 経過措置

・ 国有の財産等の譲渡等

事務が移譲される際に、現に当該事務の用に供している国有の財産等について、北海道において引き続き当該事務の用に供する必要があると認められる場合には、国有の財産等を北海道に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

※ 職員の引き継ぎについて

- ・ 事務の移譲に関連して、国及び北海道においてスリム化を徹底。
- ・ 事務の移譲に伴い必要な人員については、北海道において国からの職員を受け入れることとする。国から北海道へ移籍する職員の退職金相当額については、北海道の負担に配慮。

(8) 見直し規定

この法律の施行から5年後、必要な見直しを行う。なお、移譲された事業に係る北海道特例に相当する財政措置については、5年後から段階的に縮小することとし、最終的には他の都府県のレベルを検討する。

**3 施行期日**

原則として平成19年4月1日。ただし、事務の移譲については、準備に要する期間を勘案し、事項によって別途施行期日を定める。

# 『道州制特区』における事務の移譲等について

別紙1

## ※考え方

- ・道州制特区は、北海道が国の地方支分部局と管轄の範囲が同じであるという地域特性に鑑み、二重行政の改善に向けた取組を進めようとするものであり、まずは地方支分部局が実施している事務の移譲について検討する。
- ・行政運営の効率化を図る観点から、現在原則として国においてのみ実施されている事務については、今後の検討に委ねるものとする。
- ・今国会に当該事項に関連する法改正が予定されているものについては、法の成立、施行状況等も確認した上で、改めて検討する。
- ・全国的統一性の極めて高いものについては、慎重に検討する。

この考え方に沿って北海道の提案を整理

関係省庁	北海道からの提案のうち、当面の検討対象となる事項	北海道からの提案のうち、中長期的な検討対象となる事項	(参考) 将来の全国的な道州制導入の議論等に併せて検討対象となると考えられる事項例
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理容師・美容師・調理師の養成施設の指定及び監督</li> <li>・HACCPの承認及び調査・監視</li> <li>・国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関の指定及び監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立就業支援助成金事業等</li> <li>・職業紹介</li> <li>・医療保険各法に係る保険医療機関の指導及び監査</li> <li>・医薬品及び医療用具の製造業及び輸入販売業の許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業訓練</li> </ul>
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民有林の治山事業</li> <li>・農業関係事業の経由事務の移譲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地転用の許可、事前協議</li> <li>・保安林の指定・解除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な土地改良事業</li> <li>・漁港</li> </ul>
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所法関係の許認可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小小売商業高度化事業計画の認定等</li> <li>・前払式割賦販売業者等に対する営業許可等</li> </ul>	
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画決定の際の大臣同意の廃止</li> <li>・砂防事業</li> <li>・国道の整備管理(他県並み)(★)</li> <li>・河川管理(他県並み)(★)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路運送法に基づく許認可</li> <li>・過疎地におけるNPO等に対する有償運送許可に関する権限の移譲</li> <li>・国道の整備管理(基幹的なものを除く)</li> <li>・河川管理(基幹的なものを除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二種空港の管理</li> <li>・旅行業、ホテル・旅館の登録</li> <li>・自動車登録検査</li> <li>・港湾</li> </ul>
環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護法に係る危険獵法(麻醉薬の使用)及び国指定鳥獣保護区内での捕獲許可に関する権限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害規制基準の設定</li> <li>・産業廃棄物処理施設等の基準等の設定</li> </ul>	

- ※当面の検討対象事項の中にも、政省令、告示の改正で足りるものもある。
- ※産業クラスター計画の策定・実施、生活交通維持確保計画の承認は法令上の権限ではない。
- ※経路については、移譲の方向を確認済み。
- ※★印については、政府提案する場合には、最低限盛り込まなければならない事項。
- ※連携共同事業(道路の除雪、入国管理に係る職員の派遣等)についても、工程表に基づき着実に実施。

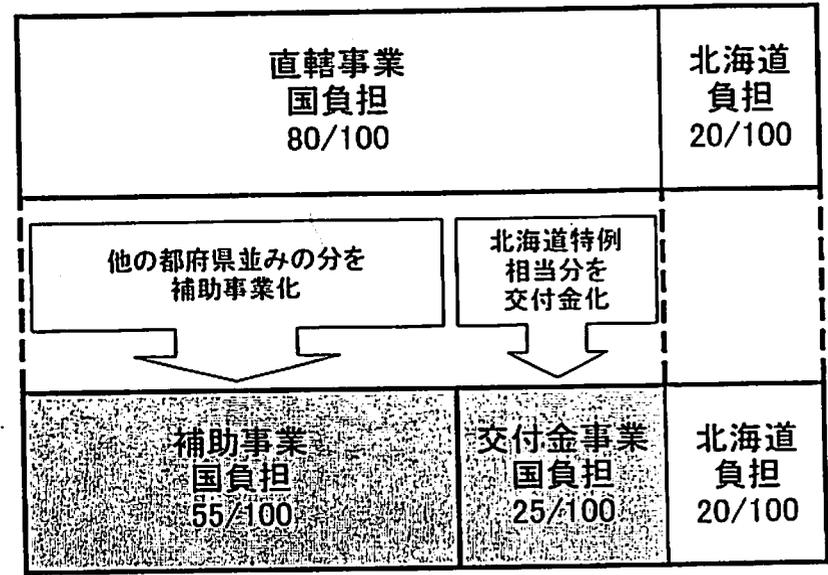
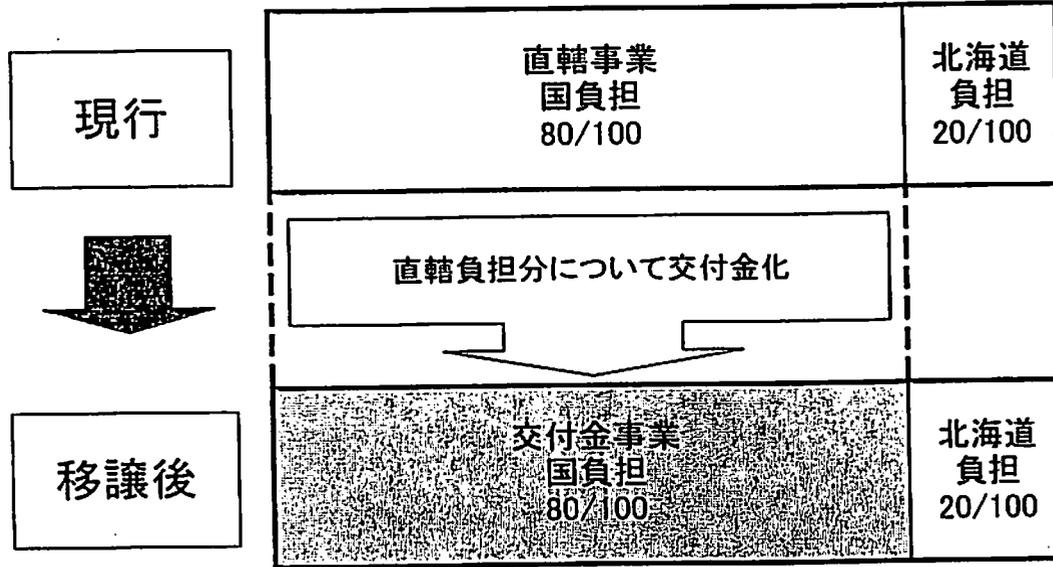
# 北海道道州制特区推進交付金(仮称)のイメージについて(案)

## 【例】 道路の改築事業を移譲する場合

A案: 全てを交付金化

B案: 他の都府県並みの部分を補助事業化し、北海道特例相当分を交付金化

4



(参考)  
本州等

補助事業 国負担 55/100	都府県 負担 45/100
-----------------------	---------------------

補助事業 国負担 55/100	都府県 負担 45/100
-----------------------	---------------------

※ 道路・河川等特定の目的別の交付金を創設

平成18年3月7日

「北海道道州制特別区域推進法案骨子（検討素案）」  
に対する道の考え方

道としては、内閣府から示された「北海道道州制特別区域推進法案骨子（検討素案）」については、地方分権を推進する観点が乏しく、また、「北海道特例を含めて財源措置が確実に法律上担保されなければ受け入れられない」という道の主張に沿ったものとなっていない。このままでは到底受け入れることはできないことから、再考を強く要請する。

財源措置については、北海道特例相当分の縮小、廃止が前提とされているものである。

「北海道特例に相当する財政措置について、5年後から段階的に縮小することとし、最終的には他の都府県のレベルを検討する」としていることは、特例が定められている北海道の特殊性を無視したものである。

地方分権の観点から十分なものになっていない。

今後の道州制特区を推進する上で、北海道の提案を反映できる仕組みとすべき。

- ・「国の権限に属する事務の移譲の要請」を受けて、国がどう対応するか定めるべき。
- ・「道州制特区推進本部」が果たす役割や、知事の参画を明確にすべき。

交付金について北海道が自主的・効率的に執行できるものとすべき。

・交付金については、全てを交付金化した上で、かつ、整備と管理が一体化した交付金とすべき。また、道の負担の義務づけはすべきでない。

道が提案してきた「条例の範囲の拡大」を盛り込むべき。

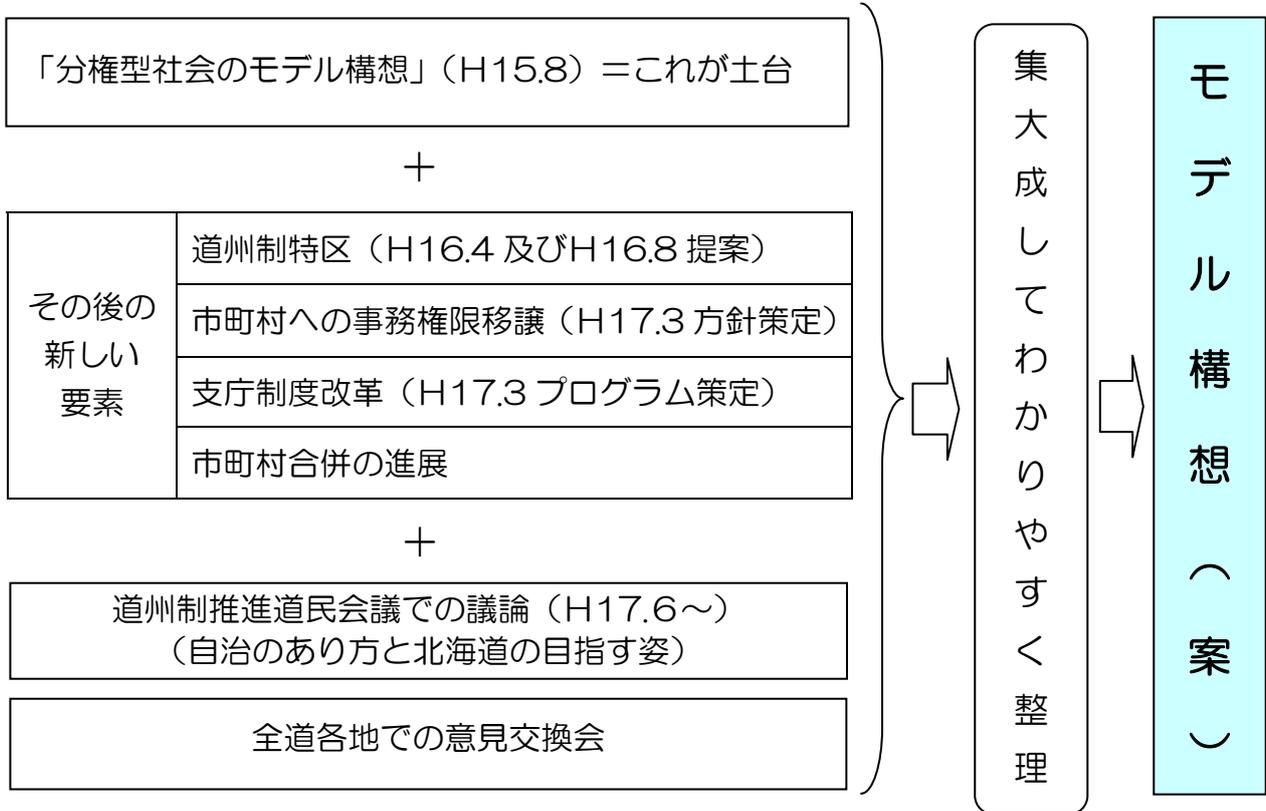
国の職員の受け入れについても、一方的な押しつけになる可能性がある。

権限の移譲に伴う職員については、道として全く受け入れないとしているものではないが、国も道と同等の削減措置（道は5年間で22%）を行うことが大前提であり、その上で執行体制について十分検証し必要な範囲で国に職員の移籍、出向等を求めることになると考えている。

人件費については、国の在籍期間見合いの退職金を含めて当然に国が負担すべき。

モデル構想（案）をお読みいただくにあたって

■「構想案」作成の経過

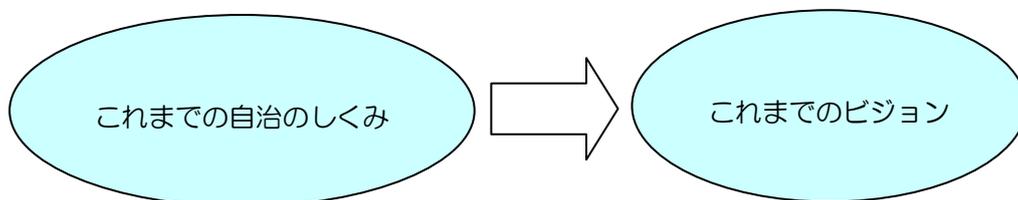


これから1年間道内議論を深めて成案にしていきます。

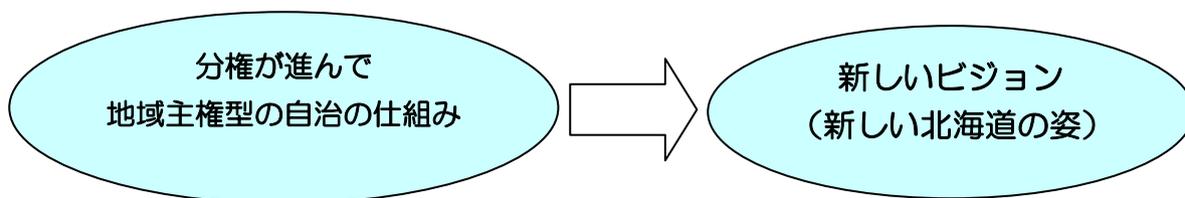
もっと議論して内容を豊かにしていきたいと思えます。

## ■期待される議論

(これまででは地方分権が進んでいない自治の仕組みを前提にビジョンを考えていました)

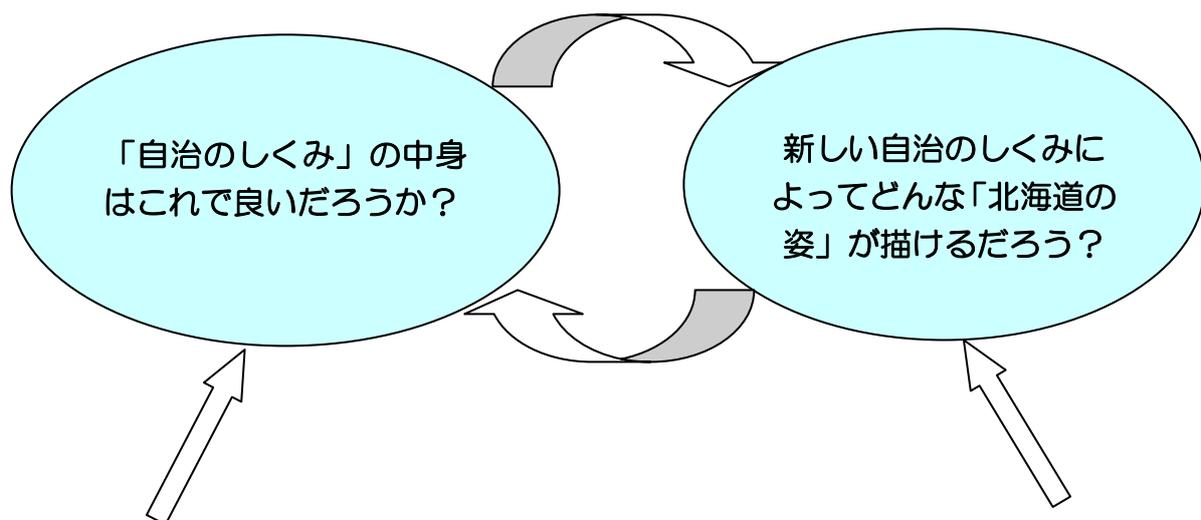


《これからは地方分権が進み地域主権となった自治の仕組みを前提に  
新しいビジョンを考えることができます》



そこで… 

〈今回のモデル構想案で期待される議論〉



すでにかかなりの程度を構想案に書き込んでいますがさらにご検討ください。

もっともっと膨らませていく部分です。自由闊達に議論してください。

# 地域主権型社会のモデル構想 (案)

～北海道の未来と道州制について議論していただくために～

平成18年3月

北海道

# 目次

## 第1章 北海道を取り巻く環境

- 1 北海道の現状及びこれから迎える状況 . . . . . 1
- 2 地方分権に関する全国及び北海道の動き . . . . . 7

## 第2章 北海道が目指す地域主権型社会

- 1 目指す地域主権型社会の姿 . . . . . 11
- 2 地域主権型社会の実現を目指した自治のかたち ー道州制ー . . . . . 13
  - (1) 市町村、道州、国の役割分担 . . . . . 17
  - (2) 市町村、道州の権限 . . . . . 21
  - (3) 市町村、道州の税財政制度 . . . . . 25
  - (4) 市町村、道州の組織 . . . . . 29
  - (5) 地域コミュニティや住民自治 . . . . . 35
- 3 地域主権型社会における将来の北海道の姿 . . . . . 41

## 第3章 地域主権型社会の実現に向けた取組

- 1 道州制特区 . . . . . 49
- 2 道から市町村への事務・権限の移譲 . . . . . 55
- 3 市町村合併の推進 . . . . . 61
- 4 支庁制度改革 . . . . . 65
- 5 道州制北海道モデル事業 . . . . . 69
- 6 道民や市町村との議論 . . . . . 71

## 参考資料

- 1 道州制に関する北海道の取組の経緯 . . . . . 78
- 2 道州制特区に向けた提案事項の具体の実現状況（平成18年3月現在） . . . . . 80
- 3 市町村への事務・権限移譲リストのパッケージ・最小基本単位一覧表  
（平成17年3月現在） . . . . . 93
- 4 第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」  
（平成18年2月）の骨子 . . . . . 102

# はじめに

これからの21世紀、北海道では、人口減少や少子高齢化が急速に進行することが予測されます。また、地方財政が危機的な状況にある一方、国も多額の債務を累積させており、行政は地域課題を解決するための力を急速に失いつつあります。

そのような中、北海道は、住民一人一人が活力をもって生活できる場であり続けることができるのか、高齢者はもちろんすべての道民の皆様が安心して暮らしていける社会であり続けることができるのか、今真剣に問われています。私たちは、住民と行政が一体となって、人口減少や超高齢化を乗り切ることができる、活力があり、安心・安全な暮らしができる地域社会を創り上げていかなければなりません。

私は、そのための社会のあり方が地域主権型社会だと考えています。地域主権型社会は、地方分権をさらに推し進めたものです。官依存、中央依存から抜け出し、地域の課題解決や活性化のために、一人一人の個人が、そして共に力を合わせた住民が、更には地方自治体が、自ら主体的に考え、決断し、行動する社会です。そして、こうした地域主権型社会にふさわしい自治の仕組みが道州制です。

これまで道では、将来の自治の姿について検討を行うため、平成15年8月に、道州制を基本とした「分権型社会のモデル構想」を策定し、これを基に道民の皆様方と議論を積み重ねるとともに、道としての検討を深めてきました。また、道州制特区や道から市町村への権限移譲など、道州制を展望した取組を、できるところから一步ずつ進めて参りました。

今般、これまでの様々な議論や取組をもとに、今後さらに北海道の将来について道民の方々と議論を深めていくための素材として、「地域主権型社会のモデル構想～北海道の未来と道州制～」を策定しました。今、北海道の将来について道民の方々とビジョンを共有しながら、共に行動を起こしていくことが強く求められているものと考えます。この「地域主権型社会のモデル構想」をもとに、私自身、道民の方々との議論、そして実践に、より一層力を入れていきたいと考えています。

北海道知事

高橋 はるみ

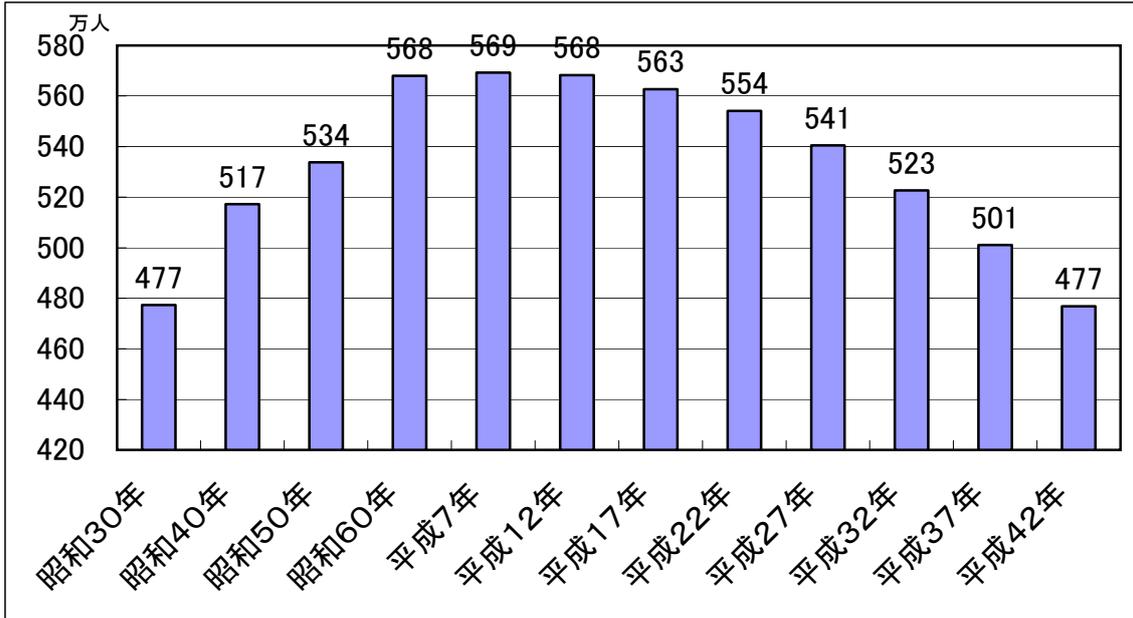
# 第1章 北海道を取り巻く環境

## 1 北海道の現状及びこれから迎える状況

### 【加速する人口減少】

- 現在、北海道では人口減少が加速的に進んでいます。平成12年の国勢調査では5,683,062人いた人口が、平成17年の国勢調査では5,627,422人（速報値）となり、この5年間に55,640人、約1.0%も減少しています。
  
- これまで、北海道の人口減少の大きな要因となっていたのは、進学や就職などで道外に人口が流出する社会減でしたが、平成15年からは出生者数が死亡者数を下回る自然減が始まりました。今後は、少子化の進展により一層の人口減少は避けられません。25年後には北海道の人口は約86万人減って477万人にまで減少するとの推計もあります。これは、昭和30年頃と同じ水準です。少子化対策は重要ですが、そのみをもって当面人口減少を止められるものではありません。
  
- 人口減少の進行は市町村間で大きな差が生じることが予測されています。経済や生活様式の都市化が進む中、札幌や旭川、函館近郊などは人口がそれほど減少しないと見込まれる一方で、平成42年には平成12年と比べて人口が6割以下にまで減る市町村が数多く見込まれています。

◆ 道内人口の推移と将来推計



※ 昭和30年～平成12年までは国勢調査確定値

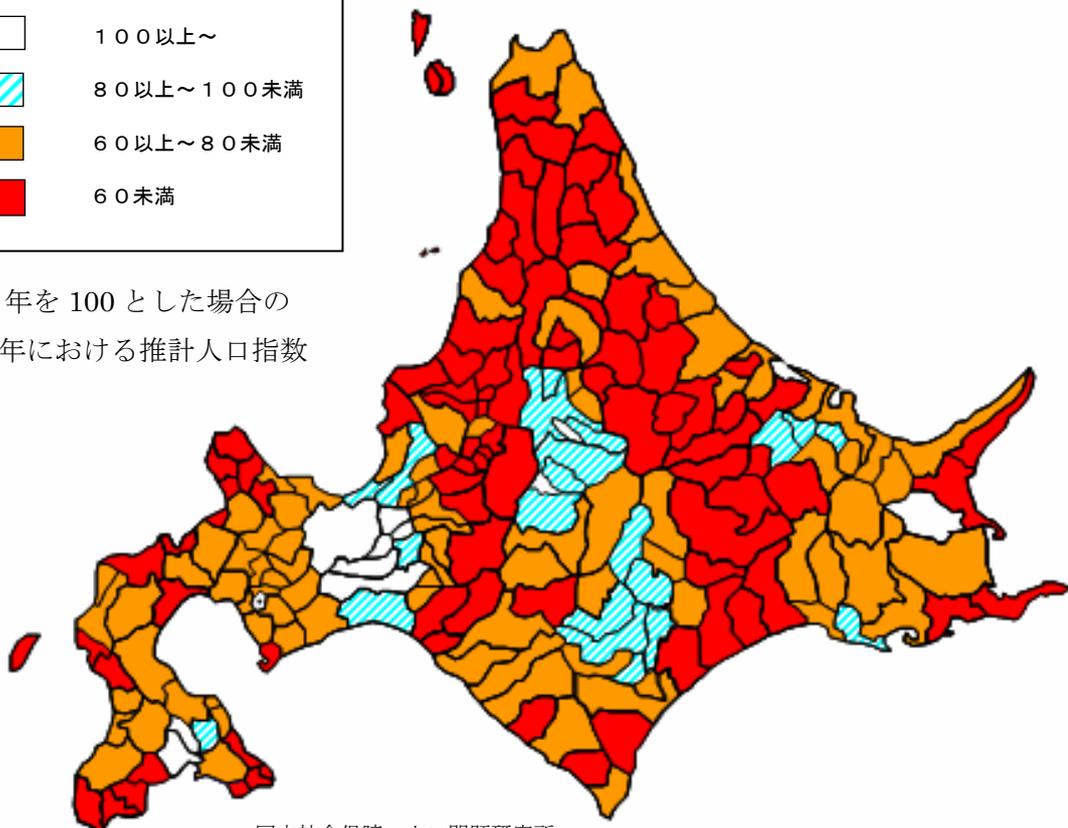
※ 平成17年は国勢調査速報値

※ 平成22年から平成42年までは、国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の市区町村別将来推計人口」(平成15年12月)より

◆ 道内市町村の将来推計人口



平成12年を100とした場合の  
平成42年における推計人口指数



国立社会保障・人口問題研究所

「日本の市区町村別将来推計人口」(平成15年12月)より

(※推計との整合を図るため平成15年12月時点の市町村単位の図となっています。)

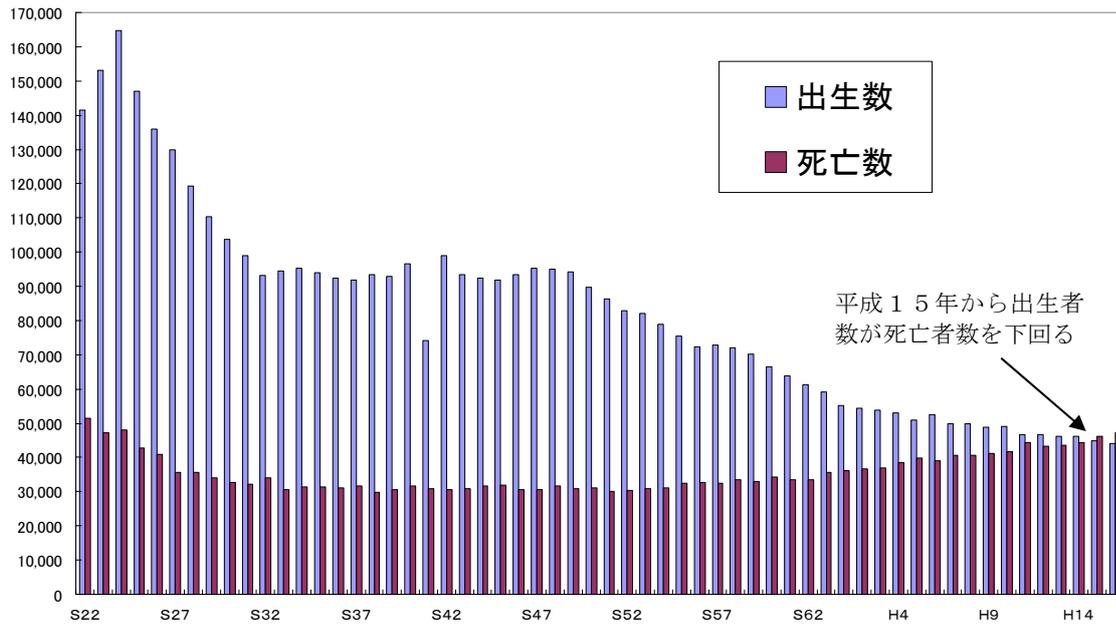
### 【急速な少子高齢社会の到来】

- 人口減少が進む一方、社会の急速な高齢化も進んでいます。平成16年には20.8%（総務省「平成16年10月1日現在将来推計人口」）であった北海道の65歳以上の老年人口割合は、平成42年には約33%まで上昇すると推計されており、市町村別にみれば40%を超える市町村が多数生じて、50%を超える市町村の発生も予測されています。
- 高齢化の進展は、少子化にも大きな要因があります。戦後まもなくは年間15万人前後の子供が道内でも生まれていましたが、平成16年は年間4万4千人程度となっており、年々減少してきています。1人の女性が生涯に産む平均的な子供の数である合計特殊出生率も、全国平均が1.29（平成16年）の中、北海道は1.19で、都道府県別にみると全国4番目の低さです。昭和40年代後半に生まれた第2次ベビーブーム世代が親になる年齢になっても出生者数が増えていないというのが現在の状況ですが、今後は親になる世代の減少も進むことなどから、少子化がますます加速することが危惧されます。

※ データは厚生労働省「人口動態統計」より

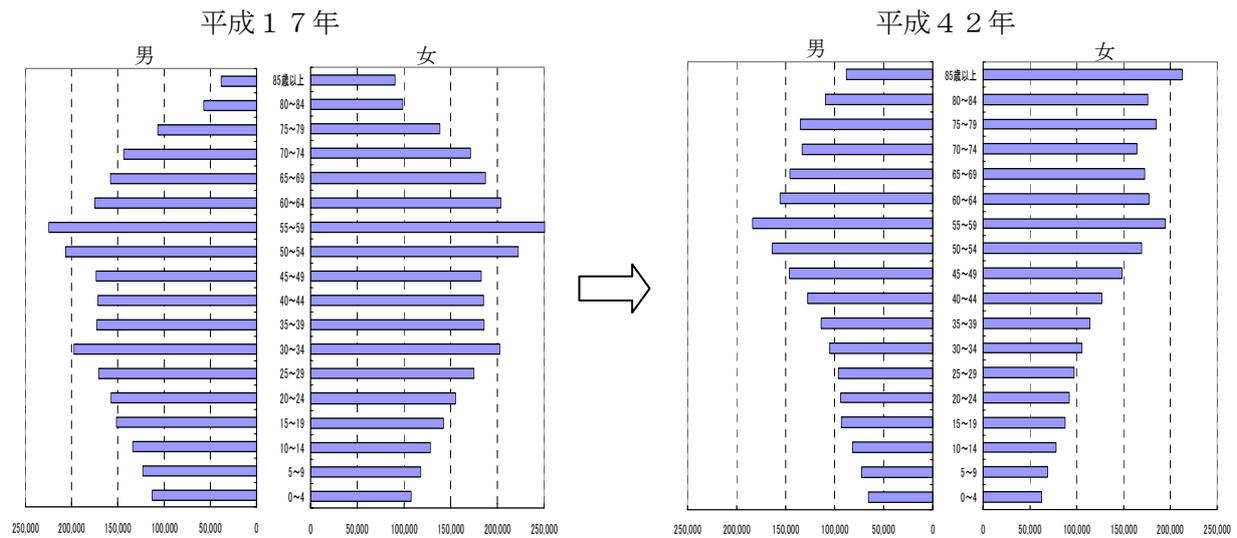
- 現在、道内最大の人口層を占める団塊の世代がまもなく60歳を迎えますが、人口ピラミッドの推計にみられるように、平成42年には75歳以上の後期高齢者が道内でも大きな割合を占めるようになります。生活水準や医療技術の向上等により、多くの方が長生きできるようになった現状は大変すばらしいことです。しかしながら、例えば、平成18年に道が策定した北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の中で、介護保険の要支援・要介護者数の65歳以上の人口に対する割合は、平成16年度末で前期高齢者（65～74歳）が5.1%であるのに対し後期高齢者は29.7%で、約6倍の高さであることが指摘されているように、高齢者を支え、また、相互に支え合う社会の仕組みの重要性は年々高まっています。引き続き高齢者の方が安心して暮らせるような備えを十分しておく必要があります。

◆ 北海道の出生者数と死亡者数の推移



※厚生労働省「人口動態調査」より

◆ 北海道の人口ピラミッドの推計



※ 国立社会保障・人口問題研究所ホームページ「小地域簡易将来人口推計システム」により推計

◆ 北海道内の市町村別の高齢化率と将来推計

高齢化率	市町村数 (平成12年)	市町村数 (平成42年)
30%未満	191	10
30～40%	21	123
40～50%	0	73
50%以上	0	6

※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口（平成15年12月推計）」より  
 （推計との整合性を図るため市町村数の合計は平成15年12月時点の212になっています。）

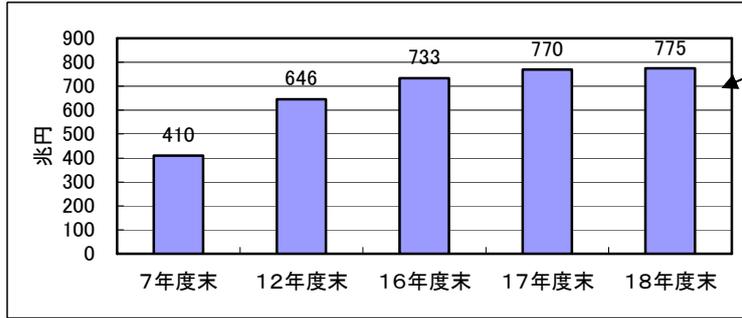
### 【深刻化する国・道の財政状況】

- 現在国や道の財政状況は危機的な状況にあります。国・地方をあわせた政府全体の長期債務残高は約770兆円にまで膨れ上がり、国民一人あたり600万円を超える借金となっています。国の一般会計のうち、借金でその支出を賄っている率も近年約4割前後となっており、国の長期債務残高は現在も年々増え続けています。医療や年金に要する経費が今後大幅に増加することが必至となる中、その費用を誰がどのように負担するかが大きな問題となっています。
- 道の財政状況も、国と同様この10年間で道債残高が2倍近くに増えており、平成18年度における道民1人あたりの道債残高は約99万円となっています。また、過去に発行した道債の償還費が増加する中で、景気の低迷により道税収入が大きく落ち込むとともに、国の三位一体改革において地方交付税等が大幅に削減されるなど、構造的な歳入・歳出のギャップが生じており、赤字再建団体への転落が目前に迫った危機的な状況にあります。このため、道は財政立て直しに向けて全庁一丸となって取り組んでおり、平成18年2月に策定した「新たな行財政構造改革の取組み」に基づき、平成19年度までの2年間で1,800億円の収支不足を解消するとともに、行財政構造の抜本的改革に取り組む、持続可能な行財政構造の構築を目指しています。

### 【人口減少・超高齢化を乗り越える地域づくり】

- 人口減少や少子高齢化が急速に進行することが見込まれている中、今後北海道の地域社会が、住民一人一人が活力をもって生活できる場であり続けることができるのか、高齢者でも安心して暮らしていける社会であり続けることができるのかということは大変重要な課題となっています。
- もともと広大な大地に分散して住民が住む広域分散型の北海道での人口減少は、全国でもまれにみる超低密度社会を生じさせ、日常生活に必要な機能が十分確保できなくなる地域が生じてくるのが危惧されます。高齢社会となりますますます重要性を増す医療や保健、福祉サービスを、地域でどう確保するかということも問題になります。その一方で、国・地方を通じて800兆円に迫る長期債務残高を抱えており、行政としての対応も相当の制約がかかることは避けられません。
- そのような中でも、我々は、住民と行政が一体となって、人口減少や超高齢化を乗り越える地域社会をつくっていかねばなりません。活力があり、安心・安全な暮らしができる地域空間を創り上げていかねばなりません。そのための社会のあり方が地域主権型社会であり、それは、地域の課題解決や地域の活性化を国任せにするのではなく、一人一人の個人が、そして共に力を合わせた住民が、更には地方自治体が、自ら主体的に考え、決断し、行動する社会だと考えます。そして、地域主権型社会に資する自治の場を実現する仕組みが道州制です。第2章以下では、そのような地域主権型社会や道州制についての考え方、その実現に向けた取組をまとめています。

◆ 国・地方をあわせた長期債務残高の状況

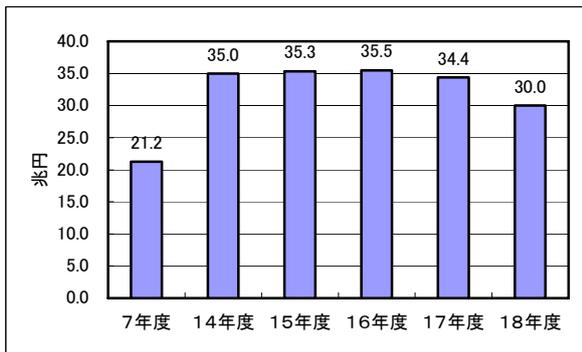


国民1人当たり  
約600万円

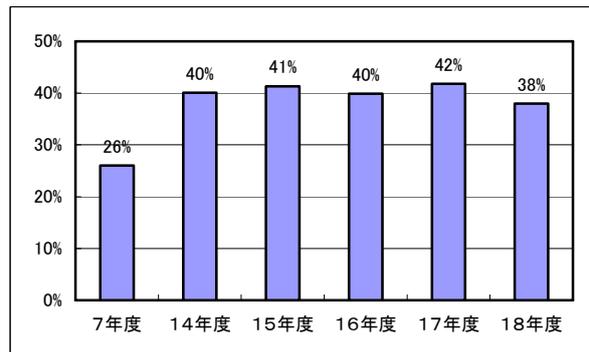
※16年度までは実績。17年度は実績見込み。18年度は政府見通し。

◆ 国の歳入（一般会計）に占める公債金収入の推移

<収入額>

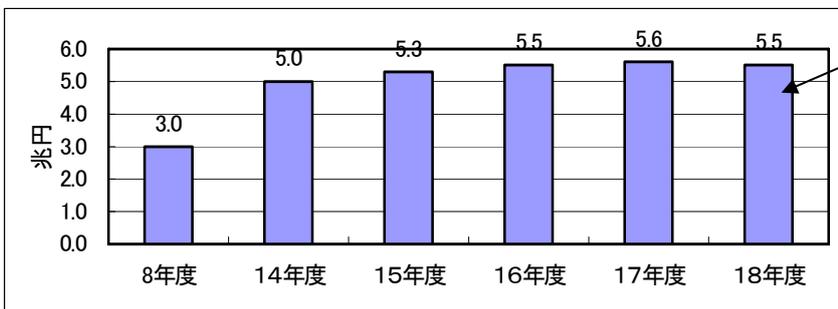


<収入割合>



16年度以前は決算。17・18年度は当初予算。

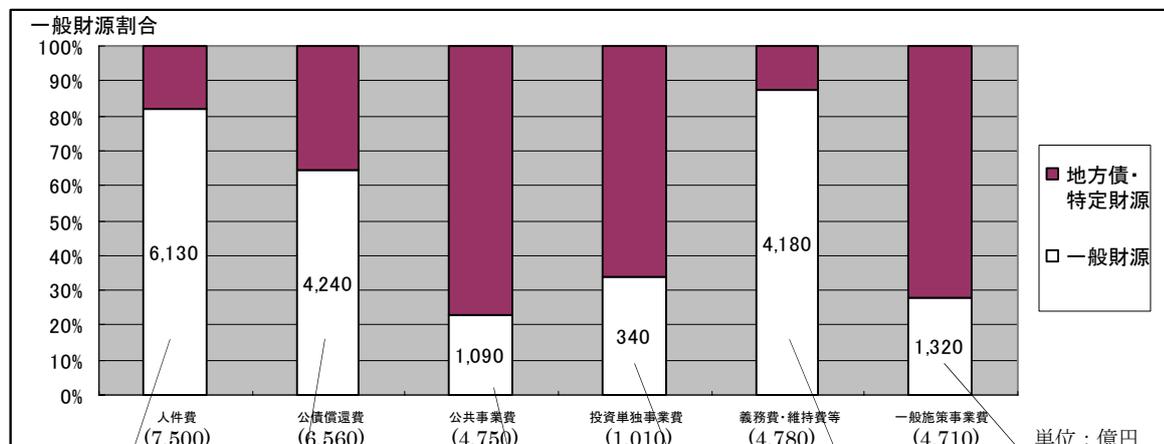
◆ 道債残高の推移



道民1人当たり  
約99万円

※16年度までは決算。17・18年度は当初予算段階の見込み。

◆ 道の歳出に占める一般財源（平成17年度）



(「新たな行財政構造改革の取組み」によるH19年度の目標額)

5,640億円 (▲490億円)    4,340億円 (100億円)    920億円 (▲170億円)    220億円 (▲120億円)    4,030億円 (▲150億円)    1,040億円 (▲280億円)

## 2 地方分権に関する全国及び北海道の動き

### 【地方分権に関するこれまでの流れ】

- 戦後の高度経済成長が終わりを迎えるにつれて、「地方の時代」という言葉が広まったように、地方からの発想や取組が重視される考え方が日本に浸透してきました。昭和50年代後半からは、政府の行政改革に関する審議会でも地方分権の推進がはっきり意識されるようになり、平成2年に発足した臨時行政改革推進審議会（第3次行革審）では、地方分権の突破口として、パイロット自治体制度が打ち出されました。
- その後、地方分権の動きは急速な高まりを見せ、平成5年に入ると民間政治臨調や経団連など経済界でも地方分権の推進に関する提言が相次ぎ、平成5年6月には、衆議院及び参議院で憲政史上初めて「地方分権推進に関する決議」が全会一致で採択されました。また、臨時行政改革推進審議会は、引き続き議論を続け、平成5年10月に最終答申を出しましたが、その中では官と民との関係の見直しと国と地方の関係の見直しが行政のあり方として特に重要であるとして、規制緩和と地方分権を大きく取り上げており、その後の地方分権の流れを決定的なものにしました。
- こうした流れを受けて、平成7年には地方分権の理念や推進のための方策を定めた地方分権推進法が制定されるとともに、同法に基づき設置された地方分権推進委員会が5次に渡って行った勧告を踏まえた、いわゆる地方分権一括法が平成12年に施行され、日本における地方分権は一步を踏み出しました。
- 地方分権一括法は、475本もの法律を一斉に改正したものであり、様々な内容を含みますが、大きな成果とされるのが、機関委任事務の廃止です。また、国から地方自治体への関与も大きく見直され、国と地方自治体が対等協力の関係で住民福祉の向上に努めることが明確になりました。
- その後も地方分権を進める動きは続いており、住民に最も身近な市町村の行財政基盤を強化する市町村合併や、地方分権一括法が手をつけることができなかつた税財政面での地方の裁量拡大を図る三位一体改革が進められ、平成16年には政府の第28次地方制度調査会がさらに地方分権を進めるという観点から道州制についての検討を行い、平成18年2月に「道州制のあり方に関する答申」を出しています。

◆ 平成以降の地方分権の動き

H2 臨時行政改革推進審議会において地方分権の議論始まる

H5 **地方分権の推進に関する国会の決議**  
 衆議院 6月3日 参議院 6月4日

H7 **地方分権推進法施行**  
 地方分権の理念や推進に関する方策が定められる。



**地方分権推進委員会発足**  
 平成8年から平成10年にかけて5次に渡り政府に勧告

H12 **地方分権一括法施行**  
 地方分権推進委員会勧告を踏まえて、地方自治法の475本の法律を一括して改正

<主な内容>  
 ・機関委任事務制度の廃止 ・国から自治体への関与の見直し 等



○国と自治体を対等協力の関係に ○自治体の裁量を向上

**市町村合併の推進**

平成11年には3200以上あった市町村が  
 平成18年4月には1820に  
 「合併新法」のもと平成17年度以降もさら  
 に合併を推進

H15 **三位一体改革**  
 地方への税源移譲を目指す三位一体改  
 革が骨太方針2004の中で打ち出される



H17 平成18年度までの三位一体改革の全  
 体像について合意  
 ・H17、18予算で4兆円を上回る補助  
 金を廃止・縮減  
 ・3兆円規模の税源移譲を所得税から  
 個人住民税への移譲によって行う



○自治体の財源面での裁  
 量の拡大へ



○市町村の行財政  
 基盤を強化

**道州制議論の開始**

道州制の議論が政府の地  
 方制度調査会ではじまる



○さらなる  
 地方分権へ

答申

## 【北海道における道州制の検討】

- 北海道における道州制の検討は、平成12年に地方分権一括法が施行されたことを契機に、さらなる地方分権の推進を見据えて、北海道にふさわしい地方自治のかたちはどのようなものであるか議論するという観点から開始されました。
- 平成12年5月に、有識者からなる「道州制検討懇話会」が設置され、同懇話会は、これまでの様々な道州制に関する提言を調べるとともに、諸外国の財政調整制度も踏まえた上で日本における財政調整制度について様々な試算を行うなど、精力的に議論を積み重ねた上で、平成13年2月に、報告書として「道州制 北海道発・分権型社会の展望」をとりまとめ、知事に提出しました。
- この報告書をベースに道自身としてもさらに検討を行い、平成15年8月には、「道民の皆さんと幅広く議論を進めていくための素材」として「分権型社会のモデル構想 ー北海道から道州制を展望してー」を作成し、道内外との幅広い意見交換に力を入れてきました。当構想「地域主権型社会のモデル構想（案） ～北海道の未来と道州制について議論していただくために～」は、いわばこの「分権型社会のモデル構想」を幅広い議論や検討を踏まえて内容を深めた後継書といえます。
- この間、道としては道州制特区や市町村への権限移譲など、地域主権を進める取組に力を入れる一方、道民や市町村の方々と議論を深めながら取り組んできており、平成16年以降だけで300回を超える講演会や意見交換会に参加して、道としても検討を深めるとともに、道内議論の活発化に努めてきたところです。また、近年道州制に関連した提言が道内の様々な民間団体から相次いでおり、道内における道州制議論が活発化しています。

◆ 道州制検討懇話会の構成メンバー

氏名	役職等(当時)	
横山 純一	北海学園大学法学部教授	座長
石本 玲子	電通北海道クリエイティブ局ディレクター	
井上 久志	北海道大学経済学部教授	
岡部 三男	北海道経済連合会専務理事	
佐藤 克廣	北海学園大学法学部教授	
谷 紘子	札幌市中央区長	
寺島 光一郎	乙部町長	

◆ 「分権型社会のモデル構想」の概要

(道州制の考え方)

- 現行憲法に定める地方自治体としての道州制
- 住民自治に寄与するものとしての道州制
- 地方分権の受け皿としての道州制
- 地方財政調整制度を前提とする道州制

(道州・市町村の役割)

- 新たな広域自治体としての道州は、北海道全体を豊かに発展させていく観点から、例えば産業の振興や雇用政策、交通、社会資本の整備などのうち、広域にわたるもの、また、先進的な試験研究など専門性が高いもの、教育や医療の分野における人材の確保などを担っていきます。
- 基礎自治体である市町村は、地域における総合的な行政主体として、住民の暮らしや地域の産業振興などの行政サービスを、地域の実情に応じて提供していく役割を担っていきます。
- 国は、例えば外交や安全保障など国家として本来果たすべきことや、必要最小限の範囲で地方を支援することなどにその役割は限定されることが必要です。

(道州制での地域の暮らしや経済の姿)

- 地域の自己決定権の拡大  
私たちに身近な事柄を私たちの「ものさし」で決められるようになります。
- 北海道の有する多様な特性の発現  
私たちのまちが、次の世代に夢と誇りを持って引き継げる豊かな「ふるさと」になっていきます。
- 地域特性に根ざした地域経済の戦略的発展  
私たちの地域の経済が新しい可能性を伸ばして力強く歩んでいきます。
- チャレンジ型政策の積極的展開  
チャレンジする人々を支え、北海道の新たな可能性を高めていきます。

## 第2章 北海道が目指す地域主権型社会

### 1 目指す地域主権型社会の姿

#### 【地域主権型社会とは何か】

- これまで使われてきた「地方分権」という言葉では、国と地方自治体という行政同士での権限のやりとりの問題にとどまってしまう恐れがあるとともに、国という中央の視点から地方自治体に権限を「分け与える」という意味合いにとられかねない面があります。
- そこで、北海道は、単に行政権限の問題ではなく、もっと広く社会のあり方を変えていく考え方としての意味を込めて「地域主権」という言葉を用いています。その「地域主権」とは、一人一人の個人が、そして共に力を合わせた住民が、更には地方自治体が、自ら主体的に考え、決断し、そして行動することが重要であるとする考え方であり、国からの視点ではなく住民や地域を主体とするものです。そのような道民によって形作られる社会を「地域主権型社会」と考えています。「地域主権型社会」では、地域のことは地域自らで、しかもできる限り住民に近いところで決められることになると考えています。

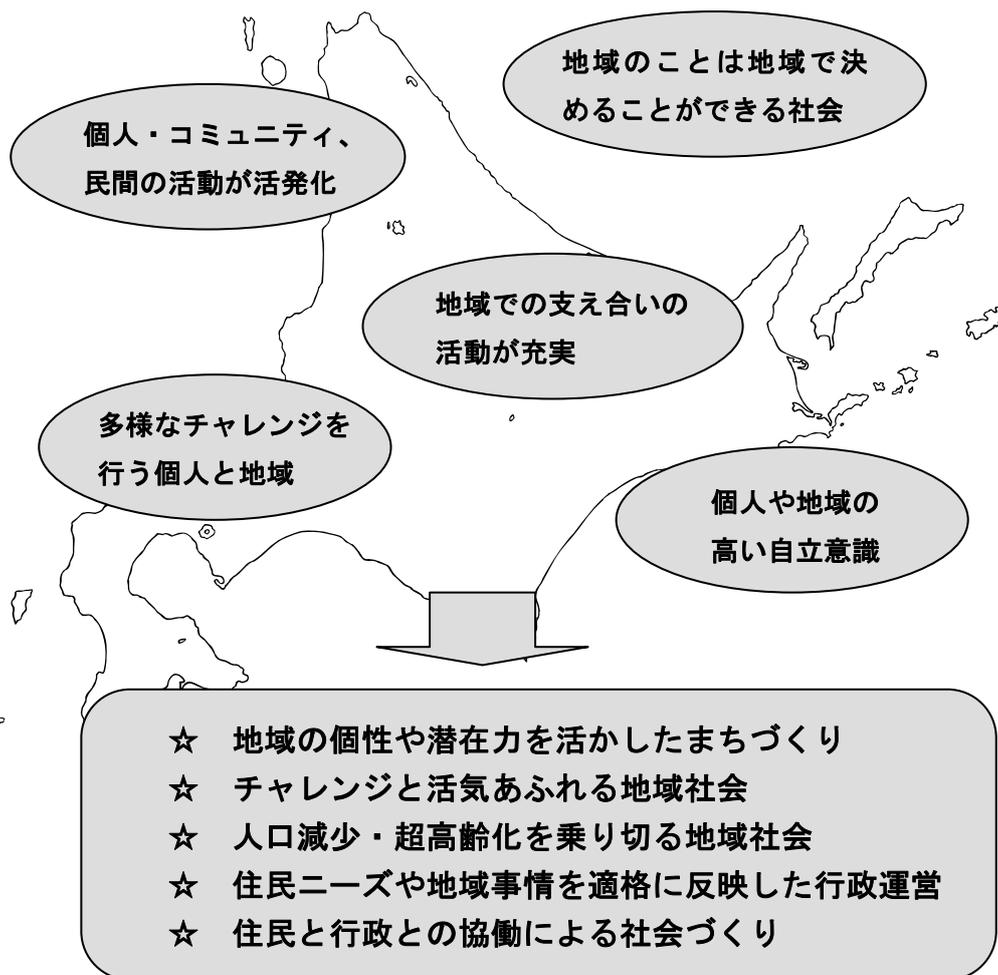
#### 【中央集権型社会の限界】

- 「地域主権」の反対に位置する考え方が「中央集権」と言えます。明治からこのかた、日本は中央集権型の仕組みをつくることによって発展してきたと言われます。欧米の技術や制度を、国を中心として取り入れ、それを法令や通達、補助金などにより日本全国津々浦々まで行き渡らせることにより、日本全体の生活水準を効率的に高めることに成功してきました。
- しかし、ナショナルミニマムの達成が一定程度行われ、社会の成熟化、多様化が進むにつれ、欧米の仕組みの輸入や国による課題解決を期待するだけでは住民の幸せを高めることが難しくなってきました。また、全国一律の仕組みでは、多様な個性をもつ日本の各地が地域の潜在力を活かすことも容易ではありません。
- 今後は、国任せにせず、住民それぞれが、自分たちの抱える課題や目標に向かって、知恵を絞り、みんなで議論して取り組んでいかなければ、課題の解決も地域の活性化もできない時代になってきているのではないのでしょうか。

#### 【地域主権が生み出す地域の元気】

- 自ら考え行動する人達が多い地域には元気が生まれます。やる気と元気があるところには、創意工夫とチャレンジが生まれます。そして、失敗を恐れずチャレンジするところに、始めて成功が生まれるのではないのでしょうか。またそれが地域を元気に、北海道や日本を豊かにしていきます。
- 多様で元気で行動的な社会。一人一人の個性が地域を形づくり、個性的な地域が集まって日本をつくる。そんなパッチワークのような社会が北海道の目指す地域主権型社会です。

◆ 地域主権型社会のイメージ



◆ 地域主権型社会のイメージ ～ スクールバスの導入議論を例にして ～

<これまでありがちな議論>

P T A → 私達は児童の通学の際の安全を守るため、スクールバスを〇〇小学校に導入することを求めます。

市役所 → 〇〇小学校は都市部なので、スクールバスの補助金が国から出ないので財政的に難しいです。それに、市として〇〇小学校だけスクールバスを導入することはできません。

P T A → (なんで行政は住民の声より補助金のことばかり気にするのだろう・・・)

市役所 → (どうして住民は財源のことを考えないで要望するばかりなんだろう・・・)

<地域主権型社会での議論>

上記の例は、補助金の有無や他との横並びばかりを気にする行政や、要望だけして終わりとする住民側を少し誇張して書いています。地域のことは地域で決めるという意識が互いに高まれば、例えばバスの運行経費は親が半分程度は負担するとか、運転手は学区内に住むバスの運転手を退職した方がボランティア的に運転するとか、バスを夜停めておくところの除雪は親や地域住民で分担して定時運行を確保するとか、行政は保険等に入って事故等があったときの責任をカバーするなどいろいろな可能性が考えられます。さらには、バスが介護施設や障害者施設への送り迎えも兼ねて、体にハンディがある人の外出を支援するとともに、子供達にいろいろな社会の姿を見せ、そうした方々への優しさを培うということも考えられます。国や行政にまちづくりや地域課題の解決を任せないことで、地域の暮らしを豊かにするいろいろな可能性が広がるのではないのでしょうか。

## 2 地域主権型社会の実現を目指した自治のかたち — 道州制 —

### 【道州制】

- 北海道は、地域主権型社会にふさわしい自治のかたちを総称して、「道州制」と呼んでいます。一般的には、道州制は都道府県制に変わる広域自治体の一つのあり方として議論されることが多いですが、広域自治体の仕組みは国や基礎自治体、地域コミュニティ等と切り離して考えることはできません。むしろ、自治にとって重要なのは基礎自治体や地域コミュニティです。そこで、北海道では、そのような基礎自治体などのあり方も含めた地域主権型社会にふさわしい自治のかたち全体を考え、「道州制」として北海道の考え方を発信しています。

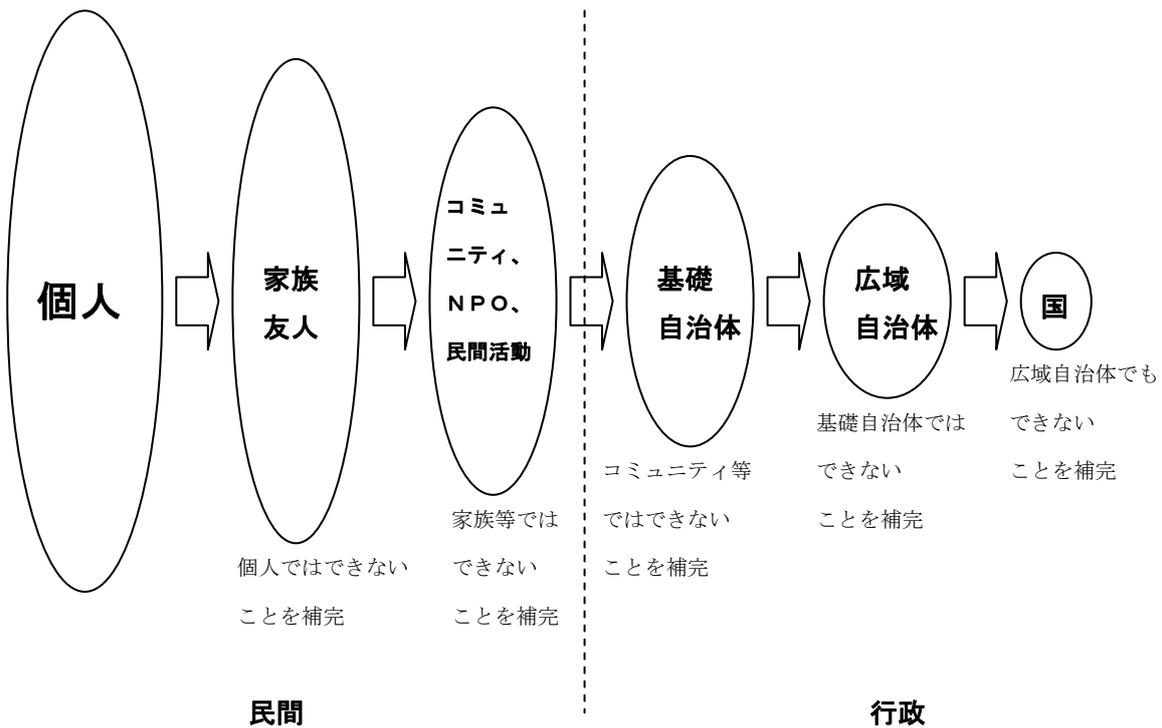
### 【道州制の基本的な考え方】

- 地域主権型社会にふさわしい自治のかたちである道州制の基本となる考え方は、できる限り住民に近いところで物事が決まり、取組が行われるようにするという事です。地域主権の出発点は、個人や地域住民の主体的な思考、決断、行動です。これまでは自治の主体というと市町村や都道府県が真っ先に念頭に浮かんできましたが、地域課題の解決や地域の活性化に向けた議論、取組の主体を、できる限り個人や地域住民自体に近づけていくことが重要です。そして、行政側で言えば、国や都道府県からより住民に近い市町村が主体となって決定し、取組を進めていけるようにすることが必要です。個人や地域住民から遠ざかれば遠ざかるほど、住民ニーズや地域の個性が反映された取組が難しくなります。また、個人や地域の元気につながっていきません。

### 【補完性の原理】

- このような地域主権の基本的な考え方は、「補完性の原理」と呼ばれる考え方と同様の考え方と言えます。
- 「補完性の原理」とは、個人ができることは個人で行い、個人でできないことを家族や友人が行う、家族や友人でできないことを地域社会や民間活動が行う、地域社会や民間活動ではできないことがあって始めて行政が補完する、それも住民に一番身近な基礎自治体である市町村がまず行う、市町村でもできないことは広域自治体の都道府県（道州）が行う、都道府県（道州）でも対応できないことを国が行うという考え方です。
- 政府の地方分権推進委員会が平成13年6月14日に出した「地方分権推進委員会最終報告」においても、今後の改革課題として事務事業の移譲の必要性を求めると、「ヨーロッパ先進諸国に普及しつつある「補完性（Subsidiarity）の原理」を参考にしながら、市区町村、都道府県、国の相互間の事務事業の分担関係を見直し、事務事業の移譲を更に推進すること」とされ、補完性の原理が言及されています。

◆ 補完性の原理のイメージ



◆ コラム「補完性の原理とは」

補完性の原理は、1985年に制定されたヨーロッパ地方自治憲章や2001年改正のイタリア憲法、2003年改正のフランス憲法においても採用されるなど、地方分権に関する世界的なスタンダードとなりつつある考え方です。

元々は、「個人ができることは個人で行い、個人でできないことを家族が、家族でできないことを地域社会が、地域社会でできないことを基礎自治体が、基礎自治体でできないことを広域自治体が、広域自治体でできないことを国が行うべきであり、より上位の階層は、より下位の階層ができることにみだりに介入すべきではない」という、社会全体のあり方を指し示す哲学としての性格を持っていましたが、我が国では、どちらかという「国、広域自治体、基礎自治体という行政内部の事務配分の基準」として限定的に理解されることが多かったようです。

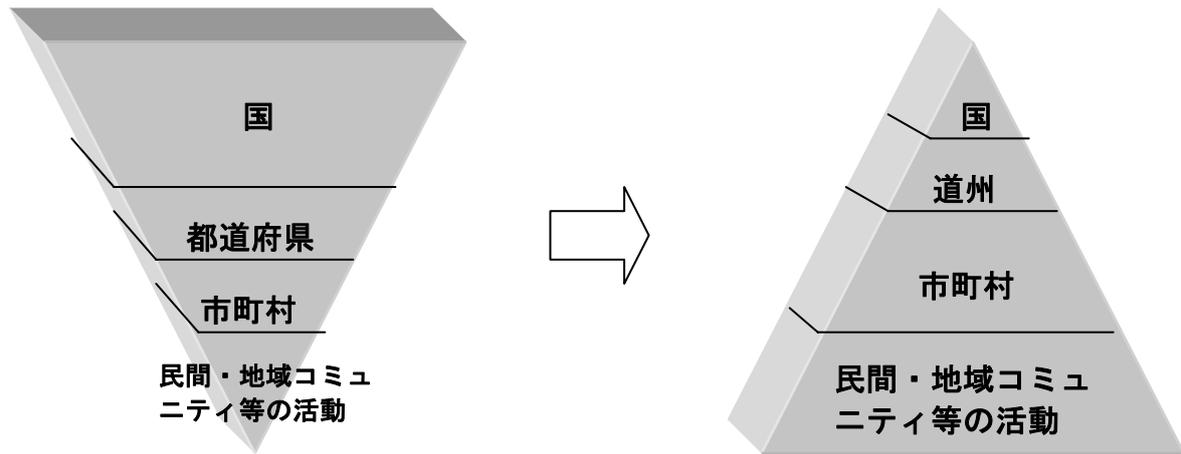
しかし、補完性原理を根拠に、国の役割は自治体に対する補完に止まるべきだと自治体が主張し、国から自治体への分権を進めていくと、今度は、自治体もまた住民、NPO、民間などの地域社会との関係では、自らの役割を補完的なものに止めることを迫られることとなります。これは「補完性原理のブーメラン効果」と言われるものです。

北海道は、こうした点も含めたものとして補完性原理をとらえた上で、行政内部のみならず、地域社会と行政との関係においても、より住民に近いレベルを優先し、強化していくための改革として道州制を構想しています。

### 【道州制の制度設計の基本的な考え方】

- 道州制は都道府県に代えて新たな広域自治体として「道州」を設置し、市町村（基礎自治体）－道州（広域自治体）－国の3層制に日本の基本的な自治の構造を変えていくことと北海道では考えています。これまで日本における道州制の議論のなかには、都道府県に代えて国の出先機関として新たに道州庁を設置するという意見もありましたが、北海道の道州制は、地域のことは地域で、しかもできる限り住民に近いところで決められるようにする地域主権型社会の実現を目指すものであり、道州を地方自治体ではなく国の指示で行動する国の出先機関にしてしまうような考え方とは大きく異なります。
  
- また、地域主権型社会の実現を目指す考え方から、道州よりも、より住民に近い基礎自治体である市町村が強化され、大きな役割・権限を担うことができるようになることが重要と考えます。そして、道州と市町村の関係は、市町村が道州の指揮監督下にあるような上下の関係ではなく、基礎自治体－広域自治体として互いに役割分担の上協力して道民福祉の向上を図る対等の関係になるべきものと考えます。
  
- そのような基本的な考え方に立った上で、道州制の制度設計を行うに当たっては、次のような点が議論すべき事項となると考えます。
  - (1) 市町村、道州、国の役割分担
  - (2) 市町村、道州の権限
  - (3) 市町村、道州の税財政制度
  - (4) 市町村、道州の組織
  - (5) 地域コミュニティや住民自治

## ◆ 道州制のイメージ



## ◆ コラム「連邦制と道州制」

### <連邦制とは？>

連邦制に詳しい岩崎美紀子筑波大学教授によれば、「連邦制の本質は、全体とそれを構成する政体の間での立法権限の分割であり、それが憲法に明記されることである」（『分権と連邦制』より）とされています。また、第27次地方制度調査会の答申では、「連邦制、すなわち、憲法において権限（行政権のみならず立法権（又は立法権及び司法権））が国と州で明確に分割されている国家形態」とされています。すなわち、連邦制は、一般的には、連邦と州の間で立法権を分け、それを憲法に明記することにより、連邦議会だけではそれを勝手に変更することはできないものとして、州の権限を保障しているものといえます。

### <連邦制と道州制>

連邦制を我が国で導入するためには憲法の改正が必要と考えられますが、道では、地域のことは地域で決められることができる地域主権型社会の実現を図る道州制は、現行憲法のもとにおいても十分実現できるものと考えています。

また、地域主権という観点から道州制と連邦制を比較するならば、道が考える道州制は補完性の原理を徹底し、基礎自治体である市町村が行政サービスの中心的な役割を担い、広域自治体である道州は市町村を補完する役割にとどまるものと考えているのに対し、連邦制は必ずしも市町村が行政の中心であることを保障する仕組みではなく、場合によっては非常に強力な権限をもった州政府もありうる点で道州制とは大きく異なります。例えば、アメリカでは地方自治体は「州政府の創造物」とされており、どのような地方自治制度をつくるかは州政府の判断に委ねられています。

岩崎教授も『分権と連邦制』において、「単一制度をとっていても地方自治が定着している国もあれば、連邦制度をとっていても中央政府が地方をコントロールしている国もある。連邦制にさえすれば、分権的社会が実現するわけではない。」と指摘しています。

## (1) 市町村、道州、国の役割分担

### 【役割分担の基本的な考え方】

○ 道州制の下における市町村、道州、国の役割分担は、大きくいえば、次のようになると考えます。

#### ①市町村（基礎自治体）

地域における総合的な行政主体として、住民の暮らしや地域の産業振興に関わる行政サービスを地域の実情に応じて提供します。

#### ②道州（広域自治体）

基礎自治体である市町村を補完する行政主体として、全道的に展開すべき広域事務、連絡調整事務、補完事務の3事務（※）に限定し、産業の振興、雇用政策、交通、社会資本の整備や先端的な試験研究など専門性の高いもの、教育や医療の分野における人材の確保などの役割を担います。

#### ③国

外交や安全保障など国家として本来果たすべきことなどにその役割を限定します。

- ※ 広域事務：市町村の区域を越えた対応が必要な事務
- ※ 連絡調整事務：市町村を包括する団体として行うべき事務
- ※ 補完事務：高度な技術・能力を要し、負担の大きな事務

(道州制のもとで強化された市町村を前提としており、補完事務等の範囲も限定的になるものと考えます。)

### 【具体的な役割分担例】

○ 上記の考え方に沿って具体的な役割を例示すれば、次のようになると考えます。

#### ①市町村

##### ア 保健・医療・福祉

高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、健康づくり、感染症予防、衛生管理、食品衛生、地域医療の確保 等

##### イ 教育・文化

公立幼稚園や小中学校の設置、地域芸能活動や社会教育活動の支援 等

##### ウ 産業雇用

地域産業の振興、農山漁村振興、集落規模の農業生産基盤整備 等

##### エ 環境保全

廃棄物対策、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・悪臭・騒音対策等、自然環境の保護・保全、鳥獣保護 等

##### オ まちづくり

生活道路整備、公園整備、上下水道整備、都市計画、土地利用調整、地域交通の確保、農村生活環境整備、地域コミュニティの振興 等

##### カ 国土保全・防災

地域限定的な治山・治水、消防、防災、災害対応 等

◆ 分野別市町村、道州、国の役割分担の例示

区分	市 町 村	道 州	国
保健 医療 福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者福祉</li> <li>・障害者福祉</li> <li>・子育て支援</li> <li>・健康づくり</li> <li>・感染症予防</li> <li>・衛生管理</li> <li>・食品衛生</li> <li>・地域医療の確保 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度医療の確保</li> <li>・高度な感染症対策</li> <li>・広域的、専門的な福祉サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師等の一定業種の資格制度</li> <li>・公的年金、失業保険</li> <li>・薬や食品に関する最低基準の設定</li> <li>・伝染病や感染症対策に関する最低基準の設定等 等</li> </ul>
教育 文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立幼稚園、小中学校の設置</li> <li>・地域芸能活動や社会教育活動の支援 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的、専門的な学校教育</li> <li>・全道の文化、スポーツの振興 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な教育制度や全国的な基準の設定</li> <li>・高度、専門的な学術文化の振興 等</li> </ul>
産業 雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域産業の振興</li> <li>・農山漁村振興</li> <li>・集落規模の農業生産基盤整備 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な農林水産業基盤整備</li> <li>・広域的な産業政策</li> <li>・職業能力開発</li> <li>・雇用政策</li> <li>・高度、専門的な試験研究 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民法や商法等の私法制度、特許や著作権、通貨</li> <li>・航空、船舶、自動車等に関する最低基準の設定</li> <li>・金融、電波、通信、放送</li> <li>・高度、専門的な分野に関する研究、科学技術の振興</li> <li>・資源、エネルギーの開発、確保 等</li> </ul>
環境 保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物対策</li> <li>・大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭、騒音等対策</li> <li>・自然環境の保護、保全</li> <li>・鳥獣保護 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国定公園等の自然公園整備</li> <li>・広域的な廃棄物やリサイクル対策</li> <li>・広域的な生活環境保全対策</li> <li>・広域的な自然環境対策 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的な取り決めの推進</li> <li>・環境保全に関する全国的な基準の設定 等</li> </ul>
まち づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活道路、公園、上下水道整備</li> <li>・都市計画</li> <li>・土地利用調整</li> <li>・地域交通の確保</li> <li>・農村生活環境整備</li> <li>・地域コミュニティの振興 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な道路整備</li> <li>・広域的な交通政策 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等に関する最低基準の設定</li> <li>・新幹線、高速道路などの骨格的、基幹的な交通基盤施設整備 等</li> </ul>
国土 保全 防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域限定的な治山、治水</li> <li>・消防、防災、災害対応 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な治山、治水</li> <li>・広域的な消防防災対策</li> <li>・災害対応・支援 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象</li> <li>・災害対応・支援 等</li> </ul>
国の 専掌			<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全保障、テロ対策</li> <li>・外交、通商</li> <li>・出入国管理、税関、検疫</li> <li>・刑法、司法制度 等</li> </ul>

## ②道州

- ア 施策の効果が基礎自治体の区域を越える面が大きいもの  
広域的な利用又は便益を目的とするネットワーク型の社会資本整備（広域道路、広域的な農林水産基盤整備等）、広域的な治水・治水、国定公園等の自然公園整備、広域的な交通政策 等
- イ 道州全体の観点からの集中した投資や施策展開が効果的なもの  
広域的な産業政策、職業能力開発、雇用政策、広域的な廃棄物・リサイクル対策、広域的な生活環境保全対策、広域的な自然環境対策、高度・専門的な試験研究、広域的・専門的な学校教育、全道の文化・スポーツの振興、高度医療の確保、高度な感染症対策、広域的・専門的な福祉サービス、広域的な消防・防災対策、災害対応・支援 等

## ③国

- ア 国として国際的に対処することが必要なもの  
安全保障、テロ対策、外交、通商、出入国管理、税関、検疫、国際的な取り決めの推進 等
- イ 地域ごとに制度が異なっては国民に不便をもたらしかねないもの  
刑法・司法制度、民法や商法等の私法制度、特許、著作権、通貨、基本的な教育制度や全国的な基準、環境保全に関する全国的な基準、医師等の一定業種の資格制度 等
- ウ 日本国民として最低限保障されるべき生活を保つための施策や公的な保険の運営に関すること  
公的年金、失業保険 等
- エ 安全確保に関する最低基準を国が定めることが必要なもの  
薬や食品等に関する最低基準、伝染病や感染症対策に関する最低基準、航空・船舶・自動車・建築物等に関する最低基準 等
- オ 施策の効果が道州の区域を越える面が大きいもの  
金融、電波、通信、放送、気象 等
- カ 国全体の観点からの集中した投資や施策展開が効果的なもの  
高度・専門的な分野に関する研究、科学技術振興、新幹線・高速道路などの骨格的・基幹的な交通基盤施設の整備、資源・エネルギーの開発・確保、高度・専門的な学術・文化の振興、災害対応支援 等

（これらは例示であり、すべての役割や分野を列挙したものではありません。）

◆ 北海道内の国の地方支分部局の事務のうち、道州制においては道州又は市町村への機能統合が考えられるもの

＜北海道総合通信局＞

- 情報通信による地域振興
  - ・地域情報化への支援、IT人材基盤の強化
  - ・情報通信の利用環境の整備 等

＜北海道労働局＞

- 職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業・労働者派遣事業の監督
- 高齢者・障害者の雇用の確保
- 地域雇用開発促進法に規定する地域雇用開発に関する事務
- 男女の均等な雇用機会・待遇の確保
- 育児・家族介護を行う労働者の福祉の増進 等

＜北海道農政事務所＞

- 消費者保護、飲食料品・農畜産物の生産・流通・消費の増進・改善・調整
- 食品産業に関する業務
- 農林水産物の生産過程に係る安全性の確保
- 農産物の検査、日本農林規格、品質表示基準
- トレーサビリティシステムの推進 等

＜北海道開発局＞

- 北海道開発に関する総合的な施策に係る計画に関する調査・調整・計画の推進
- 補助事業に係る助成・指導
- 1級河川（指定区間外）の整備・管理
- 直轄国道・開発道路の整備・管理
- 空港の整備（2種A空港、共用飛行場）
- 港湾の整備
- 水産基盤整備事業（4種漁港、3種漁港）
- 直轄の土地改良事業 等

＜北海道地方環境事務所＞

- 法に基づく国指定の自然環境保全地域の管理
- 国立公園の管理
- 国指定鳥獣保護区の管理（開発行為等の許可）
- 自然環境の健全な利用のための活動の増進 等

＜北海道厚生局＞

- 栄養士、調理師、製菓衛生師、理容師、美容師、保育士などの各種養成施設の指定、指導監督
- 食品衛生に関する承認・指導等
  - ・総合衛生管理製造過程による食品の製造・加工に係る承認等
- 国民健康保険の保険者、国保連合会への指導、監督事務
- 老人保健法の規定による市町村等への指導事務
- 介護保険法の規定による介護サービス事業者等への指導事務 等

＜北海道経済産業局＞

- 各種産業（食関連産業、バイオ産業、サービス産業、情報処理産業、中小小売商業、製造産業、環境産業等）の振興
- 中小企業振興対策、地域産業の振興施策
- 地域振興施策・産業立地の推進
- 総合的な省エネルギーに関する政策、新エネルギー等の開発・導入促進 等

＜北海道運輸局＞

- 交通機関の整備に関する基本施策の企画立案
- 観光の振興、旅行業・ホテル・旅館の登録
- トラック事業の許可、安全等監査
- バス事業、タクシー事業の許可、安全等監査、自動車の登録、検査
- 造船業、港湾運送、港湾運送事業の発展、改善、調整 等

＜北海道森林管理局＞

- 国有財産（企業用財産）としての国有林野の管理経営
  - ・経営計画の策定と計画に基づく伐採、造林、林道開設、国土の保全、森林管理
- 民有林直轄治山事業の実施 等

＜北海道財務局＞

- 経済・金融に関する調査
- 地方公共団体への財政投融资資金の貸付
- たばこ卸売販売業者の登録、たばこ小売販売業者の許可
- 塩製造業者、塩卸売販売業者の登録 等

## (2) 市町村、道州の権限

### 【法令による制約の多い地方自治体】

- 道州制に向けて、市町村、道州、国の役割分担を見直し、市町村を中心としてできる限り地方自治体側の役割が多くなるように再配分したとしても、それだけでは地域のことを地域で決めることができるようにはなりません。
- 市町村や道州が何を行うか、どのように行うかが、結局国の法令等により全て決められ、市町村や道州はそれに従って事務を執行するしかないとすれば、地域の裁量というものはありません。
- 例えば、近年幼稚園と保育園の一元化に向けた取組も行われるようになりましたが、現在少子化が進む中で、幼稚園と保育所ともに子供の数に悩む地域も増えてきました。でも、幼稚園と保育所は、国が定める職員の資格や配置基準等も異なり、一体的な運営はなかなかできません。そもそも、幼稚園や保育所という全国一律の枠組みにこだわることなく、地域の状況や親のニーズ等を踏まえた保育・幼児教育のあり方を地域で決めて良いのではないのでしょうか。

### 【制度の企画立案権限の重要性】

- このように、地域のことを地域で決めることができる地域主権型社会の実現に向けた道州制の制度設計に当たっては、市町村や道州が、単なる執行権限ではなく、制度の企画立案権限を持ってその役割を担うことが大変重要と考えます。
- 現在は、市町村や都道府県の大半の仕事は、国の法令等で詳細な制度設計がなされた上で行っているものです。地方分権一括法で、都道府県事務の8割をも占めるとも言われた機関委任事務が廃止され、自治事務と法定受託事務とに分けられましたが、自治事務とされるものであっても、法令で市町村は何々しなければならないとされていれば、それに従う義務が発生しているという点では、地方自治体の自由な判断が制約されているという面は変わりません。

※機関委任事務は、都道府県知事や市町村長を国の下部機関として事務を行わせる制度であり、いわば「国の手足」として、国の指導・監督の下、国が定めた基準に従い事務を執行することが義務付けられていました。

※法定受託事務は、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして、法律又は法律に基づく政令により特に定めることとされており、自治事務は、地方公共団体の事務から法定受託事務を除いた事務とされています。法定受託事務は、自治事務より基本的に国が強く関与できる仕組みとされています。

- 前述した「地方分権推進委員会最終報告」（平成13年6月14日）においても、今後の改革課題として「地方公共団体の事務に対する法令による義務付け・枠付け等の緩和」が掲げられ、「地方分権を実現するには、ある事務事業を実施するかしないかの選択それ自体を地方公共団体の自主的な判断に委ねることこそが最も重要であるため、地方公共団体の事務に対する国の個別法令による義務付け、枠付け等を大幅に緩和していくこと」が必要とされています。
- 道州制の制度設計に当たっては、膨大な数の法令の規定を見直し、市町村や道州の役割とされる事項については、法令を廃止する、大枠的な規定に留める等のことを行い、その代わりに各市町村や道州それぞれが、条例等で事務の内容について定めることができるようにすることが欠かせないと考えます。

◆ 現行制度における幼稚園、保育所の違い

区分	幼稚園	保育所
所管官庁	文部科学省	厚生労働省
根拠法令	学校教育法、幼稚園設置基準	児童福祉法、児童福祉施設最低基準
入園（所）対象	満3才から小学校就学の始期に達するまでの幼児	保護者の労働等により監護すべき乳児、幼児等
職員配置基準	1 学校 35 人以下（原則） 各学級に専任教諭 1 人	幼児数：保育士数の基準 0 歳 3 : 1 1. 2 歳 6 : 1 3 歳 20 : 1 4. 5 歳 30 : 1
職員資格	幼稚園教諭普通免許状 ・ 専修（大学院（修士）終了） ・ 1 種（大学卒） ・ 2 種（短大卒など）	保育士資格証明書 ・ 指定保育士養成施設卒 ・ 保育士試験合格
施設整備	職員室、保育室、遊戯室、保健室等	ほふく室、医務室、調理室、保育室、遊戯室等
教育要領等	幼稚園教育要領	保育所保育指針

◆ コラム「条例の上書き権」

現在、国の法令が細かな基準まで詳細に定めている中、市町村や道州に制度の企画立案権限も含めて移譲するという事は、市町村や道州の役割となる分野については、国の法令を大幅に縮小、簡素化し、市町村や道州の条例に委ねるということの意味しています。このように地域のことを地域で決めることができる仕組みを法令面から推進することを、道では「法令面での地域主権の推進」と呼び、道州制特区の提案の中でもその考え方を主張してきました。

「条例の上乗せ、横出し」という言葉を聞いたことがあるでしょうか。法令において国が定める規制基準より厳しい基準を条例で定めることを「上乗せ」といい、法令が定める規制項目以外の項目を追加する場合を「横出し」といいます。代表的なものとしては、大気汚染防止法、水質汚濁防止法で規定する全国一律の排出（水）基準に代えて、都道府県が公害防止条例等の中で独自の基準を定めている例があげられます。こうした「条例の上乗せ、横出し」は、法令に対して条例の役割を高める上で大きな役割を果たしてきましたが、それだけでは、圧倒的な量の法令の前では、地域の自己決定権を拡大するには限界があります。

最近では、法令面での地域主権の議論に関連して、「政省令に対する条例の上書き権」によって条例の適用範囲の拡大を進めるという考え方もあります。「上書き権」については定義が定まっていませんが、仮に、条例で定めるだけで一方的に政省令の効力を打ち消してしまう効力を条例に与えるとするならば、国会が定めた法律に基づき定められた政省令と、地方自治体の議会が定めた条例の効力が場合によっては衝突することとなり、現行憲法において、条例は法令の範囲内で制定可能（憲法第94条、地方自治法第14条）とされている点を何らかの形で解決することが必要になります。また、条例が法律を「上書き」することはさすがに考えられず、法律が射程に入っていない点で物足りなさもあります。

他方、「法令の規律密度を下げる」ということで、法令改正を一つずつ行うべきとする考え方もあります。詳細に規定している法令を大綱的な規定にとどめたり、条例が別の定めをする場合には条例が優先する旨の規定をおく、また、法令そのものを廃止したり、ある地域についてだけその法令を適用除外にすることなどにより、法令の規定範囲を縮小することで、法令に抵触することなく条例による規定を可能とする考え方です。北海道が考える「法令面での地域主権の推進」もこれと同様の考え方に立っています。

## 【地域独自の企画立案に向けた取組】

### ◆ 道産食品独自認証制度 ～消費者の期待と信頼にこたえる独自の基準づくり～

豊かな自然環境の下で生産される道産食品は、新鮮でおいしいと全国の消費者から高い評価をいただいております。北海道では、この信頼にしっかりとこたえていくため、安全・安心を基本とした「道産食品独自認証制度」が平成16年度からスタートしています。本制度は、食品の安全・安心の確保のための仕組みづくりを国だけに委ねず地域自らが行う、道産食品に対する消費者の期待と信頼にこたえるための基準づくりと言えます。



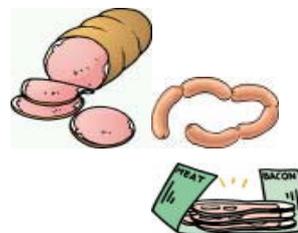
■ 独自認証のロゴマーク

### [道産食品独自認証制度の対象品目及び認証基準の一例]

#### ■ ハム・ソーセージ類

##### ○ 対象品目

- ・ ハム類（ロース、ボンレス）
- ・ ベーコン類（バラ、ショルダー、ロース）
- ・ ソーセージ類（フランクフルト、ウィンナー、ボロニア）



##### ○ 基準の概要

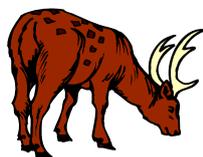
- ・ 豚肉は、道内で出生し、肥育・と畜されたもので、農場を確認できるもの
- ・ 商品には、豚肉の生産地を表示
- ・ 使用できる添加物の種類、量を制限
- ・ 添加物以外の副材料は、食塩、砂糖類、香辛料のみ

※ 上記の他、ナチュラルチーズ、日本酒、熟成塩蔵さけ、そば、みそ、いくら、アイスクリーム、ワインが対象品目とされています。

### ◆ 地域独自の野生生物保護管理制度の構築 ～地域課題を解決するための制度づくり～

野生鳥獣の保護管理を進めるに当たり、国は全国的な視点で狩猟鳥獣の種類や捕獲頭数、狩猟期間等を定めていますが、本道と本州以南では、気象条件や鳥獣の生息環境、生息する鳥獣の種類が異なることなどから、地域の実情に即したきめ細かな対応を行う必要があります。

野生鳥獣のうち、希少種や渡り鳥などのように広域的な見地や調整に基づき保護管理が進められるべき必要のあるものを除いて、狩猟鳥獣の種類など国が有している決定権限が地方に移譲されると、生活環境への影響や生息実態等に基づいて、狩猟鳥獣の種類やハンター1人当たりの捕獲頭数等を独自に定めることができるようになります。



また、これまで地域の野生鳥獣の保護管理に貢献してきた狩猟者は、減少と高齢化が著しく、地域によっては有害鳥獣駆除などに支障を来しているところも見受けられるなど、地域において保護管理を担う新たな担い手の参入が期待できる制度を導入するなどの狩猟者確保が課題となっています。



鳥獣の捕獲は、スポーツハンティングと有害鳥獣の駆除などに大別されますが、現行の狩猟免許制度は、国により画一的に第1種銃猟免許（装薬銃）、第2種銃猟免許（空気銃）及び網・わな猟免許の3区分に定められていることから、鳥獣による被害を受けている農業者自らが、自己の所有地に限って有害鳥獣を捕獲することを可能とするといった独自の簡易な免許区分を設けることができるような制度の導入が必要と考えます。

北海道は、このように本道の特性に応じた野生鳥獣の保護管理や、それを担う人材の育成を進めるための権限移譲や規制緩和を道州制の中で国へ提案しています。

#### ◆ 地域からの様々な提案 ～構造改革特区の事例から～

全国一律の基準による制約等を地域の創意と工夫により乗り越えるため、北海道内においても、各地から構造改革特区等への様々な提案が行われています。

##### [道内における構造改革特区への提案例]

構想の名称等	提案主体	提 案 の 内 容
北海道における自家用貨物自動車の車検期間延長	北海道農民連盟 (札幌市)	・道内において農業用で使用している自家用貨物自動車については、冬が長く使用期間が極端に短いなどの特殊性を考慮し、車検期間を延長し自家用乗用車並みとする
コミュニティ放送防災特区	(株)エフエム小樽放送局 (小樽市)	・市民に対して、災害時のきめ細かい生活情報等を提供する防災体制の強化を図るため、コミュニティ放送の空中線電力（出力）の上限基準を緩和（20W→50W）し、コミュニティ放送の難聴地域を解消する
少子化対策子育て特区 ※幼保一元化に関連する提案は、他にも多数あり	留萌市	・過疎地域等における少子化対策、幼児教育の振興、地域の活性化のため、規制の特例により、幼稚園と保育所の一元化に向けた新しい制度を設けて、幼児教育の環境を整備する
搾りたての牛乳を消費者へ	個人	・牧場併設の喫茶店等において、牧場を訪れた消費者に対して、搾りたての牛乳を提供できるようにするため、関係法令を緩和する
積雪寒冷地バイオトイレ特区	旭川市	・建築基準法等の規制を緩和し、公衆トイレとしてバイオトイレ（コンポストトイレ）を通年設置することを可能とすることにより、環境負荷をおさえるとともに、冬期間における凍結防止のために必要な暖房費等のコスト節減を図る
サハリン石油・天然ガス開発プロジェクト後方支援特区	石狩市	・サハリン石油・天然ガス開発プロジェクト関連資機材等の中継基地（保管・組立・加工）として、外国人熟練工の就労の特例を導入することにより、事業の円滑な推進を図る

### (3) 市町村、道州の税財政制度

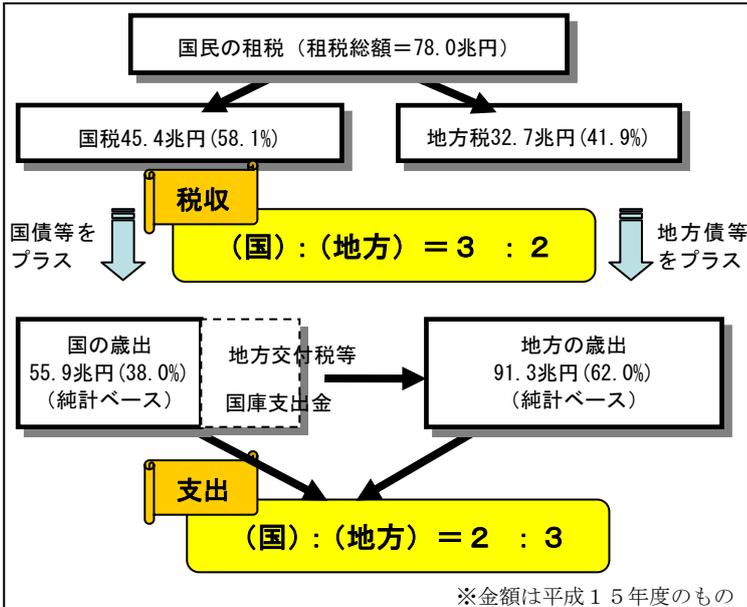
#### 【補助金制度の弊害】

- 我が国の財政は、最終支出ベースで国と地方の比率が概ね2：3となっているのに対し、国民が負担する租税収入の配分においては国と地方の比率は概ね3：2となっており、最終支出と税源配分の間に大きな乖離が存在しています。
- この乖離は主に地方交付税と国庫補助金で埋められていますが、地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整するための地方固有の財源であり、どのような使途に充てるかは地方自治体で決めることができるのに対して、国庫補助金は、所管する省庁の決めた基準に従って執行する必要があるいわゆる「ひもつき財源」となっています。
- これまで中央省庁は、多岐にわたる国庫補助金の交付を通じて、地方を誘導し、政策目的の達成を図ってきましたが、全国画一的な基準による補助金行政では、近年の多様化する住民ニーズへの対応が困難となってきており、限られた財源を地域の実情に即して効果的・効率的に活用することを阻害している側面があります。
- また、国、地方を通じ、莫大な財源不足が生じているにもかかわらず、自治体職員は、補助金獲得のための関係省庁との協議・調整等のため、多大なエネルギーを注いでおり、中央省庁側も補助金のチェックなどのために多くの人員を割いているなど、コスト的な面でも大きな問題を抱えています。

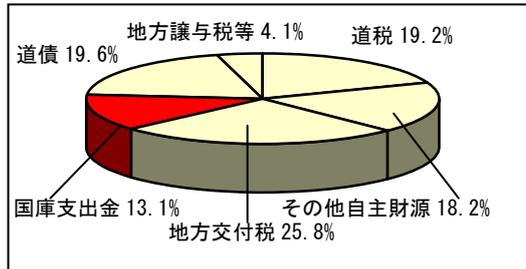
#### 【三位一体改革の取組】

- このような中、平成14年度から国庫補助負担金の廃止、国から地方への税源移譲、地方交付税の見直しを一体的に進める取組として、いわゆる三位一体改革が進められています。三位一体改革のねらいは、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大することであり、財政面からの地方分権改革ということができます。
- 平成16年度に、政府は「骨太の方針2004」において3兆円規模の税源移譲を目標に掲げ、地方六団体は、総理の求めに応じ、全国知事会などの議論を経て、国庫補助金廃止案をとりまとめ、平成16年8月に総理に提出しました。国が地方に国政上の改革案の作成を求めた点については、画期的な出来事であったといえます。
- しかし、平成16、17年度を通じた三位一体改革に関する政府の最終的な決定は、3兆円規模の税源移譲は認めたものの、補助金の削減については、多くを単なる国の負担率の引き下げ等で必要額を生み出す対応に終始し、国の関与が引き続き残るものが大半となったことから、地方の裁量拡大という観点からは不十分な内容となっています。

◆ 国と地方の税出と支出



◆ 北海道における歳入の内訳  
(平成18年度ベース)



◆ 平成16年8月に地方六団体が取りまとめた三位一体改革に係る提案の概要

(1) 地方分権推進のための「三位一体改革」

第1期改革（18年度まで）に続き、第2期改革（19～21年度）が必要

(2) 「三位一体改革」の全体像

①国から地方への税源移譲 【8兆円程度】

第1期改革（18年度まで）：所得税から住民税へ 個人住民税を10%比例税率化（3兆円程度）

第2期改革（19年度から21年度）：地方消費税分を1%から2.5%に引き上げ（3.6兆円程度）

第1期及び第2期を通じて：道路目的税である揮発油税の一部（税収見込みの50%）の譲与税化（1.4兆円程度）

②国庫補助負担金の見直し 【△9兆円程度】

③地方交付税の見直し

◆ 平成16・17年度を通じた三位一体改革に関する政府の決定内容

(1) 国庫補助負担金の改革

平成18年度までに4兆円程度の国庫補助負担金改革を行う

(主な改革内容)

- ・義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を1/3に引き下げ
- ・児童扶養手当（3/4→1/3）、児童手当（2/3→1/3）の国庫負担割合を引き下げ
- ・国民健康保険に都道府県負担を導入
- ・公営住宅家賃対策等補助、消防防災施設等整備費補助金、公立学校等施設整備費補助金等の補助金を廃止
- ・施設費については、廃止・縮減分の5割の割合で税源移譲

(2) 税源移譲

税源移譲は3兆円規模とする。この税源移譲は、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への恒久措置として行う。

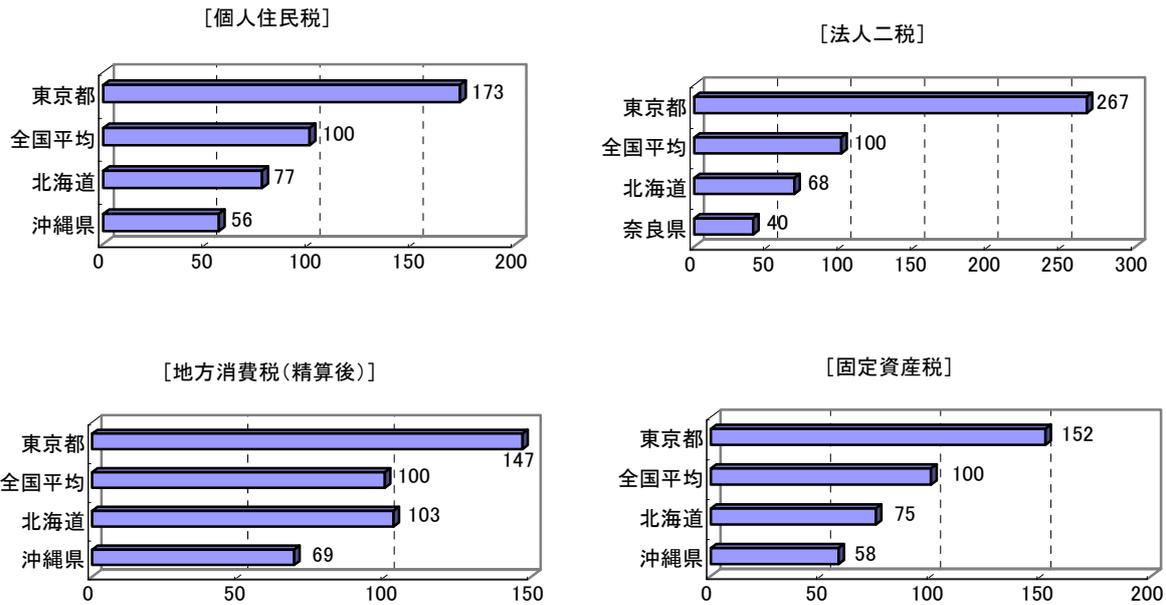
### 【偏在する税源】

- 地方における財政面での自主性、自立性を高めるためには、国庫補助金を廃止して、地方税の割合を高める必要がありますが、移譲の対象となる税源は全国にバランスよく存在するわけではありません。
- 例えば、住民1人当たりの税額の全国平均を100とすると、地方消費税は、北海道が103、東京都が147、固定資産税は、北海道が75、東京都が152であるのに対して、法人二税は、北海道は68、東京都は267（指数は平成14年度の数值）と税源の偏りがかなり大きくなっています。法人二税は企業の本店等が集積している大都市圏に偏っており、このような税源を移譲すれば、財政面での地域間格差をさらに広げる結果となることから、国から地方への税源移譲を進めるに当たっては、法人税のような偏在度の高い税源ではなく、偏在度の低い消費税を中心とする必要があると言えます。

### 【道州制における税財政制度】

- 地方自治体の自主性、主体性を最も発揮させ、地域のことは地域で決めることができる行政を実現するためには、地方自治体が、その役割分担に見合った財源をすべて地方税でまかなうことができることが理想ですが、税源の偏在などもあり、現実的には我が国の全ての地方自治体が財政的に完全に自立することは困難と考えます。
- そのような状況においては、各地方自治体が標準的な水準の行政が行える総額を確保した上で、その使い道は各地方自治体の自由とするのが地域主権型の税財政制度と考えます。そのためには、できる限り、税源の偏在度が小さい消費税、固定資産税や、所得税の比例税率部分を道州や市町村の税とし、それでも役割を担うに当たり財源が不足する地方自治体については、必要な財源保障・財政調整を実施する必要があると考えます。

◆ 主要地方税に係る税源の偏在度（平成 14 年度）



(注 1) 数値は、住民 1 人当たりの税額の全国平均を 100 とした場合の平成 14 年度における全国最高・最低の都府県と北海道の指数である。

(注 2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税、個人市町村民税の合計額である。

(注 3) 法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額である。

(注 4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含む。

(注 5) 地方消費税（精算後）は、国からの払込時期による影響の平準化のため過去 3 年間（平成 12～14 年度）の平均値を計上している。

◆ 道州制検討懇話会が行ったシミュレーション

各地域で納付される国税を地方の収入とする代わりに、国から交付されている地方交付税、国庫支出金を廃止した場合のブロック別の財源変動状況は下記のとおり。

区 分	国税収入額（億円）		地方交付税収入額（億円）		国庫支出金収入額（億円）		差引（億円） A - (B + C)
	(A)	構成比%	(B)	構成比%	(C)	構成比%	
北海道	14,977	2.7	16,416	9.6	10,249	7.2	△11,688
東北 6 県	24,243	4.4	25,146	14.7	14,722	10.3	△15,625
関東 7 都県	257,956	46.5	17,654	10.3	27,939	19.6	212,363
北陸 4 県	17,188	3.1	12,216	7.1	8,670	6.1	△3,698
中部 6 県	70,524	12.7	17,150	10.0	16,284	11.4	37,090
近畿 6 府県	98,768	17.8	19,021	11.1	22,835	16.0	56,912
中国 5 県	25,180	4.5	16,835	9.8	11,077	7.8	△2,732
四国 4 県	11,726	2.1	11,628	6.8	6,383	4.5	△6,285
九州 8 県	34,196	6.2	35,210	20.6	24,405	17.1	△25,419
合 計	554,758	100.0	171,276	100.0	142,564	100.0	240,918

(備考) 「道州制 北海道発・分権型社会の展望」(平成 13 年 2 月) による。数値は平成 9 年度のもの。

※ 国税のうち、法人税や消費税は、本社所在地で納付されており、支店における営業活動の実態は、本表の国税収入額には反映されていない。

#### (4) 市町村、道州の組織

##### 【首長及び議会の公選】

- 地域の多様なニーズや課題を踏まえた上で、住民に対して責任をもって政策を具体化していく市町村や道州の首長や議会議員は、住民による選挙で選ばれることが必要と考えます。戦前の都道府県知事は、選挙で選ばれた政治家ではなく、国の役人から任命されていました。また、同じく戦前に北海道で採用されていた二級町村制では、町村長は北海道庁長官が任免することとされていました。広範な権限と責任を持つ地方自治体の首長や議会議員が、選挙ではなく国などによる任命で決められることは、地域のことは地域で決めるという観点から大きな問題があると考えます。

##### 【市町村の姿】

- 現在、北海道内はもとより全国で市町村合併が進められている中、市町村の規模が議論になっています。個別の市町村の規模を考えるに当たっては、その地域が置かれている実際の状況、例えば地形や自然環境、住民の居住状況や行動範囲等の関係を抜きに望ましい規模について考えることはできないわけですが、道州制における市町村の規模を検討するに当たっては、これまで以上に高度化、専門化していく役割、権限を担うために適切な規模について検討することが先に行われ、その上で個々の地域にあった事情を踏まえていくということが必要と考えます。

- 役割、権限を担うために適切な規模については、次の観点から考えることができます。

##### ①適切な住民サービスを受けるために望まれる規模

一定量の行政需要がなければ期待される行政サービスを実施することが難しい、また、行政サービスを提供するに当たって一定の提供体制の整備が必要となる分野があります。そのような分野で適切な行政サービスを提供するためには、一定量の行政需要が生じる人口規模が必要と考えます。その際、提供体制の整備については、施設整備の必要性や専門性のある職員の確保、安定的な財政基盤の確立などを考慮すべきと考えられます。

##### ②効率的な行政運営を行うために望まれる規模

行政サービスが税金によって賄われるものである以上、行政サービスの提供に当たっては最大限効率的に行うことが求められます。職員1人当たりが行う仕事量に限界はあっても、同じ仕事量で多くの住民や施策対象に効果を及ぼすことが可能な分野もあることから、そのような場合、効率的な行政運営を行うためには、一定規模以上の人口を対象に業務を行うことが望ましいと考えます。

## ◆ コラム「一級・二級町村制における町村長・議会議員の選任」

明治21年に制定された「市制町村制」は北海道には適用されず、明治30年に「北海道区制」、「北海道一級町村制」、「北海道二級町村制」が制定され、制定後の大改正を経て、明治32年10月に区制が札幌、函館、小樽に、明治33年7月に一級町村制が亀田郡大野村ほか15町村に、明治35年4月に二級町村制が札幌郡札幌村ほか61町村に施行されました。

一級町村では、町村長は町村会の選挙により選ばれるとはいえ、北海道庁長官の認可が必要とされていました。二級町村では、町村長は北海道庁長官が任免することとされており、その給料等も北海道庁長官が定め、北海道地方費から支払うこととされていました。また、議会となる町村会についても、一級町村では選挙により選ばれることとされていましたが、二級町村では選挙ではありませんでした。このように、当時の町村、特に二級町村は、今日の目で見ると、とても「自治体」とは言えない存在でした。

その後、昭和2年に一級町村制、二級町村制の大改正があり、一級町村の町村長の選任に対する北海道庁長官の認可は廃止されましたが、二級町村の町村長を北海道庁長官が任免する仕組みは変わりませんでした。昭和18年には北海道一級町村制、北海道二級町村制は廃止され、北海道についても全国と同様「町村制」が施行されることとなりましたが、従来の北海道二級町村は「指定町村」として、町村長を北海道庁長官が任免する仕組みが引き続き維持されました。

昭和22年5月3日の日本国憲法及び地方自治法の施行に先立つ昭和21年9月に、ようやく指定町村制が廃止され、北海道の町村に対する特別扱いも終了することとなりました。

※参考：「北海道一、二級町村制度の変遷（一）～（三）」

（柴田啓治『北海道自治』（昭和39年4～6月号））

## ◆ 道内民間団体からの道州制に向けた市町村の姿に関する具体の提言例

<道州制道民臨調（2004年3月）>

「北海道において効率的な自治体運営をするための最適規模について人口、歳出額、面積の視点から分析し・・・北海道における一自治体の最適な人口は134,290人、面積311km<sup>2</sup>と考えられる。もしこのような基準で道内の自治体が形成されるとすると、北海道は20～25程度の市によって構成されることになる。」

<社団法人日本青年会議所 北海道地区協議会 道州制検討会議（2004年度）>

「・まずは政令市の権限をすべて道内市町村に段階的に委譲し町村を廃止する。

- ・道の権限の受け皿とする
- ・市町村合併を促進（最低20万人規模の市とする）し20市とする」

## ◆ 第28次地方制度調査会における道州制に向けた市町村の姿に関する議論

<平成17年6月27日第24回専門小委員会資料>

「道州制が担うべき市町村に対する補完事務の範囲については、一般に、道州制の下における市町村が、少なくとも現在の特例市並の事務を処理できることを前提として検討することとする。このため、現在の都道府県の事務のうち、特例市（ないし中核市）に移譲されている事務（及び類似の事務）は、道州制の下では市町村が処理することとし、道州はその他の事務を処理することとする。」

- 北海道市町村合併推進審議会提出資料においては、各種行政分野における適切な行政サービスを受けるために望まれる規模や効率的な行政運営を行うために望まれる規模を明らかにされており、将来の市町村の姿としては、おおむね人口5万人から10万人程度という人口規模の目安が示されています。
- 一方、道州制の下での北海道の市町村の姿を考えるに当たっては、人口規模のみならず、北海道という地域の実情に応じた望ましい市町村の姿を考える必要があります。北海道では、全国を上回る速度で少子化・高齢化が進み、今後は、全国を上回る超高齢化社会の到来が予想されています。こうした北海道の将来を見据えた場合、道民にとって最も重要な行政サービスは、医療、保健、福祉分野のサービスであり、これらのサービスを安定して供給できる体制を考える必要があるのではないのでしょうか。
- 医療、保健、福祉分野のサービスは、かつては年金や生活保護給付などの画一的な基準に基づく金銭給付が主体でしたが、現在、保育サービスや介護サービスのように一人一人に必要なサービスの内容が異なる対人的サービスへと、求められるサービスの質が変化しつつあり、住民に最も身近な市町村でサービス内容を決定し提供することが望ましいと考えられます。
- 北海道では、医療、保健、福祉分野において、比較的高度で専門性の高いサービスを提供し、概ね保健医療福祉サービスの完結を目指す地域単位として、第2次保健医療福祉圏という圏域が存在しています。この圏域では、地域の住民がこれらのサービスを受けるために必要な医療機関や福祉施設、交通機関などの様々な地域資源が長い年月を経て蓄積されており、地域に深く根付いた圏域を形成しています。
- このように考えると、道州制の下での北海道の市町村の姿として、人口規模としては5万人から10万人程度、区域としては、第2次保健医療福祉圏が一つのイメージとして考えられるのではないのでしょうか。

## ◆ 目安となる人口規模の例（北海道市町村合併推進審議会提出資料抜粋）

※これは、基礎自治体の体制を強化するという観点から、市町村の人口規模を様々な分野で考察して目安として示したものであり、現行の法律や北海道の計画に基づいたものではありません。

### <保健医療福祉>

- ・市町村内の診療科目の充足度：**3万人**以上でほとんどの診療科目が充足
- ・医師の給与：**3万人**以上で医師の平均給与はほぼ一定
- ・国民健康保険の保険料水準：**3万人～6万人**程度以上で保険料水準格差が縮小
- ・国民健康保険の専任職員確保：**3万人**以上になると担当職員を専任職員で賄うことが可能
- ・介護保険運営の安定性：**5万5千人**（第1号被保険者1万人）以上で望ましい安定的な保険運営が可能
- ・介護保険事務の共同処理：**5万人**を超える大半の市は介護保険を単独で実施
- ・生活保護事務の効率的運営：**2万6千人**以上（町村）、**4万人**以上（市）で効率的な運営が可能

### <教育>

- ・中学校の学級標準：**1万7千人**程度で1学級40人の12学級から成る中学校を編成することが可能
- ・学校運営経費の効率化：**2万人**（小学校）、**3万人**（中学校）程度以上で、児童生徒1人あたりの教育に係る経常経費の額は低額となる
- ・指導主事の配置：**10万人**を超える市において、専門性を持つ職員である指導主事を配置している市が多い

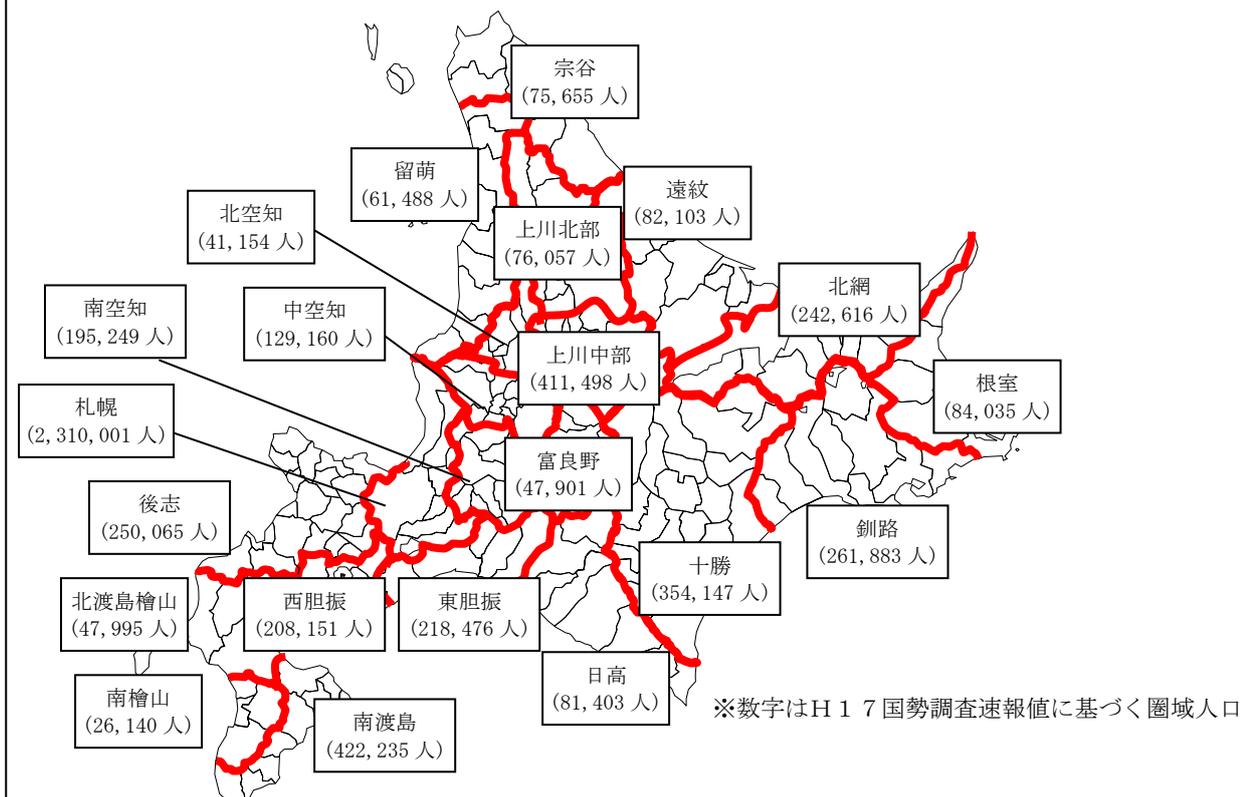
### <し尿・ゴミ処理・消防>

- ・ゴミ処理経費：**2万人**未満（経常経費）、**1万人**未満（建設改良費）では1人当たり経費が高額
- ・し尿・ゴミの共同処理：**1万人～3万人**未満の6割以上の市町村は共同処理を実施
- ・消防管轄人口：**10万人程度**が目安（H13消防庁長官通知）

### <職員の効率性・専門性>

- ・歳出の効率化：**3万人**程度が効率化を図る目安
- ・人件費：**5万人**以上の市では税収に占める人件費の割合が安定
- ・職員配置：**1万人**未満では専門職（司書・学芸員・保健師・建築技師等）配置率が低下  
**2万人**未満では専務配置が困難な分野が存在、総務部門等の効率化が困難

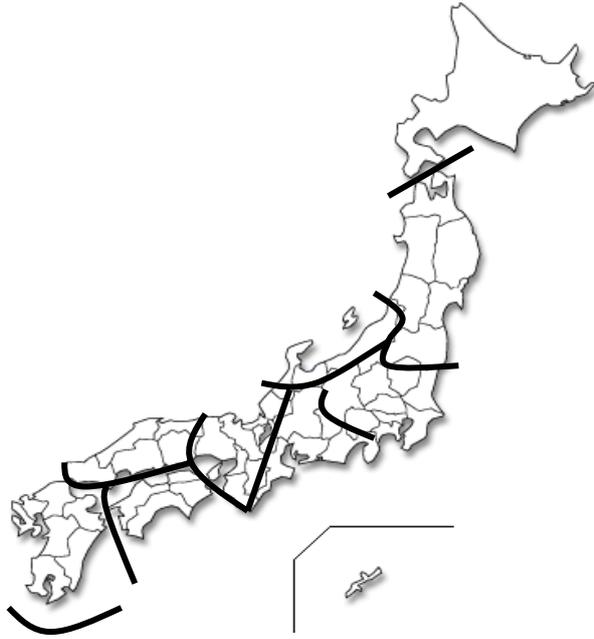
## ◆ 第2次保健医療福祉圏



## 【道州の姿】

- 道州の規模、区域を考えるに当たっても、道州が担う役割、権限から考える必要があります。また、市町村が人口5万人から10万人の規模となるということも想定する必要があります。その際、道州の役割が産業の振興、雇用政策、交通、社会資本の整備、先端的な試験研究など専門性の高いもの、教育や医療の分野における人材の確保などが中心になってくるとすると、現在の47都道府県よりも広域的な区域を、産業や社会資本の一体性、つながりなどを基本に検討することが必要と考えます。
- この場合、現在国の出先機関として社会資本整備を担当している国土交通省地方整備局の所管区域（北海道においては北海道開発局）、同じく国の出先機関として経済・産業政策を担当している経済産業省経済産業局の所管区域、地域別経済団体の状況、電力会社の所管区域などが道州の区域を検討するに当たって参考になるものと考えます。
- いずれの場合においても、北海道は、北海道で1つの区域となっており、地理的にも、経済、生活文化、住民意識的にも一定の完結性と独自性を有することから、他の都府県と一緒にすることなく1つの道州となることが望ましいと考えます。

◆ 国土交通省地方整備局の所管区域



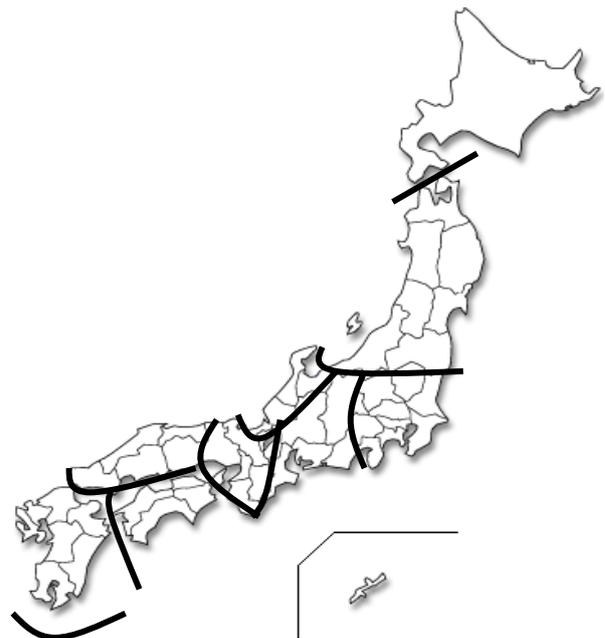
◆ 経済産業省経済産業局の所管区域



◆ 地域経済団体の区域



◆ 電力会社の所管区域



- ※ 1 : 関東地方は地域経済団体なし
- ※ 2 : 福井は北陸、関西に両方所属
- ※ 3 : 三重は中部、関西に両方所属
- ※ 4 : 山口は中国、九州に両方所属
- ※ 5 : 徳島は関西、四国両方に所属

## **(5) 地域コミュニティや住民自治**

### **【地域主権を実現する地域コミュニティ】**

- 一人一人の個人が、そして共に力を合わせた住民が、更には地方自治体が、自ら主体的に考え、決断し、そして行動することが重要であるとする地域主権型社会は、地方自治体のみが強化されれば実現できるものではありません。むしろ、そうした地域主権の考え方からは、まずは住民自身の議論や行動が活発化することがなにより必要と考えられます。前述した補完性の原理の考え方からも、行政より先に、地域社会や民間活動が個人や家族を補完することが求められます。
  
- 自ら考え行動する人達が多い地域には元気が生まれます。やる気と元気があるところには、創意工夫とチャレンジが生まれます。それが地域を元気に、北海道や日本を豊かにしていきます。また、これから高齢化が大幅に進む中、行政に依存せず住民同士の支え合いを高めていくことが、安心・安全な生活をもたらすためには欠かせません。住民自身の主体的な行動や支え合いが地域に活気や安心をもたらすとともに、それが住民同士の絆を深め、地域の住み良さを高めていきます。これこそが地域主権型社会が目指す北海道の姿と考えられます。
  
- そうした住民自身の主体的な活動や支え合いを実現する舞台になるのが地域コミュニティです。ここでは、町内会のような地縁型のコミュニティのみならずNPOなどの個別テーマに活動の主眼を置いた団体なども含め、地域で共同の活動を行う組織やグループの総体として地域コミュニティという言葉を用いています。地域コミュニティの活動をいかに活発化していくかということが地域主権型社会の実現に向けた重要な課題の一つと考えられます。

### **【地域コミュニティと住民自治】**

- このことは地域の自治の観点からすれば、地域コミュニティが地域のことは地域で決めていく地域の自治を実現する舞台であり、行政と住民を結び住民自治を促進する存在と言えます。地域コミュニティにおいて住民自身が地域の課題の解決や活性化に向けて、議論し、解決策や実行策を見出し、自ら取り組んでいくことが、まさに地域のことは地域で決めることを最も住民に近い形で実現するものであると言えます。
  
- 行政ができる限り住民の意思を踏まえて行政運営を行おうとする際にも、地域コミュニティの役割は大きいと考えます。市町村が住民と議論するに当たり、一人の個人として行政と議論を行うことは容易ではありません。個人と行政とを結ぶ仕組みが必要です。議会もその仕組みの重要な一つですし、行政が直接住民との意見交換会を開く、審議会などに公募委員を選ぶなどの方法も採られています。しかし、意見交換会も地域コミュニティとの協力なくしては開催も容易ではなく、審議会等も様々な地域コミュニティを代表する方に入ってもらうことにより多様な住民意見の反映を実現するということがあります。住民や行政と地域コミュニティとの連携が住民と行政を結ぶ際には欠かせないものと考えます。また、これからは公共に関わる事といえども、すべて行政が執行しなければならないとする必要はなく、様々な民間や地域コミュニティの活動をまず基本に置いて考えていくことも必要です。そのような観点からも地域コミュニティは行政と住民を結ぶ存在として重要と考えます。

## ◆ 「これからのコミュニティに期待される役割と機能」

『これからのコミュニティのあり方に関する調査研究中間報告書』（平成17年3月）32頁より  
（これからのコミュニティのあり方に関する調査研究会（北海道市町村振興協会））

### <これまでのコミュニティの特性と変遷>

- ・ コミュニティ活動は、これまでの「包括的コミュニティの重視の時期」から「テーマ別コミュニティの誕生・形成の時期」、「自治的なコミュニティの芽生えの時期」といった変遷を辿ってきており、より一層の住民自治的活動の模索が生まれてきている。
- ・ 先進的な住民自治やコミュニティ活動に対する取り組みはあるものの、従来のコミュニティに対する多くの自治体の対応は、行政区域全体に対する均一的・画一的な基準・内容に基づく取り組みや、ばらまき型の補助金事業を実施してきている。

### <これからのコミュニティ像>

- ・ 住民自らが地域固有の特性・問題点や課題を明らかにし、地域の担い手である住民の主体的な創意・工夫のもと、地域に必要で最適な活動を住民一体となって自ら実践するコミュニティ。

### <コミュニティの求められる役割>

- ・ 行政活動に対する個々の地域としての意見集約と提言（地域課題に即した行政需要のとりまとめ）
- ・ 地域課題の解決に必要な主体的な各種活動

## ◆ 「小規模準自治区」

『～めざめよ北海道人～道州制実現に向けての提言書』（2005年度）24頁より  
（日本青年会議所北海道地区協議会）

### 小規模準自治区

- ・ 住民の行政、政治への参画意識を高めるためには、「より良いまち自分たちでつくるもの」そんな意識が芽生えるための構造が必要。そのためには最小規模の準自治体の設置が必要。
- ・ 小規模準自治区は、合併して大きくなった市の中を細かく区分する形で設置され、その単位人口は一準自治区当たり約5千人が適切。
- ・ 議会は5千人の中から10人程度の代表を公選し、その中から1名の代表者が選出され市議の役割を兼ねる。そうすることにより、小さなコミュニティの事はコミュニティ内で議論され、住民にとって非常に身近な議会ができる。
- ・ 求める議論と諦める議論がスムーズに行うことができるようになることがメリット。草の根的な政治の原点。
- ・ 自治体のような大きな予算を伴う自治権はなく、あくまで生活に密着した部分の決議と市議会に対する強い影響力をもつというのが原則。

### 【市町村の強化と地域コミュニティ】

- 市町村が合併などにより行財政基盤や職員の専門性を高め、現在、国や都道府県が担っている役割や権限も市町村で担えるようにする一方、すべて市町村という行政内で抱えてしまうのではなく、むしろ地域コミュニティに任せていく部分を増やすことで、全体としてより住民に身近なところで地域課題の解決や地域活性化への取組が行われるようにすることが可能になります。道州制の導入により地域主権型社会の実現を目指すに当たっては、単に基礎自治体である市町村や広域自治体となる道州の強化を図るのみではなく、地域コミュニティの強化も併せて進めていく必要があると考えます。

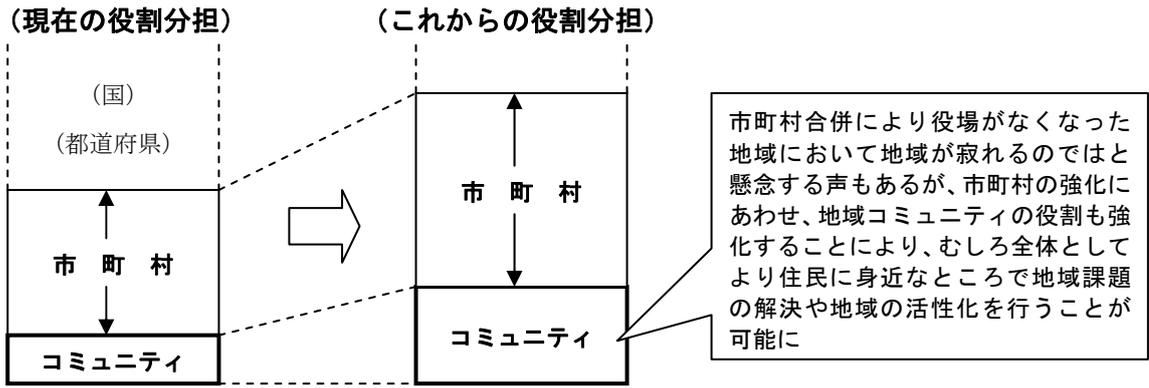
### 【地域自治区と合併特例区】

- 平成17年4月から施行されたいわゆる合併3法(新しい「市町村の合併の特例等に関する法律」、「市町村の合併に関する法律の一部を改正する法律」、改正された「地方自治法」)において、新たに地域自治区と合併特例区という地域の自治組織の仕組みが導入されました。
- もともとこれらは、市町村の区域が広がることにより市町村と住民との距離が遠くなるのではないかとの不安感が合併推進の障害とならないよう、一定期間、旧市町村役場が一定の機能を維持できる仕組みをつくる必要があるのではないかと議論の出発点でした。そうした点への配慮が強く出されているのが合併特例区の制度で、合併特例区は、合併時の特例として5年以内の期間において、旧市町村の区域を単位として設けることができる特別地方公共団体です。法人格を有し、旧市町村で設置した公の施設の設置管理や、独自の予算を作成することが可能です。また、地域自治区と同様、合併特例区協議会において、諮問された事項や必要と認める事項について市町村長に意見を述べるすることができます。
- しかし、地域自治組織は、合併時の経過措置というよりは、本来は住民自治を促進することを目指すものです。そのため、一般的な制度として改正された地方自治法で設けられたのが地域自治区です。地域自治区は、市町村が条例でその区域を分けて区を設け、住民の意見を取りまとめる地域協議会と、住民に身近な事務を住民との連携を図りながら処理する事務所をおく仕組みです。地域協議会は、諮問された事項や必要と認める事項について市町村長に意見を述べるすることができます。なお、合併に際して地域自治区を置く場合は、法人格は有しないものの、特例区の区長を置くことができるなどの特例が設けられています。
- 制度的には、一定の区域を単位として住民の意向を行政に反映させる仕組みと言えますが、住民自治の観点からは、それだけにとどまらず、特にこれまで行政以外にまちづくりの核となる組織がなかった地域などを中心に、地域協議会が、地域課題の解決に向けた住民主体の議論や取組の中核機関となり、町内会やNPO、様々な業界団体やまちづくり団体などと連携して、行政任せにしないまちづくりを自ら進めていく存在となることが期待されるものと考えます。

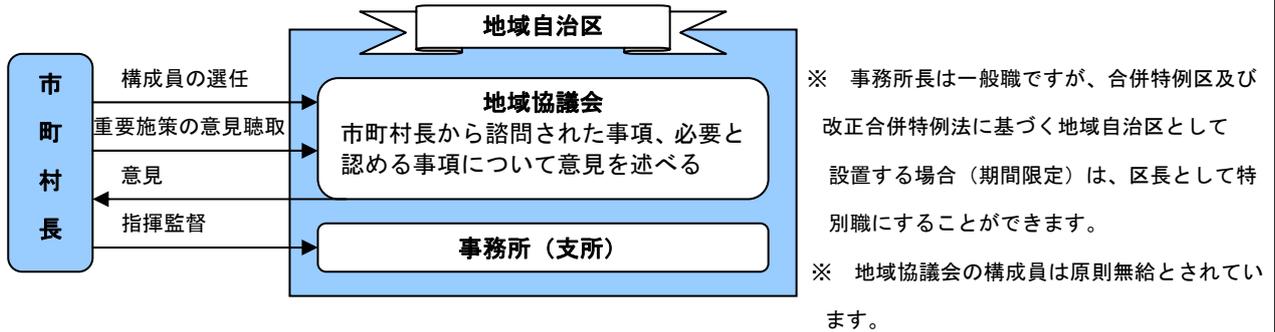
### 【地域コミュニティや住民自治の活性化に向けて】

- 地域コミュニティや住民自治の活性化に向けて、行政としても、そのためのきっかけとなる場や仕組みづくり、人材育成などにより、住民の主体性を損なうことのないように、その支援を行っていくことが必要と考えます。

◆ 市町村の強化と地域コミュニティ



◆ 地域自治区のイメージ



◆ 地域自治区（一般・特例）と合併特例区の違いについて

項目	地域自治区（一般）	地域自治区（特例）	合併特例区
根拠法	改正地方自治法	市町村の合併の特例等に関する法律	
区の長	事務局の長として事務吏員を充てる	区長として特別職を置くことができる	区長として合併市町村の長が選任する特別職
協議会	地域協議会		合併特例区協議会
法人格	なし	なし	あり (特別地方公共団体)

◆ 道内における地域自治区等の活用状況

	地域自治区（一般）	地域自治区（特例）	合併特例区		地域自治区（一般）	地域自治区（特例）	合併特例区
せたな町			○	枝幸町		○	
士別市			○	名寄市	○		○
石狩市		○		むかわ町	○		
伊達市	○	○		新ひだか町		○	

◆ 市町村合併を契機にした地域自治組織の取組事例

【北海道石狩市】

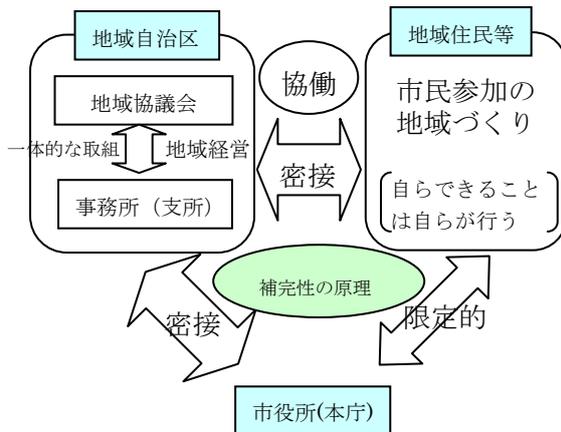
平成17年10月に、石狩市、厚田村、浜益村が合併して、新たに石狩市が誕生しました。

市民自らが地域づくりに参加する住民自治を推進し、市民に身近な地域自治を実現するため、厚田地域・浜益地域に、10年を期限として合併特例法に基づく地域自治区を設置し、さらに、その間、市全域での地域自治区設置を検討しながら、市民参加による住民自治の充実を図ることとしています。

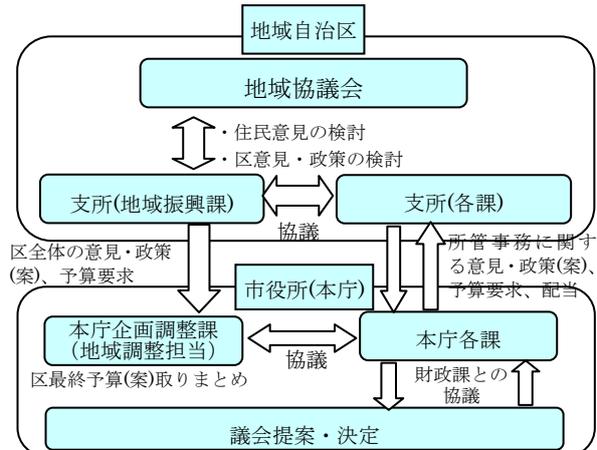
旧厚田村・旧浜益村に置かれた地域自治区は、地域特性の高い事務や地域協議会が提案する事業（地域事務）を地域づくり基金（各区一億円）を活用し実施するとともに、地域住民との密接な対応が求められる行政サービスなどの事務（一般行政事務）を担い、将来、市全域に設置することとした場合には、行政効率を考慮し、市役所（本庁）から比較的距離の近い地域自治区については、一般行政事務は本庁が行うことなども検討しています。

また、石狩市では「補完性の原理」に基づき、それぞれの行動主体が自治の役割を担うこととしています。

地域自治区（厚田・浜益）のイメージ



政策決定及び予算配当の流れ

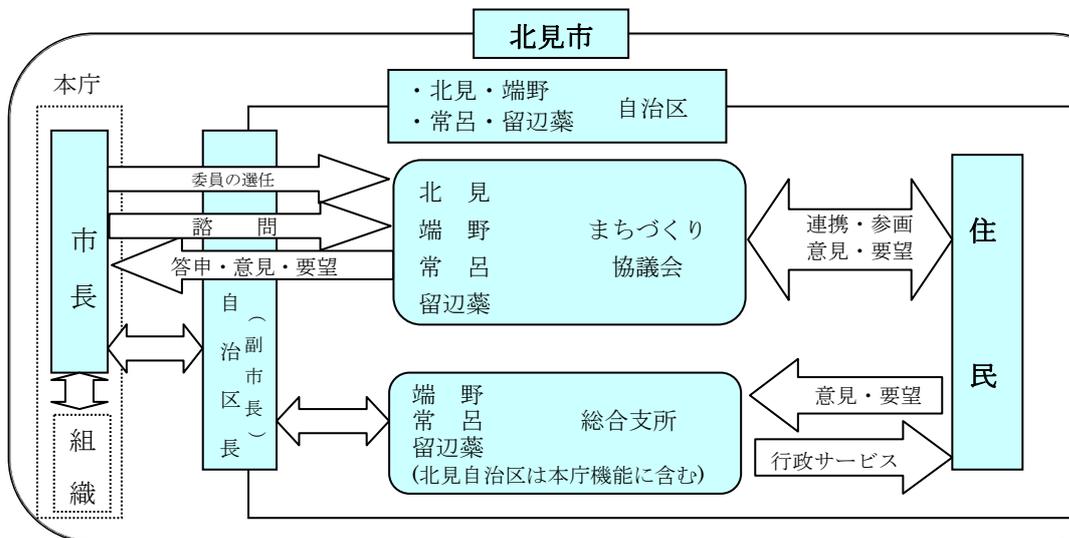


【北海道北見市】

北見市は平成18年3月5日に、旧北見市、旧端野町、旧常呂町、旧留辺蘂町が合併して誕生しました。

合併に伴い、地域自らの責任と選択に基づく住民参加と協働による住民自治の推進、住民の意見が市政に反映され、住民と行政が密接に連携できる体制の構築及び地域の特性を活かした個性豊かな活力あるまちづくりを目指して、合併特例法や地方自治法に拠らない独自の仕組みによる自治区を設置しました。

すべての旧市町区域に自治区を設け、各自治区に自治区長（副市長）を置いて、住民の意見を的確に市政に反映させつつ、新市の一体感を醸成させながら、さらに、将来において、より細分化されたコミュニティ自治区（仮称）を設置し、より住民に身近な住民自治の充実を図ろうとするものです。



**【新潟県上越市（旧安塚町）】**

平成17年1月、上越市をはじめとする14の市町村が合併し、新たな上越市として生まれ変わりました。そのうちの旧安塚町は、昭和30年には11,000人だった人口が、今回の合併時点ではわずか3,600人まで減少するなど、急速な過疎化・高齢化が進んでいました。しかし、これまで、雪を資源として活用して、さまざまな景観づくりや交流事業に取り組み、「心の過疎」から「自信」へつなげたいという活動が高く評価され、「まちづくりの先進地」として全国に名をはせる町となっていました。

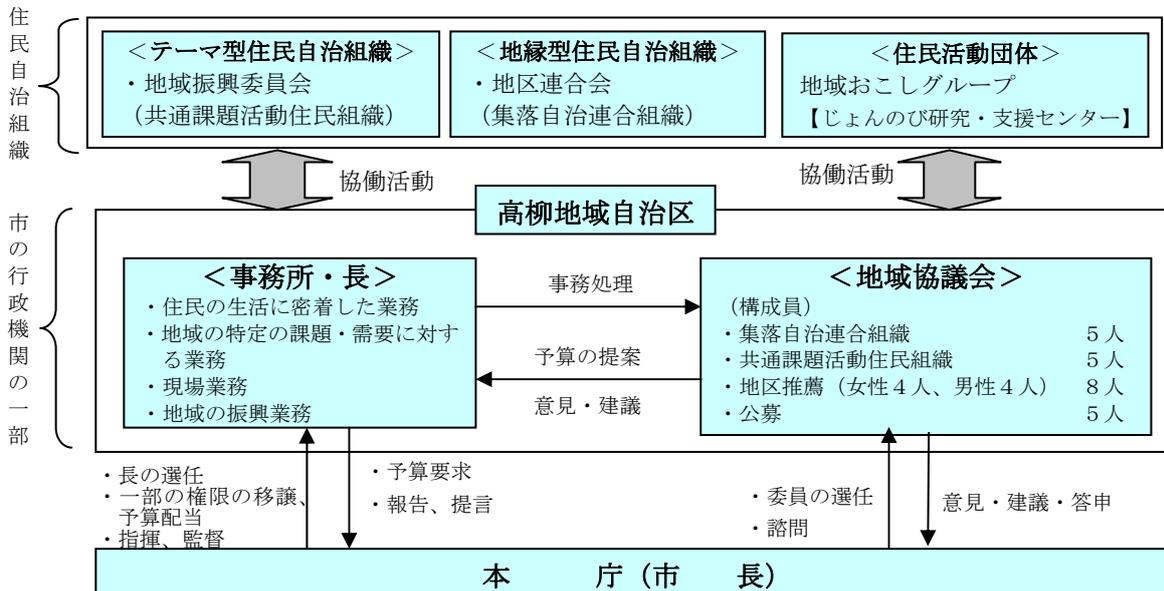
さらに、今回の市町村合併を契機に、合併によって懸念される行政力の低下をカバーし、安塚の活力と個性あるまちづくりを継続するために、自治組織の再構築に取り組み、28の集落、9の町内会の自治活動の充実を図るとともに、「全町民を対象としたNPO法人をつくろう」という方針のもと、当時の安塚町の全世帯数1,217世帯に対して世帯換算で8割を超える1,167人が加入するNPO法人「雪のふるさと安塚」を設立し、これまで行政が取り組んできたさまざまな事業を全町NPO法人が担うと同時に、ボランティアやコミュニティビジネスなどにも取り組む新たなまちづくりをスタートさせました。

**NPO 法人「雪のふるさと安塚」の組織と事業**

- (1) 会員数 1,181人（平成17年3月1日現在）
- (2) 理事会 理事長他18人（全員非常勤・無報酬）
- (3) 事務局 事務局長以下4人（常勤）
- (4) 事業部会
  - ① 支え合い、安心して暮らせる環境づくり事業（ボランティアセンター、子育て支援、安心ネットワークなど）
  - ② 自然と食を活かした産業を育てる事業（田舎体験事業、花苗の生産、地産地消、有機農産物生産など）
  - ③ 豊かな心を育む事業（生涯学習、景観づくり、棚田保全など）
  - ④ 観光・交流事業（キャンドルロードイベント、そばまつり、四季のまつりなど）
  - ⑤ 情報発信事業（ケーブルテレビの番組づくり、ホームページづくりなど）
  - ⑥ 施設管理事業（コミュニティプラザなどの公共施設管理）
- (5) 事業資金 1人年2,000円の会費。行政からの受託事業収入、事業収入など。
- (6) その他 これまで行政が行ってきた業務を受託し、シルバー人材などをワークシェアリング方式で活用し、広く所得の分配につなげている。

**【新潟県柏崎市（旧高柳町）】**

平成17年5月に、柏崎市・西山町・高柳町が合併して、新たな柏崎市が誕生しました。旧高柳町では、10年以上も前から、自らの地域を自前でつくるという高い意識のもとにまちづくりに取り組み、数多くの大臣表彰を受賞するなど、地域の個性を活かしたさまざまな成功事例を産み出してきました。しかしながら、平成13年には全町の高齢化率が42%を超えるなど、超高齢化社会への対応や、周辺自治体との来るべき合併を踏まえて、これまでの集落・自治活動の活動を見直し、従来の自治組織を、競争力・連携力のある自治組織へ転換するため、平成14年度から3ヶ年にわたって新たな地域運営システムの構築に向けてのさまざまな検討を行い、住民自治組織と地域自治区の協働による新たな地域自治組織を構築しました。



### 3 地域主権型社会における将来の北海道の姿

- 道州制は、地域主権型社会を支える自治の仕組みです。したがって、道州制はそれ自体が目的ではなく、北海道を、一人一人の個人が、そして共に力を合わせた住民が、更には地方自治体が、自ら主体的に考え、決断し、そして行動する社会とする土台に過ぎません。では、道州制を土台に、地域経済の活性化を目指した政策と相まって展開されることにより実現する活力あふれる北海道の姿はどのようにイメージすることができるのでしょうか。

#### 【北海道の可能性 ー食と観光ー】

- 私たちが住む北海道は、広大な土地、恵まれた自然環境、豊かな資源、地域の多様性など、欧州の1国にも匹敵する潜在力を備えており、大きな可能性を秘めています。
- 北海道の食料自給率は200%を超えており、日本の自給率の2割を支えている農林水産業などの一次産業は、これまで本道の基幹産業として発展を続けてきました。担い手の減少、輸入品との競争の激化などにより、取り巻く環境は厳しいものがありますが、今後も北海道の地域経済を支え、安全・安心な暮らしを食の面から実現する大切な役割を担っていくと考えます。
- また、農林水産業は、森林や農地の持続的な維持・管理などを通じて、豊かな自然環境の保全に大きな役割を果たしています。未来の子供達にこの優れた環境を継承していくためには、農林水産業のこうした側面を忘れることはできません。
- 豊かな自然環境は、観光の面でも大きなアピール力をもっています。平成17年7月に世界自然遺産に登録されたことを契機に、素晴らしさが再発見され観光客が増加している知床地域をはじめ、オーストラリア人にその魅力が認められたニセコ・倶知安エリア、その創造性で多くの人を引きつけてやまない旭山動物園など、北海道の魅力はやむことなく国内外の人々を捉え続けています。
- 観光は、産業としてもこれからの北海道のリーディング産業として大きな期待を背負っています。既存の観光資源の高度化だけではなく、自然・アウトドア志向やファミリーレジャー志向など多様な旅行形態や目的に対応した観光資源の開発や、近年飛躍的に増加している東アジアを中心とする外国人観光客の多様なニーズに応えるための施設やサービスなどの受入体制の充実などを図ることにより、世界の中の北海道としてまだまだ発展する大きな可能性をもっています。

#### 【北海道の可能性 ー新産業の創出ー】

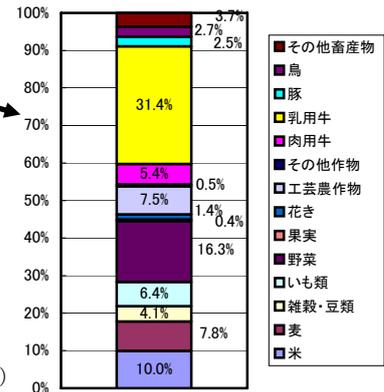
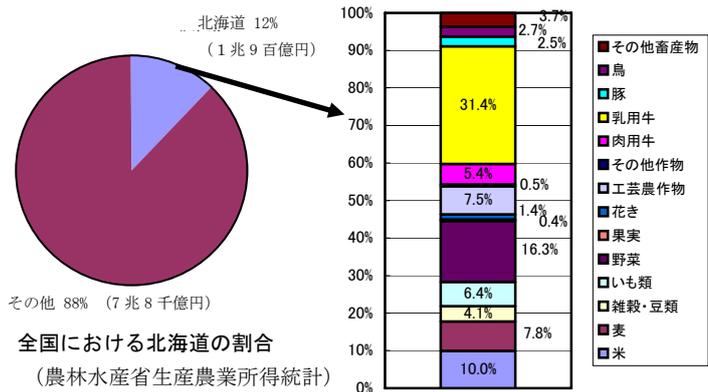
- さまざまな芽が育ちつつある知的資源を活用した新産業の創出も大きな可能性を秘めた分野です。北海道が比較的優位にあると言われるITやバイオの分野を始めとして、新エネルギーや環境リサイクル分野なども成長が期待されます。北海道も、産学官の連携や、これらを支える基盤技術の開発支援などに積極的に取り組んでいます。

◆ 都道府県別食料自給率（カロリーベース(%)）

順位		15年度 (確定値)	16年度 (概算値)
	全国	40	40
1	北海道	192	201
2	秋田	167	141
3	山形	131	122
⋮	⋮	⋮	⋮
45	神奈川	3	3
46	大阪	2	2
47	東京	1	1

(平成17年11月農林水産省総合食料局公表資料)

◆ 北海道の農業産出額（平成16年）



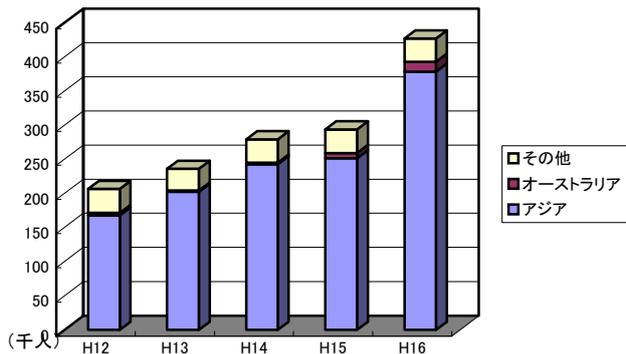
H16 道内における区分別割合

◆ 「北海道食の安全・安心条例」施策等の体系

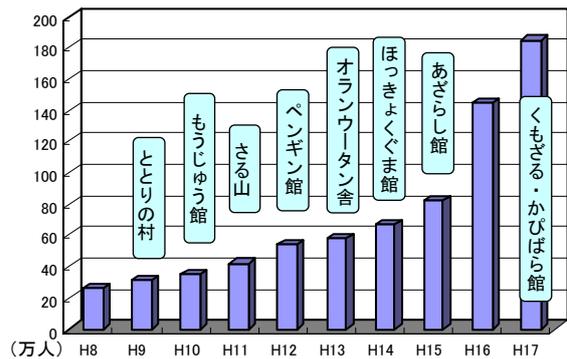


◆ 北海道の観光データ

外国人来道者数(実人数)の推移



旭山動物園入園者数推移とオープンした施設



<旭山動物園全国一の入園者数に>

昭和39年に「日本最北の動物園」として開園した旭山動物園は、昭和58年の約60万人をピークに入園者数が減少し、平成8年には約26万人まで落ち込んだ。

しかしながら、動物本来の行動や能力を見せる旭山動物園独自の「見せ方」を工夫していくことで、入園者数が戻り始め、平成16年の7、8月には月別入園者数が、東京の上野動物園を抜いて全国一となった。



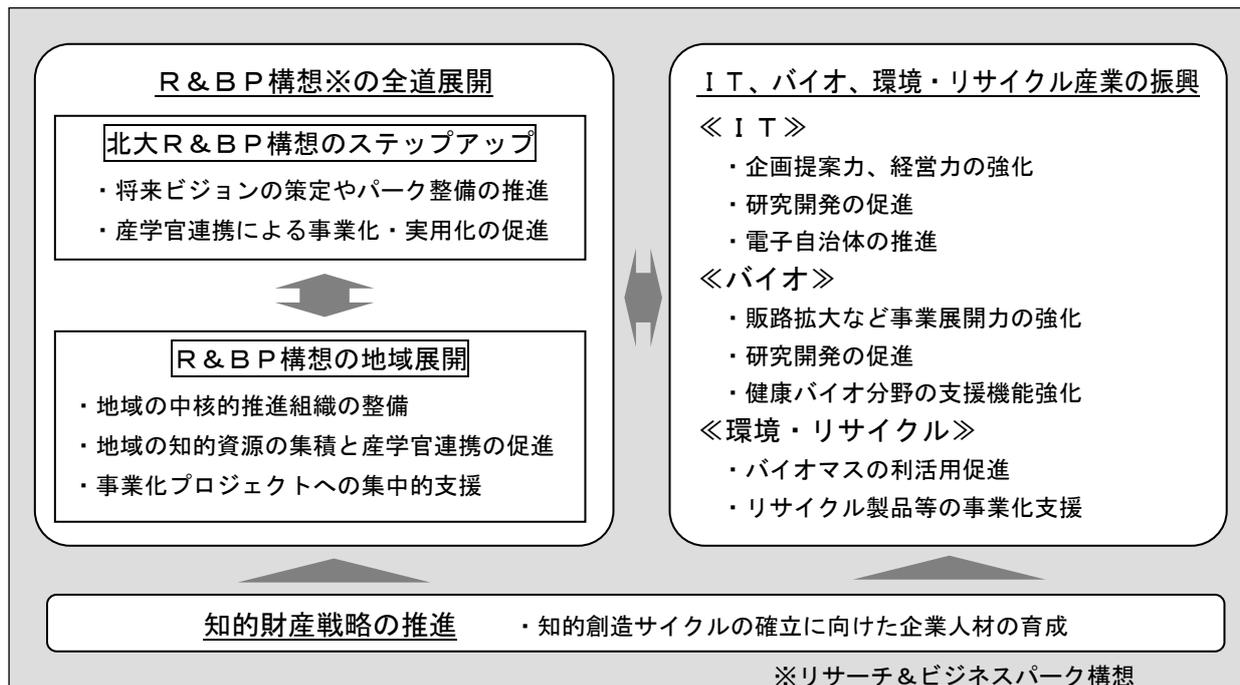
### 【可能性を活かすために －「産消協働」－】

- こうした北海道の可能性を活かしていくための取組の一つが「産消協働」です。北海道の道内需要約38兆円のうち、約9兆円は、道外の生産活動による「移輸入」で賄われています。そうした道外の生産物に代わって、地元にある資源、生産物を消費・活用することにより、人やもの、お金の域内循環を高めることが地域経済の活性化には欠かせません。
- そのためには、地域に住む「消費者」と「生産者」が緊密な連携をとることが必要です。域内循環の向上を両者の連携で進めることは、単に経済活動を活発化するだけではなく、互いの信頼を育て、地域の豊かな恵みを活かした、暮らし、文化、産業の新たな関係を築きあげることが可能になります。こうした考え方や取組を称して北海道では「産消協働」と呼び、道民と一体となって進めています。

### 【将来に向けたキーワード －「チャレンジ」－】

- 何もしないところには何もおきません。「なせばなる なさねばならぬ 何事も ならぬは人のなさぬなりけり」という言葉も昔から伝えられています。どんなに可能性があっても、チャレンジすることがなければ活かせません。地域主権型社会は、まさに住民や地域のチャレンジを大切にする社会です。道州制はそうした地域のチャレンジを、地域に権限がないからとか、全国一律で規制されているからといった理由で制約することがないようにするための仕組みです。北海道は、創意工夫とチャレンジ精神にあふれる道民で一杯です。いわば、そうした道民気質こそが、北海道の持つ最大の資源であり、可能性と言えるのではないのでしょうか。

◆ 知的資源の活用等による新産業・新事業おこし



◆ 「産消協働道民宣言」(H17. 1. 31)

かつて、私たちの身近にはさまざまな仕事場があり、私たちはそこでひたむきに働く姿を目にして育ちました。働く人達も地域の人達の期待を励みに向上心をもって仕事に向かい、お互いに育み、高め合っていました。

高度成長という時代に、家族の幸せや社会の発展を願い、人々は懸命に働き、安い物を大量につくりだし、便利な生活を送れるようになりました。そして今では、世界を舞台として、私たちの意識をはるかに超えたところで、お金やものがやりとりされるようになってきています。

そんな時代を経て、私たちが暮らす北海道に脈々と流れていた暮らし、文化、産業の密接な関係が、薄れてきています。これは、つくる人と買う人・使う人との視線が別の方向を向き、お互いの信頼や期待を確認できる機会が少なくなってきたためではないでしょうか。

今、私たちが本当に大切にしなければならないものは何でしょう。  
北海道の豊かな恵みを活かして、暮らし、文化、産業の新たな関係を築き上げることです。

ものやサービスをつくり出す人と、買う人・使う人とが向きあい協働し、郷土に支えられた新しい信頼の絆で夢を開拓していきましょう。

一 真っ先に選びたい、道産のもの・サービス  
地道に良いものをつくり続ける顔の見える作り手に信頼と協力で答えます (消費)

一 愛そう、活かそう大地の恵み  
しなやかで強い北海道の資源を活かしたもの・サービスづくりに知恵や人材、技術を結集します (生産)

一 一緒につくろう、道産の輪  
自らの仕事の領域にとらわれず、共に創り上げる行動を大切にします (連携)

一 触れ合って、知って、感じて、次世代へ  
学びや育みの機会を充実し、次代を担う自立した人材を育てます (学び、育み)

一 挑戦しよう、私たちの地域社会づくり  
顔の見える関係のもと、自らの力を高め合い、持続可能な地域社会づくりに挑戦します。

北海道  
産消協働推進道民会議

### 【これからのまちづくりー主役は住民・地域コミュニティー】

- 北海道におけるこれからのまちづくりを考えるに当たっては、急速な人口減少や高齢化の進展、行政の投資余力の低下を前提にせざるを得ません。そのような中でも、高齢者を含めた住民の方の誰もが、生き活きと安心して生活でき、心の豊かさが実感できる地域をつくりあげていかなければなりません。そのためにはコンパクトなまちづくりということも考えていかなければなりません。
- まちづくりで最も大事なものは、地域の住民でありコミュニティーです。特に地域のコミュニティーの活動の活発化は、住民同士の絆や支え合いを強め、心の豊かさを高めることにつながっていきます。また、人口減少などの社会情勢の急激な変化によって、これまで当然のように提供されてきた生活に関する行政サービスが維持されなくなる可能性があるなかで、住民同士が力をあわせて、地域課題の解決や生活の安全・安心を確保するための基盤となるのも地域コミュニティーです。「自分たちでできることは自分たちで行う」ことを基本として、様々な主体が参画するコミュニティー機能の形成が、これからますます重要になってきています。
- 地域コミュニティーを活発化していくためには、人と人とが交流・関係するための多様な場が必要です。そうした場を通じた、地域特性の共有化や共通体験の積み重ねが地域コミュニティーを育てていくとともに、さらに地域の一体感を高め、互いの絆や支え合いを深めていくのではないのでしょうか。
- これからの北海道は行政が中心ではありません。様々な地縁的な団体や、NPO、ボランティア団体、企業などが、それぞれの関心や抱えている課題に応じて役割を分担し、連携・協働することによって、心豊かに安心して暮らすことのできる、多様な包容力のある地域社会が形成されるものと考えます。

### 【道民の皆さんと、ともに描きともに実現する北海道の将来像】

- 北海道のそれぞれの地域は、四季折々の自然、先人たちが築き上げてきた歴史、地域資源を活用して培われてきた産業など、北海道の魅力の源泉となる様々な特性を持ち合わせており、北海道は多様で個性豊かな地域の集合体で出来上がっているといえます。北海道が目指す地域主権型社会は、住民の主体的な発想や行動が生きる社会にしようとするものであり、北海道の将来像も、道庁だけでつくるのではなく、地域における活動の主体である道民の皆さんと、ともに描き、ともに作り上げていくものです。
- 幅広い発想で、北海道の将来について、行政や経済界はもちろん、道民一人ひとりが考え、家庭、職場、学校、町内会など様々な場所で、道民あがての議論が活発に行われることが大切であり、こうしたことを通じて、互いの共通認識が生まれ、新しい北海道をつくりあげていくための様々な試行錯誤やチャレンジが生まれてきます。道民の皆さんとともに、各地域の魅力あふれる個性が活かされ、活気にみちた北海道の実現に取り組んでいきたいと考えています。

## ◆ コラム「コンパクトなまちづくり」

人口の大幅な減少が避けられない中、これまでのような人口や経済が右肩上がり伸びていくことを前提にまちづくりを考えることには限界があります。いわば「縮小」の時代にあったまちづくりのビジョンが必要です。

コンパクトなまちづくりは、そうした状況を踏まえたまちづくりの考え方といえ、中心市街地の空洞化対策の必要性ともあいまって近年多くの市町村で検討、推進されるようになってきています。

コンパクトなまちづくりに特定の定義はありませんが、「集まって住む」ことにより

- ・住民同士のふれあいやつながりの場を増やし、コミュニティの再建や活性化を図り、住民同士の主体的な活動やお互いの支え合いの行動、また、地域の自己決定などの住民自治を伸ばす
- ・日用品の購入や医療、福祉サービス、友人同士のつきあいなどが、歩いて、若しくは公共交通機関で可能となり、高齢者が増えても安心して暮らせるまちを実現する
- ・公共施設の整備を際限なく郊外に広げなくとも行政サービスの提供が可能となり、財政が悪化した状況においても、必要な行政サービスが提供されるまちを実現する
- ・多様な商品やサービスの購入、様々な文化活動や学習、イベント、共同活動、公共交通などの基盤となる中心市街地の維持、活性化を図る
- ・周辺地域の豊かな自然環境を保全するとともに、エネルギー効率を高め、持続可能な社会を実現する

などを目指すまちづくりの考え方といえます。

人と人のつながり、絆、協働などに価値観をおいており、地域主権型社会にもあったビジョンと考えられます。

## ◆ 地域コミュニティの活動事例

(北海道市町村振興協会作成「広がれほっかいどうの底力」(平成17年2月)特集レポートより)

### ○小樽雪あかりの路実行委員会

小樽の冬のイベントである「小樽雪あかりの路」を開催する地元企業や商店街の有志を中心に構成された実行委員会。現在では40万人をこえる参加者が集まる小樽の冬の風物詩として定着。閑散期となっていた冬の小樽で大きな経済波及効果を生むとともに、回を重ねるごとに、スノーキャンドルやアイスキャンドル作りに参加する小学校や町内会、企業などが増え地域コミュニティの輪の広がりに大きく貢献している。

### ○NPO法人くりやまコミュニティネットワーク

地域通貨というツールを通して、まちや地域にある課題を発見し、必要に応じて地域課題をコミュニティビジネス化に向けていくなどの取り組みを実践するNPO法人。地域通貨のクリン流通事業は、参加者が自分のできることを登録し、「クリン」を使ってお互いに助け合いながら人と人とのつながりを深めていくことを目指すもの。

### ○協同組合高齢者こんにびに

中心市街地の空洞化が進む美幌で、商店街に「賑わいの場」「憩いの場」を作るために設立。ワークショップ形式で議論を重ね、地域密着型のコミュニケーション広場として、高齢者コンビニ「ば・じ・る」を運営。買い物途中や病院帰りなどに気軽に立ち寄る人も多いほか、各種のイベントも多彩に開催されており、憩いの場としての役割はもちろん、まちの情報が集まり、発信されるインフォメーション基地としても役立っている。

### ○NPO法人浪花町十六番倉庫

釧路の歴史的建造物である煉瓦造りの倉庫をまちの遺産として守り、市民が自由に利用できるコミュニティスペースとして再利用できるように設立。十六番倉庫は、展示やフリーマーケットなど様々な活動のための広場としてよみがえり、幅広く市民に利用されている。

### ○ぶなの森自然学校運営協議会

黒松内町に広がる豊かな北限のブナを背景に、廃校になった小学校の建物を活用して、体験学習事業、人材育成事業、地域間交流事業を実施。ぶなの森自然学校の設立は町であるが、運営は民間人によるネットワークである協議会が担っている。ブナの里としての知名度を高めるほか、地域の交流拠点としての活動も担っている。

## 第3章 地域主権型社会の実現に向けた取組

○ 前章では、北海道が目指す地域主権型社会にふさわしい自治のかたちを総称して道州制と呼び、その考え方や具体的な仕組みについて説明してきました。そうした道州制を実現するためには、道庁内で検討や議論を行うだけでなく、道民、そして広く国民の方々と議論を積み重ね、理解を広めるとともに、できることから着実に実現していくことにより、一歩ずつでも道州制に近づけていくことが必要と考えます。本章では、そうした観点からの以下の取組について、考え方や現在の取組状況をまとめています。

- 1 道州制特区
- 2 道から市町村への事務・権限の移譲
- 3 市町村合併の推進
- 4 支庁制度改革
- 5 道州制北海道モデル事業
- 6 道民や市町村との議論

◆ 地域主権型社会の実現に向けた取組

実現を目指す地域主権型社会 ～道州制～

地域の特性を活かした活力ある地域社会をつくるため、地域のことは地域で決められる自治のかたち、国のかたちを実現する

そのために道はどのような取組を行うか

～ 道州制の先行実施 ～

- 道州制特区
- 道州制北海道モデル事業
- 道から市町村への事務・権限の移譲

市町村合併の推進

支庁制度改革

道州制についての道の考え方を道内外に広く発信し、議論喚起、意見交換

道州制の先行実施の取組を通じて、地域が権限や裁量をもって取り組むことの効果を道民や国民に実感してもらい、道州制の実現に向けて国民的な理解や議論を深める。

地域が権限や裁量をもって取り組むことにより、北海道の特性を踏まえた住民サービスの充実や経済の活性化等を図り実感につなげる

地域が権限や裁量をもつことを進めるために

道州制特区

道州制を展望して、モデル的、先行的に国からの権限移譲や規制緩和等を行う

道州制北海道モデル事業

国の予算において創設された「道州制の検討に資する北海道広域連携モデル事業」を活用し、地方の自主性や裁量性を活かした社会資本の整備を行う

道から市町村への事務権限の移譲

住民により身近な市町村に道が持つ事務・権限の移譲を行う

## 1 道州制特区

### 【道州制特区とは】

- 道州制を実現するためには、何より国民的な理解が不可欠であり、また、道州制の実現を求める国民的な意見の盛り上がりが必要と考えます。そこで、国民的な理解や議論を深めるために、地域が権限や裁量をもって行政を行うことの効果を実感してもらおうと取り組んでいるのが道州制特区です。道から市町村への事務・権限の移譲や道州制モデル事業とあわせて「道州制の先行実施」と呼び、その取組を進めてきました。
- 道州制特区は、道州制を展望して、国から道や市町村への権限移譲、規制緩和等を先行的、モデル的に積み重ね、北海道の特性を踏まえた住民サービスの充実や経済の活性化等につなげることにより、地域が権限や裁量をもって行政を行うことのメリットを道民や国民の方々に実感してもらおうという取組です。

### 【道州制特区に向けた北海道の提案】

- 北海道では、平成16年度に道州制の先行実施に向けた基本的な考え方をまとめた「道州制プログラム」、また、国への具体の提案事項をまとめた「道州制特区に向けた提案（第1回）」及び「道州制特区に向けた提案（第1回）の具体化について」を作成して、道州制特区とはどのような取組とすべきか、また具体にどのような取組を行うべきか、国に対して積極的に提案を行ってきました。
- 北海道の提案の概要は、次頁のとおりですが、大きく分けて、「道州制推進プラン」と「総合的推進事項」の2つの枠組みとなっています。道州制推進プランは、権限移譲や規制緩和等の個別具体的な事項を9つの分野ごとにパッケージにして提案したもので、北海道の地域特性や現在抱えている経済の低迷や少子高齢化などの課題に着目して、それらの解決等に資するように提案事項を選んでいます。
- 一方、総合的推進事項は、個別事項で権限移譲等を実現するだけでなく、道州制に向けて総合的、制度的な面でも北海道をモデルに先行的な取組を検討、実施していくべきとの観点から提案したものです。例えば、道州制を見据えた場合、現在国の地方支分部局が実施している仕事の多くが道州や市町村に移ると考えられることから、道州制特区でも段階的に進めていくため「国の地方支分部局との機能等統合」を提案しており、また、道州制に向けて制度の企画立案権限を地方自治体に移譲していく取組の一つとして、法令の適用範囲を縮小して条例等によって基準等を設定できる範囲を拡大する「法令面での地域主権の推進」を提案しています。
- 国の地方支分部局との機能等統合は、権限移譲や連携・共同事業を積み重ねることで段階的に統合を図っていくという考え方であり、提案においては、そうした方法論に併せ、第一弾として行うべき権限移譲や連携・共同事業の事項を具体的に提案しています。

## ◆ 道州制特区に向けた提案の概要

### 道州制推進プラン

具体の権限移譲や規制緩和、補助金の統合化・交付金化、連携・共同事業を9つの分野ごとにパッケージで提案

### 総合的推進事項

道州制に向けて総合的、制度的に北海道をモデルに先行的な取組を検討、実施する提案

### <道州制推進プラン>

#### 子育て環境充実プラン

- ・幼稚園と保育所の一体的運営に向けた基準緩和
- ・子育て施設としての学校の利用要件の緩和 等



#### 高齢者・障害者暮らし安心プラン

- ・医師標準数の算定基準の設定権限の移譲
- ・介護サービスの指定基準等の緩和 等



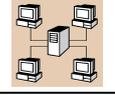
#### 地域一体型除雪・防災プラン

- ・異常気象時における除雪体制の確立
- ・国と道の気象・河川・道路情報等の共有化 等



#### 行政のワンストップサービス推進プラン

- ・税務に係る相談や広報事業の一元的実施
- ・共同データベースの構築・届出の一本化 等



#### 新事業・新産業創出プラン

- ・外国人研究者の入国・在留規制の緩和
- ・最低資本金規制特例手続きの実施 等



#### 地域雇用環境創造プラン

- ・地域雇用開発促進法の地域指定等の要件緩和
- ・職業訓練科目における設置基準の緩和 等



#### 外国人観光客倍増プラン

- ・C I Q業務への地方公共団体職員の派遣
- ・東アジア等外国人観光客の短期滞在に係る査証免除 等



#### 活力ある農業・農村新生プラン

- ・農地転用許可権限の移譲
- ・環境に調和した農用地内での河畔林の整備 等



#### 野生動物保護管理プラン

- ・狩猟鳥獣の種類・捕獲頭数等の決定権限の移譲
- ・独自の狩猟制度、資格制度の創設 等



### <総合的推進事項>

#### ○国の地方支分部局との機能等統合

国の地方支分部局と権限移譲や連携・共同事業を積み重ねて段階的に統合を図る取組

(第一段として提案した事項)

凡例: ■連携・共同事業、○権限移譲

#### 子供や高齢者が元気に暮らせる地域社会

- 医師の臨床研修体制の充実
- 過疎地域におけるNPO等に対する機能 等

#### 豊かな自然環境をまもる環境重視型社会づくり

- 国指定鳥獣保護区管理員と道自然保護監視員等との巡視の連携
- 民有林の整備に関する機能 等

#### 冬や災害に強い地域づくり

- 農作物被害調査の共同実施
- 砂防施設の整備に関する一部の機能 等

#### 世界に通ずる北海道観光の形成

- 道路管理者が連携した案内標識の整備
- ビジット・ジャパン・キャンペーンに関する連携 等

#### 経済再建に向けた産業・雇用政策の推進

- IT・バイオ産業クラスターの創出
- 雇用創出関係助成機能 等

#### 日本の食・北海道を支える持続型農業、漁業の確立

- 国営農地再編整備事業の共同実施
- 3・4種の特定漁港漁場整備事業計画作成に係る事務の共同実施 等

#### ○法令面での地域主権の推進

国の法令を改正してその適用範囲を縮小し、道の条例で基準等を設定する取組

#### ○推進組織の設置

道州制特区を推進するための政治主導の推進組織を設置する取組

等

### 【道州制特区に関するこれまでの取組状況】

- 道は、平成16年4月に道州制特区に関する道の考え方や具体の提案を「道州制プログラム」、「道州制特区に向けた提案（第1回）」として示すとともに、同年8月にはそれらを補足するものとして「道州制特区に向けた提案（第1回）の具体化について」を作成して政府に提案しました。提案に当たっては、市町村との意見交換を重ねるとともに、道州制推進会議を開催して道内の有識者に幅広く参加いただき、それらの意見を踏まえて提案を作成したところです。
- 政府は、道の提案を踏まえ、道州制特区についての担当大臣である竹中内閣府特命担当大臣〔経済財政政策〕（当時）と提案者である高橋北海道知事等を交えた道州制特区に関する懇談会を開催して、道州制特区についての議論を重ね、平成17年4月には内閣府に担当室を設置するとともに、関係省庁連絡会議を設置して、道の提案に対する検討を開始しました。
- 政府は、平成17年7月に第1次回答を、同年10月に第1次回答に対する道の意見を踏まえた再回答を示しました。政府は、連携・共同事業については、工程表を作成するなど概ね前向きな回答を示し、現在道と具体的に取組を始めていますが、権限移譲については否定的な回答が多く、なお道の提案とは乖離があることから、引き続き提案事項の実現を求めるとともに、道としては、道州制特区の制度的裏付けとなる北海道道州制特区推進法を制定することを強く主張してきました。
- なお、現時点（18年3月現在）における提案事項の具体の実現状況は、巻末に資料として掲載しています。

## ◆ 道州制推進会議

### <目的>

道州制特区における具体的な取組について議論し、道の提案に反映させる

### <開催状況>

平成15年度から平成16年度にかけて計8回開催

### <構成員> ※役職はいずれも当時

宮脇 淳（座長、北海道大学大学院教授）、井上 久志（北海道大学大学院教授）、小磯 修二（釧路公立大学教授）、五十嵐 智嘉子（北海道総合研究調査会常務理事）、寺島 光一郎（乙部町長）、岡部 三男（北海道経済連合会常務理事、～H16.8）、大和田 勲（北海道経済連合会常務理事、H16.8～）、谷 一之（地域づくりネットワーク北海道連絡会議副会長）

## ◆ 道州制特区の経緯

年 月 日	内 容
H15.8	小泉総理から、道州制の先行的な取組を要請される
H15.10	道州制推進会議を設置
H16.4.26	「道州制プログラム」策定、「道州制特区に向けた提案（第1回）」を国に提案
H16.6.30	道州制推進プランに掲げる提案事項のうち、構造改革特区、地域再生に提案可能なものについては、重複して提案
H16.8.10	「道州制特区に向けた提案（第1回）の具体化について」を国に提案
H16.9/H17.2	構造改革特区、地域再生に提案した部分について、国が回答を公表
H17.4	内閣府に『道州制特区』推進担当室設置、『道州制特区』関係省庁連絡会議設置
H17.7.1	地方支分部局からの権限等の移譲事項、連携・共同事業に関し、国が回答を公表
H17.8.4	国の回答に対して、道の意見を提出
H17.10.6	道の意見を踏まえて国が再回答及び連携・共同事業に関する工程表を公表
H17.10-	北海道道州制特区推進法定化に向けた動きが政府・与党等で始まる
H17.11.17	国の再回答に対する道の見解を公表

### 【北海道道州制特区推進法制定に向けた動き】

- 北海道道州制特区推進法の制定が議論の対象となってきたのは、推進法制定を求める北海道の主張を踏まえ、平成17年10月28日に自由民主党道州制調査会北海道道州制検討小委員会が作成した中間報告で「道州制特区をさらに強力に推進していくため、その制度的裏付けとなる北海道道州制特区推進法案を次期国会に提出する」とされたことが大きなきっかけです。
- 北海道道州制特区推進法の必要性は、全国知事会でも議論され、10月31日には全国知事会道州制特別委員会で、「道州制特区の推進についての緊急アピール」が採択されました。さらに、12月9日には、北海道議会でも「北海道道州制特区推進法の早期制定を求める意見書」が決議され、北海道が一体となって推進法の制定を求める動きを強めてきました。
- 平成18年に入ってから、自由民主党道州制推進議員連盟が推進法に関する試案を発表するなど、政府及び自民党道州制調査会北海道道州制検討小委員会を中心に、国においても推進法検討の動きが活発化し、北海道としても、知事自らが推進法に対する考え方を、内閣府の担当副大臣や上記小委員会に対して訴えてきました。
- その中では、推進法に関して主に次の点を主張してきたところです。
  - ・道州制特区の目的は地方分権の推進であることを明確にすること。
  - ・事務事業の移譲に伴う財源措置として、国が事務事業に要していた経費を北海道道州制特区推進交付金として、北海道に交付すること。
  - ・条例範囲の拡大や、市町村への権限移譲のための法的制約を取り除く措置を盛り込むこと。
  - ・内閣に、総理を本部長とする北海道道州制特区推進本部を設置し、北海道知事及び全国知事会を代表する知事も本部員とすること 等
- 現在（平成18年3月）、道の意見を踏まえた推進法案検討作業が、政府において精力的に進められているところです。

◆ **北海道道州制特区推進法制定に向けた動き**

年 月 日	内 容
H17.10.28	自由民主党道州制調査会北海道検討小委員会中間報告で、「北海道道州制特区推進法を次期国会に提出する」とされる
H17.10.31	全国知事会道州制特別委員会で「道州制特区の推進についての緊急アピール」が採択される
H17.11.17	「道州制特区に関する国からの再回答（10月6日）に対する北海道の見解」を示し、「道州制特区の制度的裏付けとなる法律」の必要性を主張
H17.12.9	北海道議会で「北海道道州制特区推進法の早期制定を求める意見書」が決議される
H18.2.1	自由民主党道州制推進議員連盟が、北海道道州制特区推進法の試案を発表する
H18.2.5	知事から内閣府櫻田副大臣に対し、北海道道州制特区推進法の制定と、権限移譲に当たっての財源措置として北海道道州制特区推進交付金の制定等を要請する
H18.2.21	自由民主党道州制調査会北海道道州制検討小委員会において知事が道の考え方を説明する
H18.3.4～5	自由民主党主催のタウンミーティングが道内4ヶ所（帯広市、北見市、旭川市、札幌市）で開催される
H18.3.8	内閣府から「北海道道州制特別区域推進法案の基本的考え方（検討素案）」が示される

◆ **全国知事会が行った「道州制特区の推進についての緊急アピール」（H17.10.31）のポイント**

- ・「北海道道州制特区推進法」を早期に制定すること
- ・推進法においては、道州制特区を地方分権のモデル的取り組みとして推進するとの基本理念や、国からの移譲対象となる権限の基準、移譲に当たっての財政的措置や手続、国と地方が参画しての推進組織の設置などを明記すること
- ・北海道以外の都府県であっても、国からの権限移譲を希望し、移譲対象となる権限の性質や都府県同士の広域連携等の体制整備により条件が整っている場合においては、これを広く対象地域として支援できる法整備についても検討すること

◆ **北海道議会で決議された「北海道道州制特区推進法の早期制定を求める意見書」（H17.12.9）**

北海道における道州制特区の取り組みは、国から道への権限とそれに伴う財源を大幅に移譲すること等により、住民に身近なところで自治が展開されることを目指すものであり、さらに、道州制が実現された際のメリットを道民や国民の方々に実感していただくことも重要であることから、地方分権を推進する上で極めて大きな意義を持つものである。

このような観点から、北海道においては、国に対して、平成16年4月及び8月に道州制特区を推進するため、国から道への権限移譲22項目、連携・共同事業21項目、その他規制緩和など31項目について提案を行ったところであるが、権限移譲の伴わないものについては一定程度認められたものの、権限移譲については、完全に認められたものは2項目にとどまり、国の回答は道の提案と大きな乖離がある。

このことは、国において、いまだに道州制に伴う権限や財源の移譲について十分な理解が得られていないことを示すものであり、地方分権の流れに反するものと受け止めざるをえない。

このような経緯から、道州制特区をさらに強力に推進していくためには、その制度的裏付けとして、道州制特区を地方分権のモデル的取り組みとして推進するという基本理念や、国からの移譲対象となる権限の基準、移譲に当たっての財政的措置や手続、国と地方が参画しての推進組織の設置などの点を盛り込んだ「北海道道州制特区推進法（仮称）」を早期に制定することが必要である。

よって、国においては、「北海道道州制特区推進法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成17年12月9日  
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣 各通

北海道議会議長 高橋 文明

## 2 道から市町村への事務・権限の移譲

### 【移譲の必要性】

- 第2章2（1）で市町村、道州、国の役割分担について示しましたが、こうした役割分担の考え方を踏まえて、道から市町村への事務・権限の移譲を進めており、こうした取組を進めることが道州制が目指す地域主権型社会に向けての着実な歩みを進めるものとなり、住民サービスの向上や活力ある地域社会づくりにつながっていくものと考えています。
  
- 権限移譲を受けることによる地域や住民、そして市町村にとってのメリットとしては、次のような効果が期待されます。
  - ・ 住民の利便性の向上  
市町村で事務処理が行われることにより、手続きが自分の住む市町村でできるようになるなど、住民の利便性の向上を図ることができます。
  - ・ 市町村の自主性、自律性  
地域住民の意向を反映した市町村の主体的な意思決定や地域の特色を活かした行政を展開することができます。
  - ・ 総合的、効率的な行政運営  
市町村で処理している事務と関連する事務を移譲することにより、市町村において総合的かつ効率的な行政を実施することができます。
  - ・ 迅速で的確な対応  
市町村が地域の実態に即して処理することにより、事務処理の迅速化や、よりの確な対応をすることができます。

# 事務・権限移譲による効果のイメージ図

住 民

スピーディー



便利



自分達で決める

身近なところで手続き

海外旅行に出かける際に必要なパスポートの申請、飲食店を営業しようとする際に必要な許可など

事務処理の迅速化

総合的なまちづくり

市 町 村

2ha以下の農地を宅地、道路などに転用する際に必要な許可や介護保険の居宅サービスを提供する事業者の指定など

効率的な除排雪を行うための生活道路の管理や商店街再開発を進めるための都市計画法に基づく開発行為の許可など

包括的な事務・権限の移譲



北 海 道

## 【移譲の取組】

- 道ではこうした考え方に立って、市町村が果たすべき役割について、市町村自らが事務・権限を担う道州制の実現に向けて、道から市町村への事務・権限の移譲を推進しています。全国的にも、平成16～17年度にかけて青森県、岩手県、秋田県、群馬県、埼玉県、山梨県、三重県、岡山県、広島県、高知県、佐賀県、熊本県、鹿児島県など多くの県において、事務・権限の移譲を推進するための計画、指針やプログラムといったものが策定されています。

地方分権一括法が施行され、条例による事務処理の特例制度が創設された平成12年から5年経過したひとつの節目の時期といった事情もありますが、道州制の議論や市町村合併の進展による市町村の行政体制の充実・強化もひとつのきっかけとして、都道府県と市町村の役割の見直しの機運が高まったのではないかと考えています。

## 【移譲の方法】

- 「移譲」には「条例による事務処理の特例」と「法定移譲」の2つの仕組みがあります。

- 条例による事務処理の特例

法律、政省令等において都道府県の事務とされたものについて、都道府県の条例で定めるところにより、都道府県から市町村への団体間における事務の再配分を可能とするものです。

実際の移譲の検討に当たってはそれぞれの権限の内容や趣旨、他の規定との関係等についての詳細な検討が必要になりますが、地方自治法（第252条の17の2）という一般法に規定されていますので、個別法において「地方自治法の規定を適用しない」旨が規定されている場合を除き、法律、政省令等に定められた都道府県知事の権限を移譲対象とすることができます。

- 法定移譲

大きく次の2つに分けられますが、いずれも事務の内容に応じて地方交付税算定の対象となり、地方財政措置が行われます。この点が、地方財政法に基づき都道府県から交付金のかたちで必要な経費が措置される「条例による事務処理の特例制度」と大きく異なる点です。

- ① 大都市等に関する特例

市町村のうち市については人口規模に応じて特例市、中核市、指定都市に移行することができ、それぞれ都道府県が処理してきた事務を処理することができます。

- ② 個別法による移譲

都道府県が事務を処理しているもののうち、市町村が法令上で定める有資格者を設置する場合に権限が移譲され、当該市町村が事務を処理するケースです。例えば、建築主事を置く市町村は建築基準法に基づき建築確認に関する事務を処理します。（法令上で定める有資格者を設置していない市町村においては、引き続き都道府県が事務を処理します。）

また、町村が市になった場合に、生活保護の実施に関する事務を処理することになることも、生活保護法に基づく移譲といえます。

◆ 道の取組の経緯

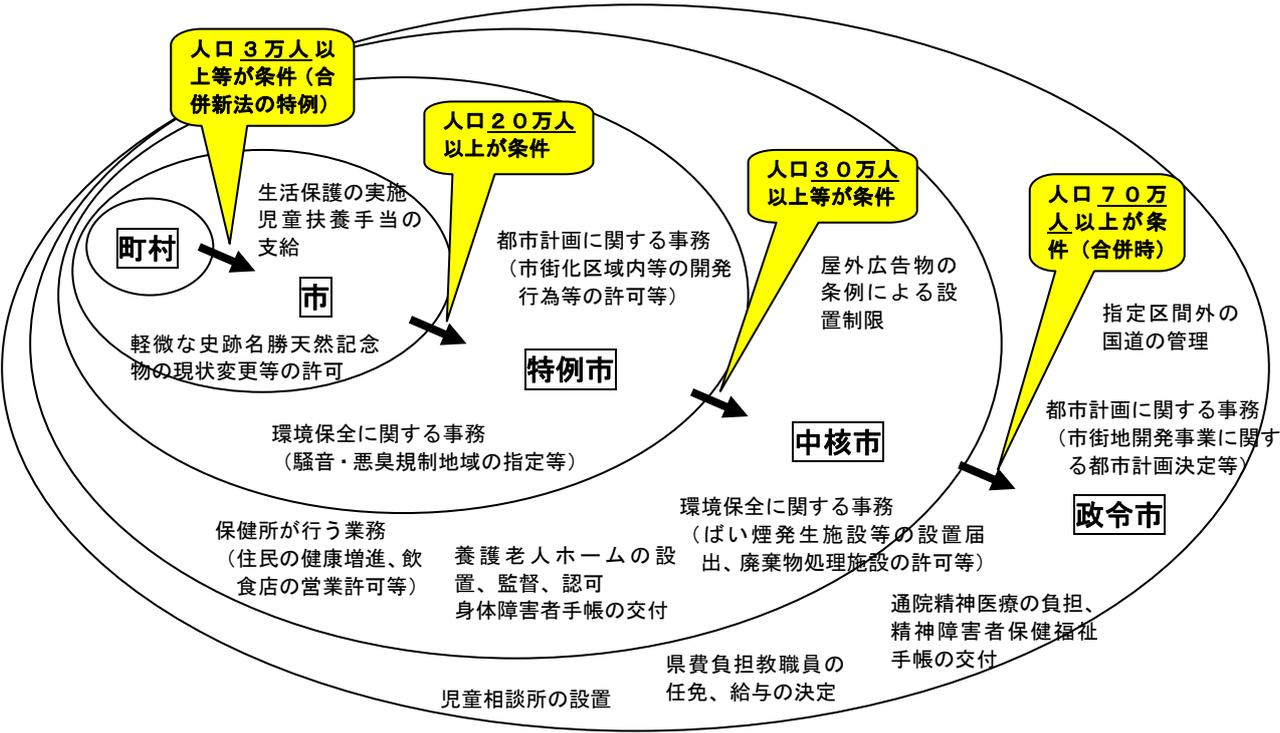
昭和 25～ 平成 11 年度	・ 59 事務 301 項目 (平成 11 年度現在) を移譲
平成 12 年度	・ 地方分権一括法施行、各特別の特例条例として 34 事務 319 項目に整理 ・ 「道から市町村への権限移譲計画」を策定(13 年 2 月)
平成 13～16 年度	・ 計画に基づき 20 事務 386 項目が追加され、17.4.1 現在で 33 法律、10 条例に係る 54 事務 705 項目を移譲済み
平成 17 年度～	・ 「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」を策定(17 年 3 月) ・ 移譲方針に基づく取組を推進

◆ 機関委任制度と条例による事務処理の特例制度

事務権限の配分自体は、昭和の時代から、旧地方自治法第 153 条第 2 項の規定に基づく「機関委任制度」があり、都道府県知事から市町村長への事務の委任という形式で行われていました。しかしながら、この制度は市町村の意思に関わらず、都道府県知事の判断で市町村長に一方向的に事務処理を行わせることが可能で、都道府県知事は（委任した事務が都道府県知事に国から機関委任された事務であれば）市町村長に委任した事務について包括的な指揮監督権を有していました。

これに対して、現行の「条例による事務処理の特例制度」は、地方分権一括法により大改正された地方自治法第 252 条の 17 の 2 の規定により平成 12 年度に創設されたものです。市町村に事務を移譲するに当たっては、市町村長との協議が必要であり、移譲を受けた事務は当該市町村の事務となり、都道府県知事には包括的な指揮監督権がないなど、旧法下の「機関委任制度」とは大きく様変わりしています。

◆ 特例市、中核市等への移行に伴う権限移譲事項の例



## 【移譲の推進】

### ○ 移譲方針の策定

道では17年3月に「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」を策定しました。将来における道州と市町村の役割分担の考え方を整理し、次の3点を原則として考えながら、道から市町村への事務・権限の移譲を進めています。

- ① 市町村と十分協議し、同意を得た上で移譲
- ② 権限等は必要な財源（人件費を含む）とセットで移譲
- ③ 市町村から求めがあるときは、道職員を派遣（基本的に2年間）

### ○ 移譲に当たっての措置

事務処理の特例制度においては、地方財政法上、都道府県は市町村に対し、その事務を執行するに要する経費の財源について必要な措置を講じることとされています。道の移譲方針においても次のように財政的、人的措置についてお示ししています。

#### ・ 財政的措置

「北海道権限移譲事務交付金要綱」（昭和57年度、各部署で個別に実施していた財源措置を統合）に基づき、原則として、事務処理に要する時間に応じた人件費、旅費、諸経費から積算した事務処理1件当たりの単価に、前年度の事務処理件数を乗じた金額を交付します。

#### ・ 人的措置

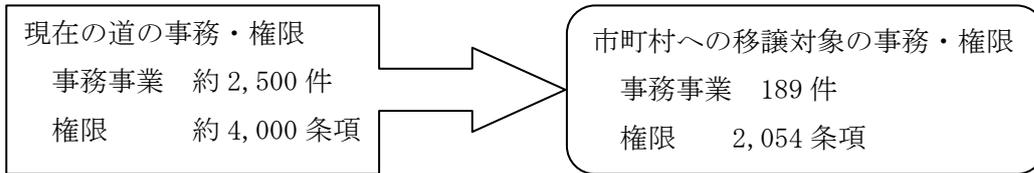
市町村自らが組織体制を整備し、必要な人材を措置することが原則（市町村から道職員の派遣について求めがある場合は、事前に調整・協議した上で対応）です。移譲される事務について市町村職員が習熟するために研修等が必要な場合は、市町村職員の研修員としての受入れにより対応します。

### ○ 平成17年度は移譲方針に基づく取組の初年度でした。多くの市町村から広範囲にわたって移譲要望をいただき、道と市町村と協議を重ねた結果、55市町村に360権限を移譲することとなりました。例えば、登別市・北広島市・北斗市・松前町・白老町では18年4月から老人福祉法に基づく有料老人ホームの設置の届出の受理を、砂川市・登別市・北斗市・遠軽町・新ひだか町・芽室町では7月から旅券法に基づくパスポートの発給の申請の受理を行うこととなります。

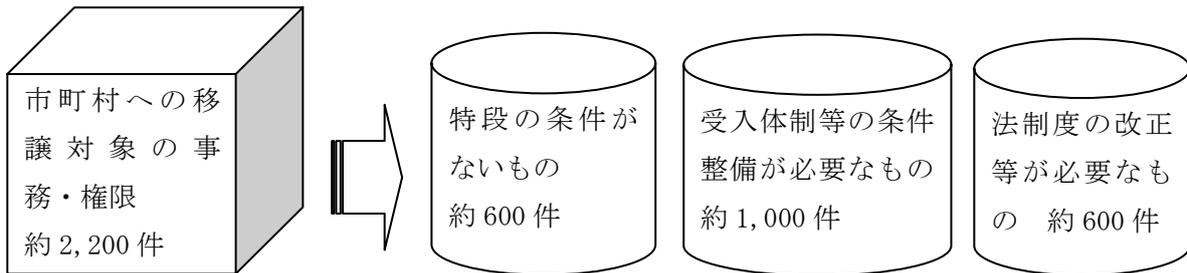
道では、平成18年度以降も引き続き市町村と具体的な協議を進め、協議が整ったものから順次市町村に移譲することとし、移譲方針に基づく取組を推進しています。

◆ 移譲方針で移譲対象としている事務・権限

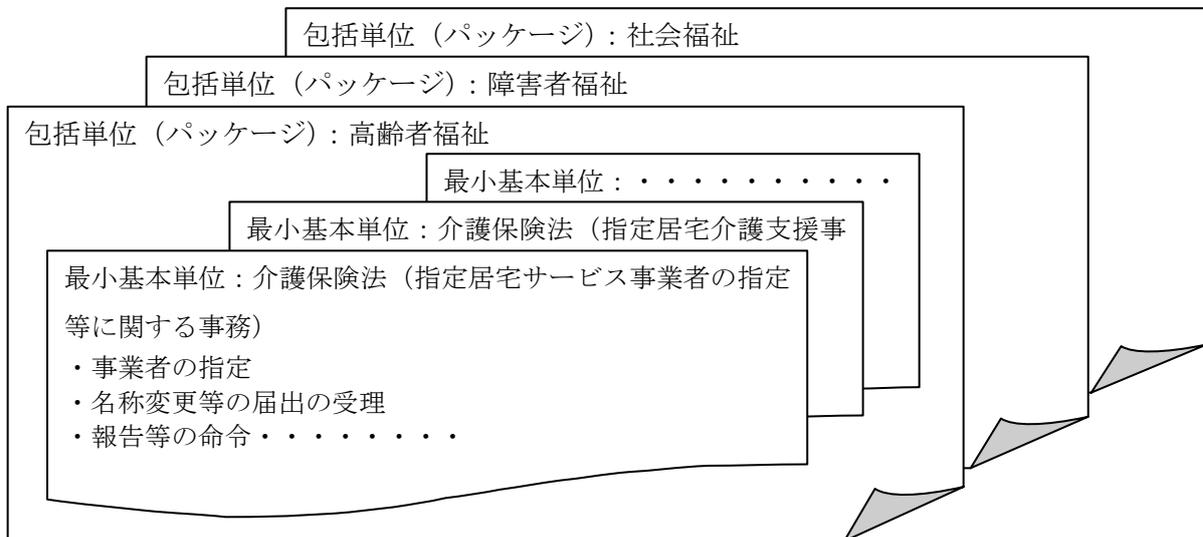
① 将来の目指す方向として道州制を念頭におき、道州制における市町村と道州の役割分担を具体的に明示の上、市町村が要望しやすいように移譲可能な事務・権限を網羅的にリスト化し、提示しています。



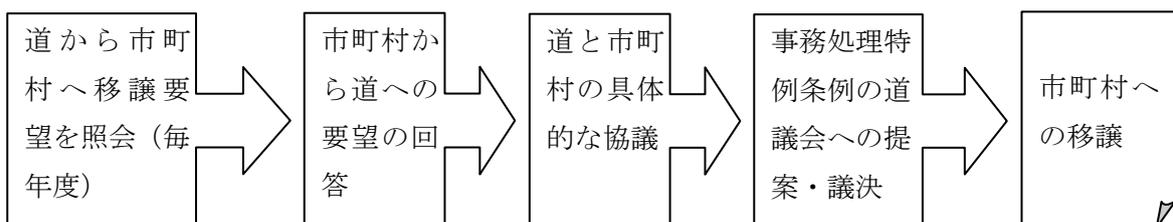
② 市町村への事務・権限の移譲に際し、受け入れ体制の整備や法制度の改正等の必要性の有無により、事務・権限を特段の条件がないもの、受け入れ体制等の条件整備が必要なもの、法制度の改正等が必要なものに3区分しています。



③ 移譲に当たっては、同一の法令における一連の権限を「最小基本単位」とし、住民の利便性や効率的な行政の推進という観点から、原則として関連する複数の最小基本単位を包括化した「包括単位（パッケージ）」ごとに移譲を推進しています。



◆ 移譲までの流れ



### 3 市町村合併の推進

#### 【市町村合併の推進状況】

- 道州制のもとにおいて、住民に最も身近な総合的な行政主体として、多様な行政サービスの提供を行うとともに、住民とともに地域の自己決定を的確に実現していく市町村を実現するためには、前述した望ましい市町村の規模を念頭において、市町村合併を進めていくことも有効な方法と考えます。
- また、現在、全国的にも、少子高齢化の進展や広域的な行政需要の増大、地方分権の推進、市町村の行財政基盤の強化や効率的な行政体制の構築の必要性などから市町村合併が推進されており、平成11年4月に3,229あった市町村は、平成18年4月1日には1,820まで再編され、道内では212あった市町村数が180になります。
- 地方分権時代にふさわしい基礎自治体を形成するための市町村合併は、現在でもいわゆる合併新法（「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成16年5月26日公布））の下で推進されており、北海道においても、同法に基づき市町村合併推進審議会を設置して、市町村の合併の推進に関する構想の策定作業を進めているところです。



## 【合併構想策定に当たっての考え方】

- 合併新法の第59条では、「都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な合併を推進する必要があると認められる市町村（以下「構想対象市町村」という。）を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下この条において「構想」という。）を定めるものとする。」とされ、合併構想の中で都道府県が考える合併の組み合わせを示すこととされています。
- 北海道では、平成18年度のできるだけ早い時期に合併構想を策定することを目指して、市町村合併推進審議会を設置して議論を重ねており、現在、次のような考え方で検討を進めています。

### ・市町村合併推進に向けての視点

市町村合併の目的は、道民が、地方分権の担い手として十分な経営基盤を有する基礎自治体の住民となることにより、住民の自己実現を可能とするような豊かな地域社会を形成していくことから、市町村合併の推進に当たっては、住民生活の視点に立ち、総合的な行政サービスを適切に提供できる基礎自治体の形成を目標とすべきと考えます。

### ・市町村合併を目指す期間と規模

道州制を展望した基礎自治体の規模としては、第2章2（4）市町村、道州の組織で記載したように、北海道においては人口5万人から10万人以上の人口規模が考えられますが、合併構想で示す合併の組合せは、合併新法で定められた5年の期間内での実現を目指すものであることが必要です。

そのため、第2章2（4）でも記載した目安となる人口規模の検討を踏まえると、合併構想において、その実現を目指すべき自治体の規模は、住民が適切な行政サービスの提供を受けることができる、おおむね人口3万人程度の規模が適当であると考えます。これは、合併特例法による市制施行の規模と一致しています。ただし、人口3万人程度という基準は画一的に適用するのではなく、市町村間の時間距離など、地域の事情についても十分配慮する必要があります。

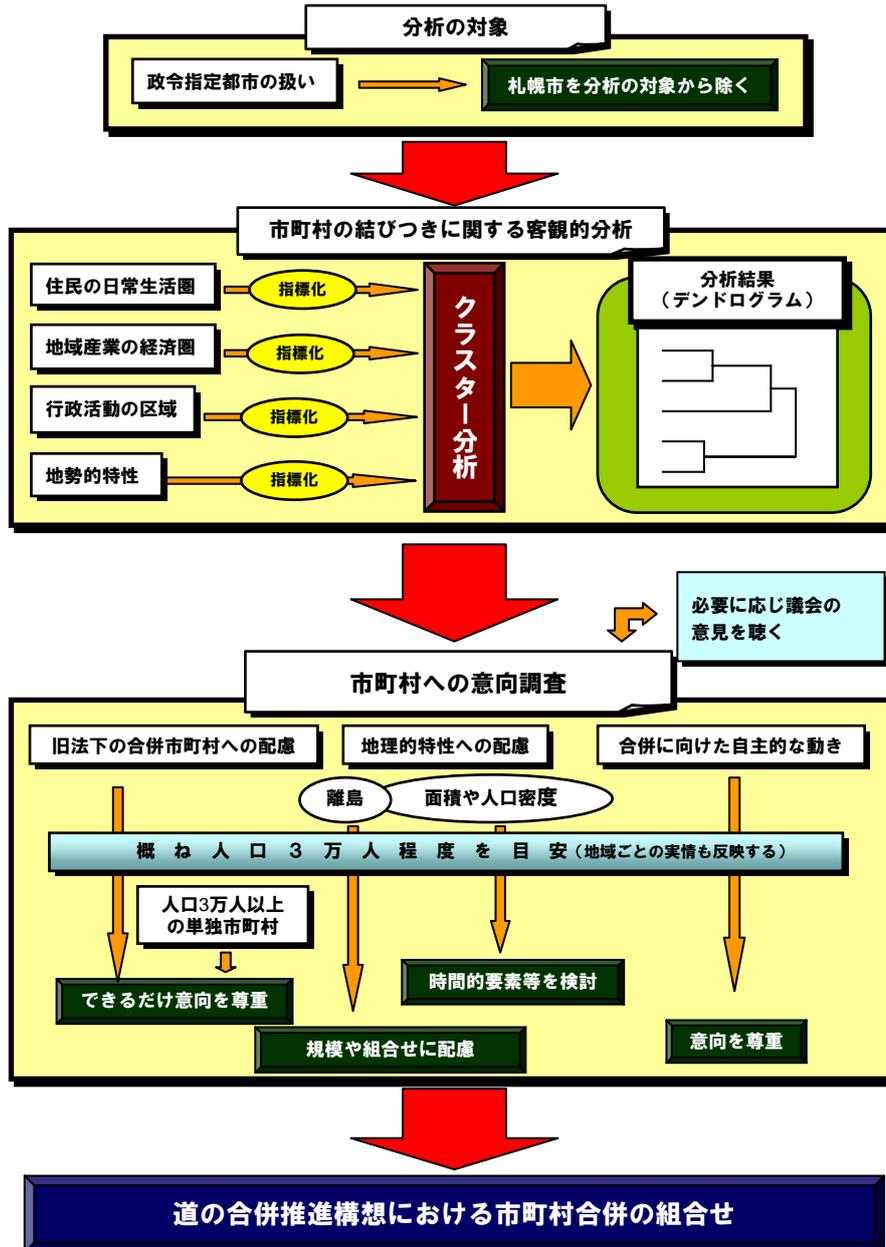
### ・組合せを決めるための考え方

合併の組合せは、住民の日常生活圏や地域産業の経済圏、行政活動の区域、地勢的特性などを十分に踏まえ、そこに住む住民が、新たな市町村に対し一体感を感じられる区域にしていく必要があります。

なお、組合せを検討するに当たっては、離島などの地理的条件、旧合併特例法の下で合併を行った市町村の意向、合併に向けた市町村の自主的な取組のほか、人口3万人以上の単独市町村の意向に配慮していく必要があると考えています。

また、広大な北海道にふさわしい地域づくりを進めるとともに、住民がまちづくりに積極的に参加するという住民自治の精神を発揮し、地域の寂れなどの不安を払拭するためには、第2章2（5）地域コミュニティや住民自治の項目でも記載した「地域自治区」などの地域自治組織の制度を積極的に活用していく必要があると考えています。

◆ 合併構想における市町村の組合せを作成する手順



※ クラスター分析

- 対象となるデータ群のどれとどれが類似しているか見つけ出す数学的手法。合併構想の組み合わせ策定に当たっては、階層的クラスター分析と呼ばれる全対象の類似度を計算し、最も類似度の高いものから順次グルーピングする方法を用います。最終的に1つのクラスターになるまで繰り返し、その結果はデンドログラムと呼ばれる樹形図で表現され、結びつきの階層構造を明確にできます。
- 合併構想では、クラスター分析に当たり以下の事項を指標として用います。
  - (住民活動関係)
    - 通勤圏、通学圏、商圈、医療圏、高齢者保健福祉圏、電話市外局番、バスネットワーク、タクシー営業許可圏、市町村の歴史的沿革
  - (行政活動)
    - 簡易裁判所管轄区域、公共職業安定所管轄区域、警察署管轄区域、保健所所管区域、一部事務組合、広域連合、事務委託、機関の共同設置、都市計画区域、道立高等学校通学区域、第2次保健医療福祉圏
  - (産業経済)
    - 農業協同組合・漁業協同組合・森林組合区域、営業使用自動車移動圏
  - (地勢的特性)
    - 火山・原子力防災、水系（湖沼）

## 4 支庁制度改革

- 道では総合出先機関として道内に14の支庁を設置しています。14支庁の原型は明治43年に形づくられましたが、昭和23年からは道の条例に基づき現行の14支庁体制となり、現在に至っています。

### 【支庁制度改革の趣旨】

- 支庁を取り巻く環境の大きな変化、地方分権改革の進展や現在の支庁の課題を踏まえ、道州制の導入を視野に入れた将来的な支庁の姿を明らかにした上で、地域の個性や主体性を一層発揮させる「地域主権型社会」の実現に資するために支庁制度改革を実施します。

### 【改革の基本的な考え方】

- 改革に当たっては、地方分権の進展に伴う将来的な支庁の姿を明確にし、それに向けた取組を進めるとともに、その過渡的な取組として、市町村体制の充実の状況に応じた、地域における効果的な道行政を推進する支庁の確立に向けた改革を行います。
  - ①過渡的改革（市町村の体制が整うまでの間において取り組む改革）
    - 支庁は、市町村の状況に応じた道行政の執行、所管区域内の調整及び市町村へ移譲予定の事務を担います。
  - ②将来的改革（市町村が、地域における総合的な行政主体としての役割を十分果たせる段階における改革）
    - 支庁は、地域における最小限の道州行政の執行を担う出先機関へ移行します。

### 【過渡的改革の概要】

- 支庁の体制

支庁を4部門（地域振興・管理、道民生活、産業振興、社会資本）に集約するとともに、2つの機能で構成します。

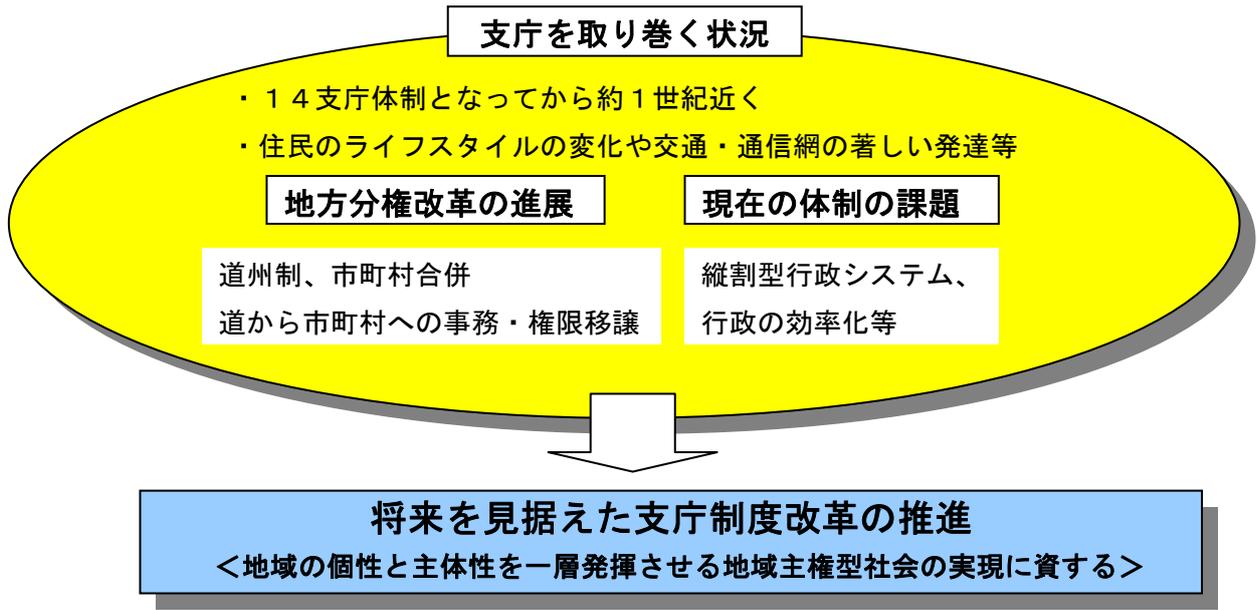
#### ①支庁（本体）機能

- ・内容～地域の実情に応じた道行政の執行事務、所管区域内の調整事務を主体
- ・配置～集約化の上、地域における道行政が効果的・効率的に執行できるよう設置場所を検討（集約化の趣旨）
  - ・より広域的な観点から道の施策、事業を展開する。
  - ・業務の専門性を向上させ、より柔軟で機動的な対応を可能にする。
  - ・簡素で効率的な執行体制を実現する。

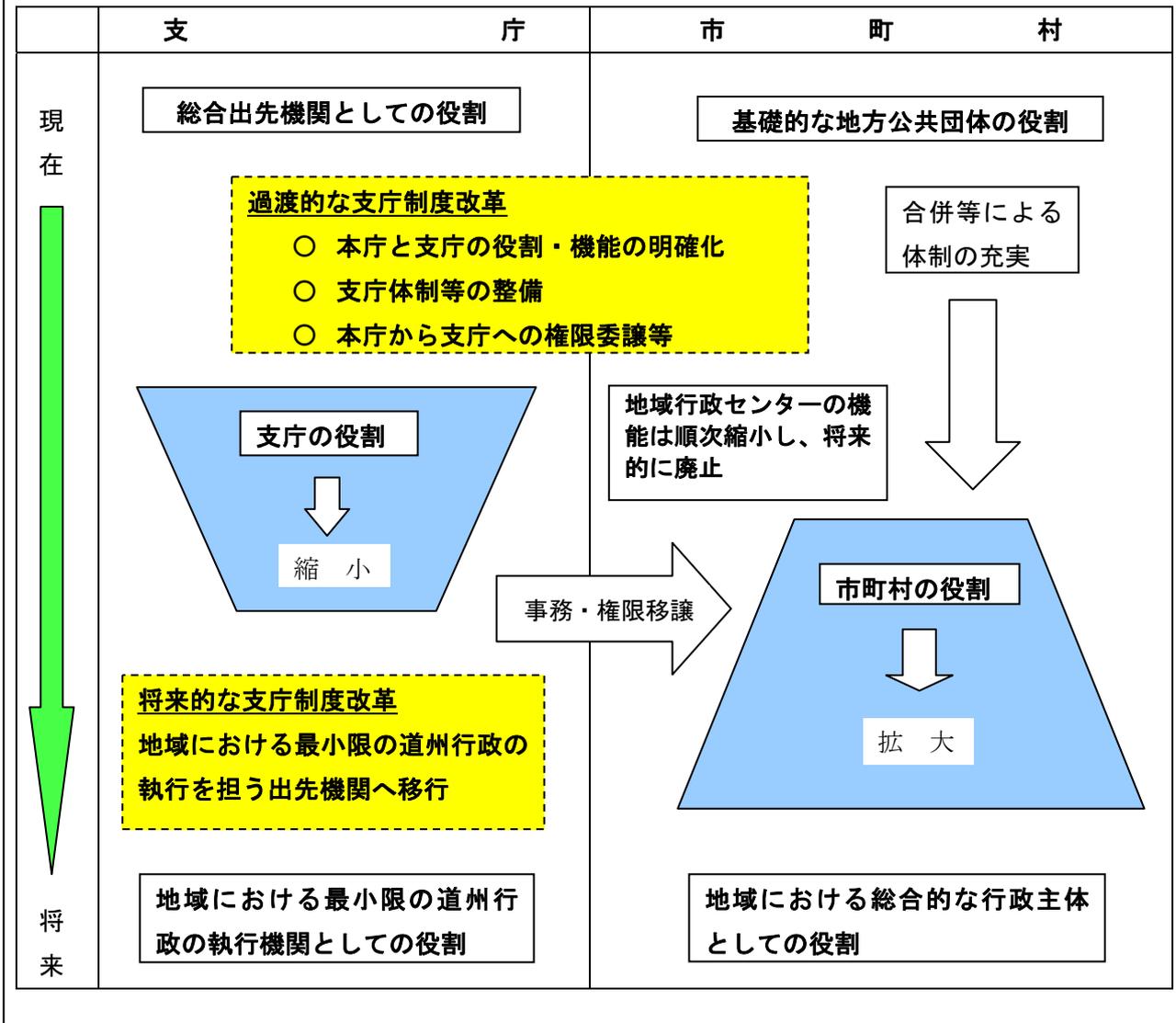
#### ②地域行政センター機能

- ・内容～市町村へ移譲予定の事務を主体
- ・配置～行政サービスの低下を招かないよう、現在の支庁エリアを基本に、その機能を確保
  - ・支庁所在地の変更のあった場所 → 過渡的な支庁の出先機関として設置
  - ・再編後の支庁所在地 → 支庁（本体）の組織体制の中で機能を確保

◆ 支庁制度改革の趣旨



◆ 長期的な支庁制度改革の方向



○支庁の所管区域

- ①地域における道行政の効果的、効率的な執行を行う観点から、所管区域の再編を行います。
- ②所管区域は、地域生活経済圏（現在6圏域）を基本に、圏域の状況を検証の上、道行政の政策展開圏域として設定します。
- ③所管区域の設定に当たっては、市町村合併の動向、市町村の意向などに十分配慮します。

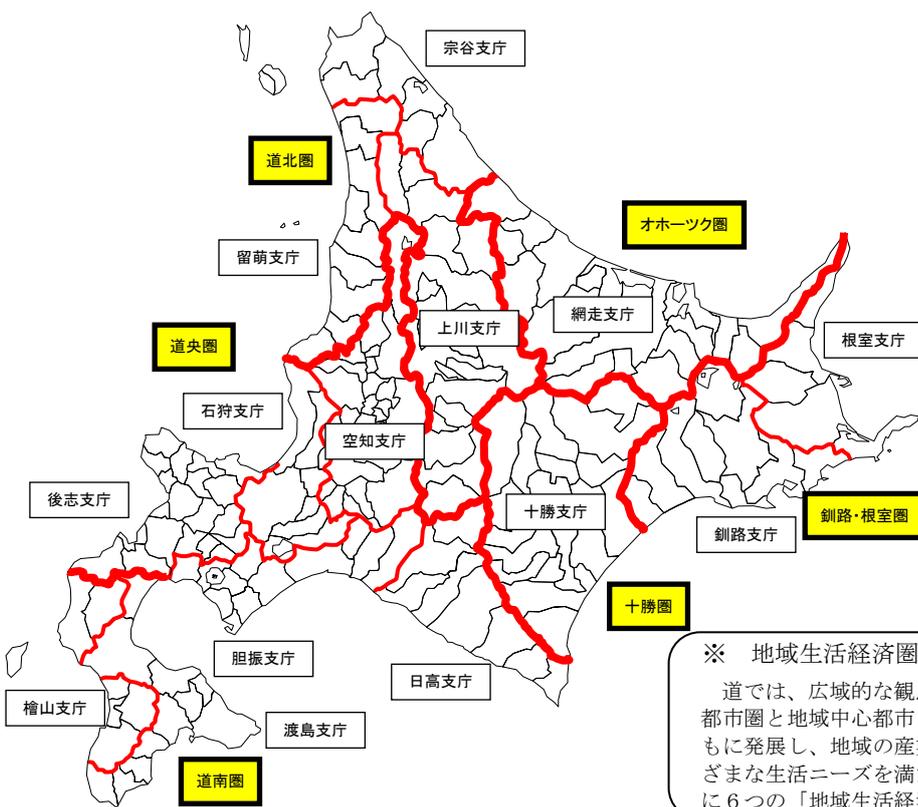
○新たな支庁における地域の道行政の展開

- ①地域が主体となった効果的な道行政を推進する  
地域課題に的確に対応するため、地域が主体となった効果的な道行政を推進します。
- ②地域における政策を地域主体でつくる  
市町村の体制が充実するまでは、支庁は市町村の状況などを考慮しながら、地域と一体となって地域政策をつくり、実施します。  
本庁から支庁への権限委譲を推進し、支庁が地域課題に柔軟かつ機動的に対応できるようにします。
- ③地域の総合的な行政主体としての市町村の確立に向けた支援を行う  
市町村の体制整備に向けた支援や市町村への事務・権限移譲などを進めます。

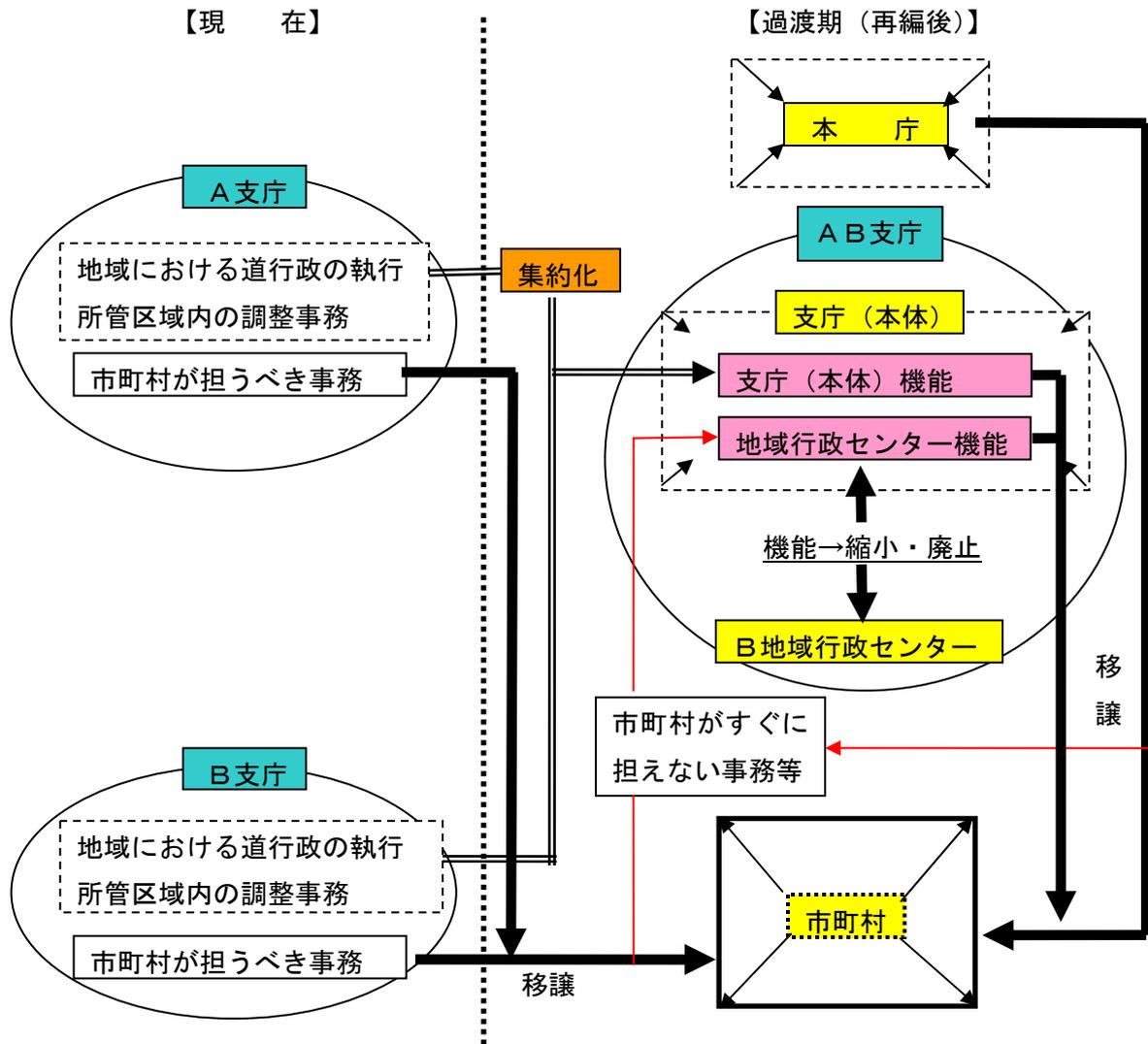
【検討スケジュール】

- 平成18年度中に再編後の支庁の体制・機能や所管区域を明らかにした「(仮称)新しい支庁の姿」をとりまとめ、平成19年度に「支庁設置条例」の改正を行い、平成20年度から新しい支庁制度をスタートできるよう検討を進めます。

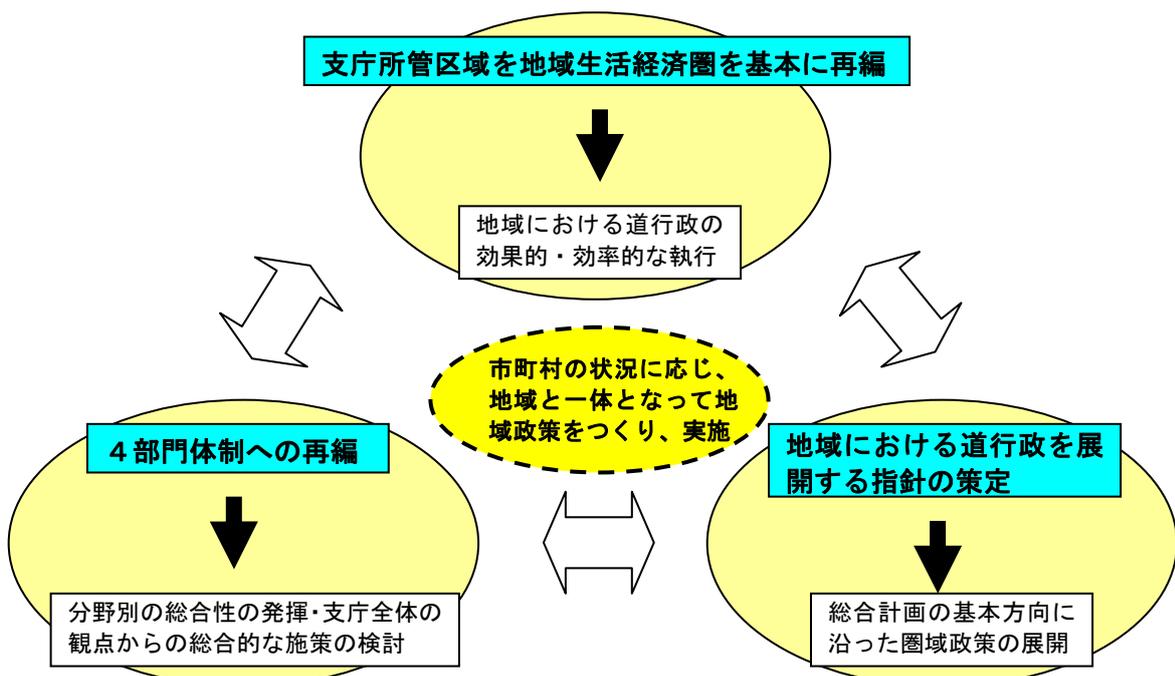
【現在の支庁所管区域及び地域生活経済圏】



◆ 支庁体制の方向性



◆ 過渡的な改革における地域の道行政の展開イメージ



## 5 道州制北海道モデル事業

### 【道州制北海道モデル事業とは】

- 道州制北海道モデル事業とは、国の平成16年度予算において、北海道開発事業費として計上されている補助事業を対象として、事業区分にとらわれずに、地方の自主性・裁量性を最大限に活かした広域的な地域づくりが可能となるよう試行的に創設された事業です。
- 対象事業は、北海道開発事業として計上されている補助事業に限定されており、道が策定する4年間の事業計画にも国の同意が必要とされている点で、裁量性の拡大という点では限界がありますが、どのような事業をどこで実施するかが地方の裁量に任されている点で従来の仕組みより一歩前進していると考えます。

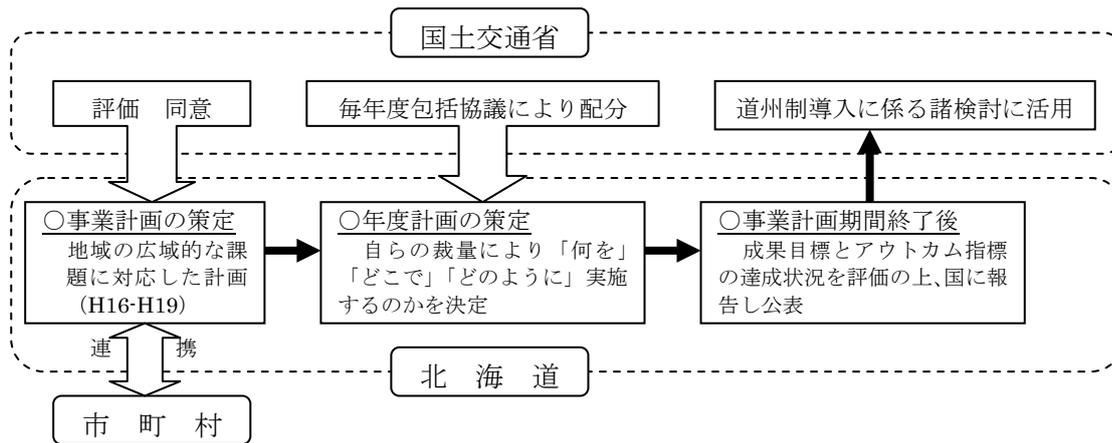
### 【事業計画のポイント】

- 道は平成16年8月に事業計画を策定しました（平成17年6月に一部計画変更）。テーマの設定に当たっては、平成15年度に発生した台風10号、十勝沖地震など近年大規模災害が頻発している状況や、知床が世界自然遺産登録候補地（当時）とされるなどの自然環境保全の動きの活発化や外国人観光客の増加などを踏まえ、地域の実情、近年の課題等を踏まえつつ、公共事業の実施により広範な効果が期待される分野として、「豊かな自然環境の保全」、「魅力あふれる北海道観光の形成」、「災害に強い地域づくり」の3テーマを設定しました。
- また、事業計画の策定に当たっては次の点に配慮して作成しました。
  - ①事業分野にとられない予算の執行
    - ・地域特性を反映させた重点テーマの設定
    - ・緊急的に必要な事業への配分
  - ②各種施策を組み合わせた複合的な施策の展開
    - ・分野が異なる各種公共事業の連携や各事業者の連携による、効率的・効果的な事業の実施
  - ③事業効果の早期発現
    - ・集中的な事業の実施
- その結果、従来とは異なる事業別シェアを実現しています。

### 【関連調査の実施】

- 道州制北海道モデル事業に関連して、地域の実情に応じた主体的な社会資本整備の推進に資することを目的とし、平成17年度から新たに関連調査を実施しています。

◆ 制度スキーム



◆ 事業計画の概要

<豊かな自然環境の保全>

- 良好な生物の息息・生育環境の保全・復元 ～標津川
- 健全な水環境の保全・復元に向けた流域からの取組 ～十勝川、天塩川、網走川
- 環境に優しい地域資源循環システムの形成（家畜排せつ物処理施設の整備） ～全道

<魅力あふれる北海道観光の形成>

- 北海道の魅力を活かしたツーリング環境づくり ～千歳－ニセコ、旭川－占冠

<災害に強い地域づくり>

- 防災危険箇所の解消、緊急輸送路の隘路整備、市街地や洪水頻発区域の河川整備等 ～全道

◆ 事業費別内訳

(単位：百万円)

区分	治水	治山	海岸	道路整備	港湾整備	農業農村整備	森林整備	その他	計
モデル事業総事業費(国費)	10,132	769	4,007	19,148	42	1,718	4,184	0	40,000
構成比	25.3%	1.9%	10.0%	47.9%	0.1%	4.3%	10.5%	-	100.0%
H16 当初予算補助事業構成比(国費)	11.7%	2.6%	1.5%	26.2%	0.4%	19.1%	3.2%	35.3%	100.0%

※H16 事業計画策定時シェア

◆ 関連調査の概要

○平成17年度調査

- ・公共土木施設の有効活用に向けた調査
- ・有機系一般廃棄物の循環利用促進に向けた基礎調査
- ・バイオマス利活用実態調査
- ・除雪連携シミュレーション調査
- ・農村における小河川の環境に配慮した整備手法調査
- ・新たな周遊観光ルート形成のための調査

## 6 道民や市町村との議論

### 【道州制は誰のために】

- 「道州制になったら私たちの生活はどう変わるのですか？」これは道州制についての講演会や意見交換会などでよく出される質問です。しかしながら、道州制になることで生活が変わるのではなく、生活を自ら変えることができるようになるのであり、あくまで主体になるのはそこに住む住民です。
- 第2章の2でも述べたように、地域主権の出発点は個人や地域住民の主体的な思考、決断、行動であり、地域主権型社会を実現するためには、制度的なもののもとより、我々道民の意識も変わっていかなくてはなりません。そこで、道では様々な機会を捉えて道民の方々と議論や意見交換を行い、道州制や地域主権型社会とはどのようなものか、どういう社会を目指したら良いのかを、道民と一緒に考えていくことに努めています。

### 【道民や市町村との議論】

#### ①道州制推進道民会議

知事が有識者と幅広く意見交換を行うことによって、道としての検討を深めるとともに、会議自体が広く道民への発信となり、道内における道州制等の議論の活発化を目指すために設置しました。この会議を通じて、より多くの道民の方々に道州制について議論していただくための議題やメッセージを発信していくことを考えています。

道州制というと、国と都道府県、そして市町村の役割分担や、行政の仕組みにばかり目がいきがちですが、道州制はあくまで制度を変えるためのツールであり、本来の目的は、道民の生活を豊かにし、明るい北海道の将来をつくることにあります。そのために、将来の北海道の可能性や、自治体のあり方、住民の活動・自治のあり方など、幅広い観点から道民の皆様に議論していただくよう、道州制推進道民会議では次のページのような「道州制議論に向けての論点」を作成し、今後の講演会や意見交換会等でこの論点を提示しながら、道州制について理解を深めていただこうと考えています。

また、会議をより多くの道民の方々に視聴していただくために、会議の様様を道庁のテレビ回線で生中継し、本庁舎や支庁のロビーで放送したり、道のホームページ上で会議の映像を配信したりと、道庁初の試みを実施しています。

◆ 道州制推進道民会議

<道州制議論へ向けて道民へ提示する論点（案）>（第2回会議終了時点）

道州制議論に向けての論点

道州制における日本の北海道・世界の北海道の可能性

官依存・中央依存から脱けだした「自主・自立」の北海道を目指して道民みんなが知恵を出し、行動を起こす時ではないか。

農業・観光など優位性のある産業の高度化や、製造業などの北海道が弱いとされる分野の強化のために道州制を活用できないか。

産消協働など、安全安心な北海道、環境にやさしい北海道に向けた地域のシステムを地域自らがつくるために道州制を活用できないか。

道州制における自治体のあり方

市町村は、一定程度の人口・財政規模や専門的行政能力を備えた体制を作って、これからの時代を乗り切っていくべきではないか。

安定した行財政運営が行えるような税制度や、財政調整制度を国と地方が協力して組み立てて行くべきではないか。

地域自治区などのしくみを使って住民の自治をもっと高めていくよう、市町村と住民が共に取り組むべきではないか。

産業振興やまちづくり等の面で行政と民間の中間のしくみを地域につくり、それぞれの良い面を活かしていくべきではないか。

道は市町村への権限・財源の移譲を積極的に進め、市町村は市町村間の連携協力や合併などを進めながら積極的に応えていくべきではないか。

道州制の下での、住民の活動・自治のあり方

住民の自治意識が高まっていくよう、行政の役割を思い切って見直すべきではないか。

住民が地域活動にもっと参加しやすくなるためのプログラムづくりやリーダー育成などを、行政と住民が協力して取り組むべきではないか。

行政と住民が互いに相手の考え方を理解し、役割分担や協力が行えるよう日常的にコミュニケーションをとるべきではないか。

安全・安心な地域づくりや、地域経済の活性化を図るため、コミュニティビジネスや産消協働運動をさらに活性化していくべきではないか。

<委員名簿>（平成18年1月現在）

分野	氏名	所属	分野	氏名	所属
学識者	井上 久志	北海道大学経済学研究科長	市町村	上田 文雄	札幌市長
	山崎 幹根	北海道大学公共政策大学院助教授		神田 孝次	北見市長
	五十嵐智嘉子	北海道総合研究調査会常務理事		北 良治	奈井江町長
経済界	南山 英雄	北海道経済連合会会長	地域振興等	湯浅 優子	北海道スポーツ・フレンズ 帯広顧問
	飛田 稔章	北海道農業協同組合中央会副会長		中田 和子	北海道女性団体連絡協議会会長
	稲村 健藏	北海道観光連盟副会長		谷 一之	地域づくりネットワーク北海道連絡会議副会長
	渡邊 武志	日本青年会議所北海道地区協議会会長		日置 真世	NPO 法人地域生活支援ネットワークサロン代表

## ②講演会・意見交換会

道州制を始めとする地域主権推進に関する取組を、広く道民に発信し理解を深めていただくために、道職員が市町村や各団体、大学等の主催する各種講演会や意見交換会等に参加し、講演や意見交換を行っています。

### <開催実績>

平成16年度	全223回	延べ参加者数	10,413名
平成17年度	全88回	延べ参加者数	9,635名

また、平成17年6月に開催した第1回道州制推進道民会議において、「道州制のあるべき姿を学生の目線で議論してもらおうというような仕掛けづくりも効果的なのではないか」との提言をいただいたことを踏まえ、大学や、次代を担う学生の間で、道州制やこれからの自治のあり方について研究や議論が行われ、その成果が大学から道内外に発信されることを支援するため、「道州制研究サポート事業」を開始しました。各大学で行われる研究や講義、ゼミへの資料提供や、道職員が参加して議論や講演を行うことで研究をサポートしています。これまでに道内外の5大学で講演等を行いました。

### 【ホームページでの積極的な情報発信】

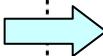
- 道では、ホームページを使って、道が考える道州制についての考え方や取組内容について積極的に発信に努めています。有識者会議の映像をインターネット配信するなど、できる限り分かりやすい情報発信を心がけるとともに、全国の経済界や地方自治体の道州制に関する提言や報告書などを豊富に集め、北海道のホームページにアクセスすれば、道州制に関する資料を誰でもが容易に集めることができるようにしています。
- 道州制のページは、検索ソフトでも上位に位置づけられていて、毎月5,000件以上アクセスされるページとなっています。今後とも、積極的に内容の更新に取り組み、さらに利用しやすいページにしていきます。

北海道のホームページアドレス<http://www.pref.hokkaido.jp/>

※トップページのトピックスから入っていただけます。

◆ 道州制推進道民会議

<会議の全体構成>

回数	開催日	内容	テーマ
第1回	17/6/9	○各委員からの問題提起	「自治のあり方と、道州制の仕組みによって展望される新しい北海道の姿」
第2回 (第1分科会)	17/11/4	○道民に提示する論点についての意見交換	「道州制の下で、日本の北海道・世界の北海道としてどんな可能性を開いていけるか？」
(第2分科会)	17/11/8		「道州制にふさわしい北海道の自治体のあり方は？」
(第3分科会)	17/11/16		「道州制の下で、住民の活動・自治はどうあるべきか？」
(全体会議)	17/12/22		「自治のあり方と、道州制の仕組みによって展望される新しい北海道の姿～道州制についてみんなで語り合うために～」
			 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 10px;">道民との意見交換</span>
第3回	18年度 (予定)	○道民との意見交換を受けて論点の整理 ○道民への発信方法	
			 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 10px;">道民との意見交換</span>
第4回	18年度 (予定)	○道民へのメッセージの発信	

◆ 道州制研究サポート事業

— 道州制研究サポート事業 —

大学での道州制やこれからの自治のあり方についての研究を**応援**します！！



今、全国的に道州制が議論となっています。道内でも市町村や経済界をはじめとして、道内各地で、市町村合併等の問題とともに、北海道のこれからの自治のあり方についての検討が活発に行われています。そこで、道としては、道州制等に関する研究を推進するため、**各大学で行われる研究や講義、ゼミなどを積極的にサポート**していきたいと考えています。

道内でのこうした議論をさらに具体化し、深めていくため、**大学の先生や次代を担う学生の皆さんの間で、道州制やこれからの自治のあり方について研究や議論**が行われ、その成果が**大学から道内に発信**されることが強く期待されています。



～こんなテーマが考えられます～

- ・道州制全体の制度設計について
- ・基礎自治体（市町村）のあり方
- ・住民自治の推進方策について
- ・地域自治区の可能性について
- ・地域コミュニティによる地域課題の解決や地域活性化の取組を推進する方策について
- ・人口減少社会におけるまちづくりについて（コンパクトシティ等）
- ・道州制によって生じる暮らしの変化について
- ・道州制によって生まれるビジネスチャンスについて
- ・道州制による北海道の自立のビジョンについて

等

### 【全国的に議論の進む道州制】

- 道州制については、全国的にもいろいろな自治体や団体が検討し、報告書や提言書をまとめています。
- 都道府県がまとめているものとしては、例えば、青森県、岩手県、秋田県がまとめた北東北3県の連携等に向けた報告書や、滋賀県や愛知県の分権時代の県のあり方についての報告書があります。また、静岡県は国から府県に権限を移譲して「政令県」を作るという「静岡政令県構想」を打ち出しています。九州では、九州地方知事会が「九州が道州制に移行した場合の課題等について」と題して、九州各県が一つの道州となった際の課題等について検討しています。
- 道州制に関する検討や提言は、都道府県等自治体だけでなく、民間の各団体からも行われています。代表的なものとしては、関西経済連合会など六団体が「分権改革における関西のあり方」をまとめており、その他、各地域の経済連合会等が道州制や地方分権時代の行政や経済社会について提言をしています。

### 【道内経済界や市町村からの提言】

- 同様の動きは道内でも起きています。北海道経済同友会や日本青年会議所北海道地区協議会、北海道観光連盟、北海道経済連合会等、道内のいろいろな団体から、道州制や地域主権時代に向けた北海道の将来の姿や市町村や道州等の自治体のあり方、経済社会のあり方等に関する提言が発表されています。
- また、道内の市町村においても、第3章の2で述べた道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲や第3章の3で述べた市町村合併の取組が進められていることもあり、将来の基礎自治体の姿や、道から市町村への事務・権限移譲に対する考え方、市町村合併を見据えた広域連携のあり方、地域主権型社会に向けての住民自治のあり方等、様々な検討がされています。

◆ 道内経済団体から北海道への道州制に関する提言例

提言団体 (提言日時)	提言内容 (総論)	提言内容 (道州制について)
道州制道民臨調 (H16.3)	経済的自立なくして地域の自立はなく、道州制の意義もない。15年で道州制特区を活用して経済的自立を実現。	○市民自治の観点から基礎自治体が重要。北海道の自治体は15万人程度の規模を持つ市に合併。 ○国の出先機関は北海道地方庁として再編する。
北海道経済同友会 (H16.6)	道州制導入に当たって持続的な発展・地域づくりが重要。経済発展と環境の維持保全を同時に達成。	○地域の活性化と住みよいまちづくり。 ○産業創生・企業誘致に当たっての産業廃棄物処理システム構築。 ○農林・水産一次産業の振興。 ○観光産業の振興。 ○将来の人(財)づくり。
北海道観光連盟 (H17.2)	道州制のもとに自立した地域を実現するためには経済的自立が必要であり、観光が大きな柱。	○アジアの中のヨーロッパを目指す。(モデル地域の設定、サマータイムの設定、観光道路の設置) ○海外から観光客を迎える。(観光ビザの排除、公共施設の多言語表示、CIQ体制の整備等) ○安全に楽しめる魅力ある観光地づくり。(グリーンツーリズムなど新たな観光地づくりの推進、カジノ設置等) ○総合的な観光政策の展開と北海道のカウンティ制度の導入。
北海道経済連合会 (H17.6)	目指す姿を実現する具体的方策を進めるには行政システムの改革が必要であり、道州制が包括的解決策。	○補完性の原理で市町村、道州、国の役割分担。 ○役割分担に応じ権限移譲。北海道道州制特区で条例制定範囲拡大。 ○税源移譲による地方税の充実。 ○市町村合併が進むまで市町村を支庁が補完。支庁の管轄区域は広域経済圏にあわせて再編。 ○北海道版エージェンシー制度の導入。等
日本青年会議所 北海道地区協議会 (H17.11)	北海道経済の活性化や自立のためには、地域自らが権限と自主財源を持つことが必要。	○民意の反映できる政治システムにするために小規模準自治区を設置。 ○自立した経済社会を目指した循環型経済社会の確立。 ○北海道独自の教育システムの創造。

◆ 道内自治体から北海道への道州制に関する提言例

自治体名 (提言日時)	提言書名	提言内容
札幌市 (H16.3)	札幌発道州制北海道特区への試み	○北海道道州制特区の先導的な役割を担う。 ○内発型産業の創出による経済的自立モデルの構築。 ○北海道型の実践による生活の質向上モデルの構築。
北見地域一市四町 (H16.8)	道から市町村への権限移譲の考え方について	○市町村合併により一定規模以上となった自治体(中核的 地方都市)へ権限・財源をモデル的に大幅に移譲。 ○道営施設の移譲、道の出先機関と市町村の現業部門の一体化。
富良野地区広域市町村圏 振興協議会 (H17.10)	5つ星の自治を求めて	○持続可能な自治の姿として、団体自治の強化を検討。 ○手法として、市町村連携、広域連合、市町村合併、5市町村と道の行政組織の一元化した広域都市の4手法について検討。

# 参 考 資 料

- 1 道州制に関する北海道の取組の経緯
- 2 道州制特区に向けた提案事項の具体の実現状況（平成18年3月現在）
- 3 市町村への事務・権限移譲リストのパッケージ・最小基本単位一覧表  
（平成17年3月現在）
- 4 第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」（平成18年2月）の骨子

# 1 道州制に関する北海道の取組の経緯

年 月	内 容
H12. 4月	(地方分権一括法施行)
H12. 5月	◇「道州制検討懇話会」(有識者による会議)を設置し、道州制に関する検討を開始
H13. 2月	◇「道州制検討懇話会」から知事に対して報告書「道州制 北海道発・分権型社会の展望」を提出
H15. 8月	◇総理からの要請(8/26) (知事が総理に面談した際、道州制の先行的な取組を要請される)
	◇「 <b>分権型社会のモデル構想</b> 」を策定して、 <b>道内外に発信</b> (8/29)
10月	◇「道州制推進会議」(有識者による会議)を設置して、道州制の先行的な取組に関する国への具体的な提案内容に関する検討を開始(H15~H16で計8回開催)
	◇衆議院選挙の自民党政権公約に「北海道道州制特区」の創設が盛り込まれる <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方分権改革の「先行実施モデル地域」として「北海道道州制特区」を創設</li> <li>・内閣府等に担当組織を設置し、2004年度中に「道州制先行プログラム」を作成</li> </ul>
12月	◇知事が、経済財政諮問会議において、道州制に関する提案に向けた基本的な考え方を説明(12/19)
H16. 1月	◇総理が施政方針演説の中で、道州制に向けた北海道の取組について言及 (「道州制については、北海道が地方の自立・再生の先行事例となるよう支援してまいります。」)
4月	◇道庁内に <b>道州制推進本部</b> を設置(4/23) <ul style="list-style-type: none"> <li>道州制の先行実施を総合的かつ効果的に推進するため、知事をトップとした全庁横断的な庁内推進組織を設置</li> </ul>
	◇「 <b>道州制プログラム</b> 」、「 <b>道州制特区に向けた提案(第1回)</b> 」を決定し、 <b>国に提案</b> (4/26)
5月	◇知事が、経済財政諮問会議において「道州制プログラム」、「道州制特区に向けた提案(第1回)」を説明(5/28) (国の地方支分部局との機能等統合についてさらに具体的な案の作成を依頼される)
6月	◇閣議決定された「骨太の方針2004」において、道州制特区の政府の推進体制の設置が盛り込まれる <ul style="list-style-type: none"> <li>「地方分権推進のモデル的な取組としていわゆる「道州制特区」について、地域からの提案を受け止めつつ、その趣旨を生かす推進体制を整える。」</li> </ul>
8月	◇「 <b>道州制特区に向けた提案(第1回)の具体化について</b> 」を策定し、 <b>国に提案</b> (8/10)
	◇全国知事会道州制研究会に参加(8/26)(H16~H17で計4回開催)
10月	◇内閣府特命担当大臣主催の第1回道州制特区に関する懇談会に参加(10/26)(H16に計2回開催)

年 月	内 容
H17. 1月	◇総理が施政方針演説の中で、道州制に向けた北海道の取組について言及 (「北海道が道州制に向けた先事例となるよう支援いたします」)
3月	◇全国知事会道州制研究会が策定した「道州制研究会における審議経過」の中で、北海道における道州制特区の取組に関し、速やかに提案内容の実現に着手するよう政府に求める意見が盛り込まれる(3/29) ◇ <b>「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」を策定</b> (3/31)
4月	◇内閣府内に『道州制特区』推進担当室が設置される(4/1) ◇『道州制特区』関係省庁連絡会議設置(4/13)
6月	◇ <b>「道州制推進道民会議」</b> (有識者による会議)を設置して、道州制など地域主権推進のための取組について幅広い意見交換を開始(6/9)(～H18.3までに全体会議3回、分科会3回開催)
7月	◇ <b>道州制特区に関する国からの第1次回答が示される</b> (7/1) ◇全国知事会道州制特別委員会に参加(7/4)(～H18.3までに計6回開催)
8月	◇ <b>「道州制特区に関する国からの回答(7/1)に対する北海道の意見」を国に提出</b> (8/4) ◇衆議院議員選挙の自民党政権公約の中に、北海道道州制特区の推進が盛り込まれる。「地方自治および国の統治のシステムを効率的でスリムなものに再構築するため、道州制導入を検討する。また、その先行的試みとしての北海道道州制特区を推進する」)
10月	◇ <b>道州制特区に関する国からの再回答が示される</b> (10/6) ◇副大臣による道州制の検討に関するプロジェクトチームが中間報告を行う(10/27) ◇自由民主党の道州制調査会北海道道州制検討小委員会の中間報告において、「 <b>北海道道州制特区推進法</b> 」の制定が明記される(10/28) ◇全国知事会道州制特別委員会で <b>北海道道州制特区推進法の早期制定などを求める緊急アピール</b> が採択される(10/31)
11月	◇ <b>「道州制特区に関する国からの再回答(10/6)に対する北海道の見解」を示す</b> (11/17)
12月	◇ <b>道議会で、「北海道道州制特区推進法の早期制定を求める意見書」が採択される</b> (12/9)
H18. 2月	◇自由民主党道州制推進議員連盟が北海道道州制特区推進法の試案を発表(2/1) ◇知事が、内閣府の担当副大臣に、北海道道州制特区推進法の制定と、権限移譲に当たっての財源措置として北海道道州制特区推進交付金の制定を要請(2/5) ◇自由民主党道州制調査会北海道道州制検討小委員会において、知事が道の考え方を説明(2/21) ◇第28次地方制度調査会が「道州制のあり方に関する答申」を出す(2/28)
3月	◇自由民主党主催のタウンミーティングが道内4ヶ所(帯広市、北見市、旭川市、札幌市)で開催(3/4～5) ◇内閣府から「北海道道州制特別区域推進法案の基本的考え方(検討素案)」が示される。

## 2 道州制特区に向けた提案事項の具体の実現状況（平成18年3月現在）

### 【実現状況の総括】

プラン名	めざす姿	提案事項の実現状況（総括）
子育て環境充実プラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育てに適した豊かな自然環境の中で、子どもたちが健やかに成長する地域社会</li> <li>○ 既存施設の有効活用などによる低コスト・高サービスの子育て環境</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園児と保育所児等の合同活動の容認等、幼稚園と保育所の一体的運営に向け、基準の一部が緩和されたほか、保育、子育て支援に係る国庫補助金の一部が交付金化されるなど、多様な子育てサービスの提供を可能とする制度改革が進んでいる。</li> <li>・ 児童養護施設等における調理業務の外部委託が可能とされる見込みとなっており、地域での子育て環境の充実に向けた取組が進んでいる。</li> </ul>
高齢者・障害者暮らし安心プラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過疎地域でも高齢者が安心できるきめ細かな医療</li> <li>○ 民間事業者の参入が進みやすい地域でも安心できる介護・福祉サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ へき地等における医師標準数の時限的な特例措置が講じられているほか、自治体病院等の再編整備時の病床基準が緩和されるなど、地域事情に即した医療確保のための制度改革が進んでいる。</li> <li>・ 介護保険制度の改正により、市町村が介護報酬等を定めることが出来るサービスが創設されたほか、障害者入所施設の小規模サテライト化が認められるなど、過疎化に対応した地域福祉の推進に資する制度改革が進んでいる。</li> </ul>
行政のワンストップサービス推進プラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広さのデメリットを感じさせない行政サービス</li> <li>○ 住民サービスを最優先に行政の様々な壁を越える仕組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、道、市町村の電子申請等の窓口として、北海道地域としての共通ポータルサイトのあり方の検討が進められているほか、税務事務に関する国と道との一層の連携強化など、ワンストップサービスの実現に向けた取組が進んでいる。</li> </ul>
野生動物保護管理プラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北海道固有の野生動物が息する持続可能な自然環境</li> <li>○ 野生動物と人間環境がバランスをもって共存する北海道</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険猟法（麻醉薬）の許可権限の都道府県への移譲、鳥獣捕獲許可の一部手続きの簡素化について所要の措置を講じることとされており、本道の特性に応じた野生動物の保護管理制度の確立につながる制度改革が図られている。</li> </ul>
地域一体型除雪・防災プラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 冬の快適な暮らしを確保する迅速・効率的な除雪体制</li> <li>○ 地域の視点で一体的に進める社会資本の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北見市をモデル地区とした試行的な取組が進められているなど、異常気象時における除雪体制の確立に向けた取組が着実に進んでいる。</li> <li>・ 防災情報を関係機関で共有するため、「防災情報共有システム」が構築され、順次配信先の拡大が図られているなど、気象・河川・火山観測情報や道路管理情報等の一元化・共有化が進んでいる。</li> </ul>
新事業・新産業創出プラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産学官の連携や研究者の誘致により、産業集積の芽を育て、新事業や新産業の創出を促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人研究者の在留期間の上限が伸長されたほか、産学官共同研究を支援する補助事業において、企業等の研究費が補助対象とされるなど、優れた人材による研究環境づくりに向けた制度改革が進んでいる。</li> </ul>

プラン名	めざす姿	提案事項の実現状況（総括）
地域雇用環境 創造プラン	○ 地域の主体的な取組による雇用の維持・安定及び雇用機会の創出・拡大	・ 雇用創出に向けた国と道との連携した取組が検討されているほか、雇用対策関連の支援制度が地域の自由度が高まる方向で制度改正されるなど、地域が主体的に雇用対策に取り組むための環境づくりが進んでいる。
外国人観光客 倍増プラン	○ 食と自然を生かし、東アジアと結びつきを強める国際観光のダイナミックな展開 ○ 観光客のターゲットを絞り、戦略的な北海道観光の展開	・ C I Q体制の充実に向けた国における検討が積極的に進められているほか、新千歳～上海便の増便が条件付きで容認されるとともに、台湾、韓国、中国に対し、査証に関する新たな措置がとられるなど、東アジアの人々が観光旅行しやすい環境づくりが進んでいる。 ・ 外国語を併記した道路案内標識の整備について、国、道、市町村等で計画的に推進することとされているなど、外国人観光客の受入体制の整備が進んでいる。
活力ある農業・農村新生プラン	○ 多様な経営、ライフスタイルが展開する活気あふれる農村 ○ 消費者の信頼、環境との調和を基本とする持続的農業	・ 農業関係の補助金が統合・交付金化されており、ハード・ソフト両面で地域の裁量が高まる方向で制度改正が進んでいる。 ・ 農地の権利取得後の下限面積要件が緩和され、多様な人材が農業に参画するための環境づくりが進んでいる。 ・ 農林水産業施設の有効利用のための転用が可能となったほか、農家民宿実施のための各種規制が緩和されるなど、地域資源を活かした個性的な農村づくりに資する制度改正が進んでいる。

## 【個別事項の実現状況】

### <道州制推進プラン>

提案事項	提案事項の実現状況等
1. 子育て環境充実プラン	
多様な子育てサービスの提供	
①幼稚園と保育所の一体的運営に向けた基準の緩和	○幼稚園・保育所における幼稚園児及び保育所児等の合同活動が可能となった（H17に措置済み）。 ○保育の実施に係る事務の教育委員会への委任が可能となった（H17に措置済み）。 ○幼稚園と保育所の保育室の共用化が可能となった（H17に措置済み）。 ○保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例が認められた（H17に措置済み）。 ○保育士として一定の在職経験を有する者が、幼稚園教諭免許状を取得できる幼稚園教員資格認定試験が新設された（H17から実施済み）。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■道内における事例 東川町、稚内市において、「幼稚園児と保育所児等の合同活動」、「保育事務の教育委員会への委任」を実施している ※上記2地域については、従前より構造改革特区で措置</p> </div>
②市町村立幼稚園の設置等手続の簡素化	—
③市町村の実施する子育て支援事業に対する支援等	○保育、子育て支援に係る国庫補助金の一部が「次世代育成支援対策交付金」として国から市町村への交付金とされた（H17より）。

地域での子育て環境の充実	
①子育て支援施設としての学校の利用要件の緩和	—
②児童養護施設等における調理業務に係る規制緩和	○今年度中に児童養護施設等における調理業務の外部委託が可能とされる見込み（関係通知の発出時期等は未定）。  ■道内における事例 小樽市、仁木町（現在、構造改革特区として実施中）
③地域特性に応じた児童福祉施設の運営等に対する支援	—
<b>2. 高齢者・障害者暮らし安心プラン</b>	
地域事情に即した医療の確保	
①医師標準数の算定基準の設定権限の移譲	○へき地等に所在し、医師の確保が相当程度困難な病院については、一定の条件を満たす場合、都道府県知事の許可を得れば、許可時から特例的に3年間、当該病院の医師標準数の90%を標準数にすることとされた。  ■道内における特例措置の適用病院 美幌町立国保病院（美幌町）、津別病院（津別町）、鹿追町国保病院（鹿追町）、稚内禎心病院（稚内市）、利尻島国保中央病院（利尻町）、J A北海道厚生連美深厚生病院（美深町）、熊石町国民健康保険病院（熊石町）  ※現在、国において、都道府県が策定する医療計画の中で、必要な医療提供体制が整備されている地域は、知事の裁量で医師標準数等の基準を緩和することを可能とすることについて検討している。
②自治体病院等の再編整備に向けた病床基準の緩和	○病床過剰地域であっても、自治体病院の再編整備を行う場合については、開設主体が医療法で定める公的医療機関同士であり、再編に係る医療機関の病床が全体として減少するときは、二次医療圏内だけでなく、二次医療圏を越える場合も含め、個別に厚生労働大臣と協議することによって、再編整備が可能とされた。  ■道内における取組状況 今年度、道立保健所が中心となり、二次保健医療福祉圏ごとに、地域における自治体病院等の広域連携・ネットワーク化に向けた検討・協議を行うこととしたところであり、今後地域における検討を進める中で、地域の実情に応じて今回の制度改革の活用についても提案していくこととしている。
過疎化に対応した地域福祉の推進	
①地域の実情に即した介護サービスの指定基準等の緩和	○H18介護保険制度改革で新たに創設される「地域密着型サービス」については、市町村が国の基準の範囲内で介護報酬等を定めることが可能となる。  ※「地域密着型サービス」～利用者が住み慣れた地域を離れずに利用できるよう、市町村が必要な整備量等を定め、市町村の権限で事業者を指定するサービス。小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム等、6種類のサービスがある。
②障害者支援費制度における事業者指定基準等の緩和	○障害者支援に係る入所施設に関し、本体施設とサテライト施設の両施設合わせて規模や設備等の基準を満たすことを前提とし、本体施設との密接な連携を図ることなど、一定の条件を満たす場合には、施設・人員の基準を緩和し、小規模サテライト施設を設置することが可能とされた。  ■道内における特例措置の適用施設 [知的障害者更生施設] ・「厚田まなす園」（施設本体：厚田村、サテライト：石狩市） ・「道立太陽の園」（施設本体：伊達市、サテライト：伊達市） [知的障害者授産更生施設] ・「道立太陽の園」（施設本体：伊達市、サテライト：伊達市）

<b>3. 行政のワンストップサービス推進プラン</b>	
ワンストップサービスの実現	
①共同データベースの構築による法人設立届出の一本化	○国から道へのデータ提供について、今後より一層の連携を図っていくため、相互の情報交換を行うこととされた。 ○平成18年4月から、国から道へ連結法人の情報等も含めた磁気テープが提供される予定。
②共通ポータルサイトの開設による電子申請窓口の一本化	○国・道・市町村がそれぞれ検討推進している電子申請等の窓口を北海道地域として一本化するなど、共通ポータルサイトの在り方を検討することとされた。  ■今後の進め方等 ・現在、「北海道IT施策推進連絡会議（DOIT5）」の場において、共通ポータルサイトのあり方に関する検討に取り組んでおり、平成18年3月を目処に検討結果について、一定の取りまとめを行う予定
③税務に係る相談や広報事業の一体的実施	[税務相談] ○納税者の利便と行政効率向上の観点から、国において更なる協力について積極的に検討していくこととされた。 [広報活動] ○道として、新たに税専門のTV番組を作成する場合及び広報誌を発行する場合には、国から道に対し必要な税情報を提供することとされた。 ○3税のホームページの開設については、重点的にPRすべき事項がある場合には、お互いのホームページに掲載する等、相互に閲覧可能な状況となるよう関係機関で情報交換を行っていくこととされた。 ○ポスターや作文の募集については、租税教育推進協議会における支援活動について、今後、更なる応募の充実と効果的な実施に向けて、関係機関で情報交換していくこととされた。 ○小中高に対する教材（あるいは講師）の提供に関し租税教育推進協議会で進めている諸施策について、下記のとおり更なる連携等を図ることとされた。 ①北海道租税教育推進協議会で作成している全道版の中学生向け租税教育用副教材を、引き続き協力して作成 ②租税教室の更なる充実と当たり、講師派遣に関し道及び市町村職員の一層の協力が必要となることから、更なる連携・協調に向けた検討を行う
④自動車税の車検時納入制度の導入	—
<b>4. 野生動物保護管理プラン</b>	
本道の特性に応じた野生動物保護管理制度の確立	
①狩猟鳥獣の種類及び捕獲頭数の決定	—
②狩猟の期間の決定	—
③独自の新たな猟区制度	—
④銃による夜間捕獲の実施	—
⑤危険猟法の許可	○麻酔薬について、都道府県における使用の判断が可能となる方法について検討し、所要の措置を講じることとされた（H17中に措置）。
⑥国指定鳥獣保護区内での捕獲許可権限の移譲	—
⑦道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る国への協議	—
⑧鳥獣捕獲許可の一部の手續の簡素化	○鳥獣捕獲の許可事由の内、許可期間を長期間としても鳥獣の保護管理上問題がないものについては、生息状況に変化があった時は許可を取り消すこと等を条件に、許可期間を長期間とすることについて検討し、所要の措置を講じることとされた（H17中に措置）。
保護管理を担う人材の育成・配置	
①独自の狩猟免許区分の設定	—
②独自の狩猟者登録区分の設定	—

<p><b>5. 地域一体型除雪・防災プラン</b></p>	
<p>異常気象時における除雪体制の確立</p> <p>①異常気象時の、国と道・市町村との相互代行、受委託等による除排雪の試行的実施</p>	<p>○下記の手順に従い、計画的に推進することとされた。</p> <p>①モデル地区を選定し、国と道・市町村等から構成される地域道路防災連絡協議会で、除雪機械の無償貸与の方法、連携体制の確認、除排雪の優先路線選定、緊急時の雪捨場確保、体制発動基準等の相互支援方法を事前に検討</p> <p>②モデル地区を対象に、大雪を想定した国と道・市町村等による共同訓練を行い、相互支援方法の課題整理と体制強化の検討</p> <p>③さらに、モデル地区での検討から得られた知見を整理して全道展開を図る</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>■これまでの取組及び今後の進め方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年10月 : 北見市を先進モデル地区として、国・道・北見市で勉強会を設立</li> <li>・平成17年 3月 : 異常気象時における除排雪体制の現状把握・整理</li> <li>・平成17年10月～ : モデル地区の選定、協議会によるモデル地区での検討</li> <li>・平成17年12月 : 先進モデル地区（北見市）での共同訓練</li> <li>・平成18年 3月頃～ : 共同訓練等による課題整理と改善検討</li> <li>・平成18年度 : モデル地区の追加選定、協議会によるモデル地区での検討、モデル地区での共同訓練（課題整理と改善検討）</li> <li>・平成19年度以降 : 全道展開</li> </ul> </div>
<p>気象・河川・火山観測情報や道路管理情報等の一元化・共有化</p> <p>①国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化</p>	<p>○道と国の気象・河川・火山観測情報や道路の通行止めといった管理情報について、一元化・共有化を図るシステムづくりに取り組むこととされた。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>■これまでの取組及び今後の進め方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年12月、道と開発局の間で「防災情報の共有に係る協定書」を取り交わす</li> <li>・開発局の公共施設管理用光ファイバー網を利用し、河川・道路等の防災情報共有化を推進中</li> <li>・平成17年度特定重点施策事業として、「防災情報共有化システム事業」を実施中（これにより、開発局との防災情報の電子的相互交換が可能に）</li> <li>・開発局・札幌管区气象台・道の3機関の災害時等の情報を共有するため、連絡室を試行的に設置</li> <li>・平成17年台風14号接近の際にも連絡室を設置し、3機関の出先機関及び各市町村に対しても防災情報を発信</li> <li>・平成17年3月、「防災情報共有システム」の運用により情報共有を開始</li> <li>・平成17年度末、「防災情報共有システム」のネットワーク化及び必要情報整備の完了見込み（観測情報の土木現業所への接続、道路情報を「防災情報共有システム」に組み込むためのシステム整備等）</li> <li>・平成17年度以降、情報未配信の市町村（H16末現在の配信市町村数：28）への配信等を順次推進</li> </ul> </div>
<p>②防災体制や防災装備の一元的な管理・運用</p>	<p>○下記のとおり、道の設置する災害対策本部に国の機関が加わることで、被害情報や災害対応情報の共有・一元化を図るとともに、各機関が有する各種防災対策装備を災害時等に一体的に運用することで、より迅速かつ効果的な災害対策の実現を図ることとされた。</p> <p>①国の設置する非常災害現地対策本部と道の設置する現地災害対策本部は合同会議を設置し、他の災害時においても北海道と北海道開発局はそれぞれの情報を相互に提供することにより、情報の共有化を図る。</p> <p>②各機関の保有する防災ヘリ等の各種防災対策装備の一体的運用を図る。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>■想定事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人命救助、災害情報収集のための防災ヘリの効果的活用→道ヘリ（はまなす）、開発局ヘリ（ほっかい）</li> <li>・開発局所有の「災害対策本部車」、「情報収集車」の活用による迅速な現地対策の実施</li> <li>・通信車両の効率的運用による災害情報の収集・対策→道（衛星車載車たんちよう）、開発局（衛星通信車）</li> </ul> </div>

<b>6. 新事業・新産業創出プラン</b>		
優れた人材による研究環境づくり		
①研究者等外国人高度産業人材の入国・在留規則の緩和	○外国人研究者の在留期間の上限を3年間から5年間に延長することとされた（H17中に措置）。	
②外国人研究者等の入国、在留申請の優先処理	—	
③地域科学技術振興のための補助要件等の緩和	○知的クラスター創成事業、都市エリア産学官連携促進事業について、産学共同研究を行う企業等の研究費が補助対象とされた。  ■道内での実施状況 下記2事業において、企業等の研究費（備品費等）を補助対象としている ・知的クラスター創成事業（札幌地区） ・都市エリア産学官連携促進事業（函館地区）	
起業しやすい環境づくり		
①最低資本金規制特例手続の移譲	○商法が改正され（H18施行）、最低資本金規制そのものが撤廃されることとなり、資本金の制限なく起業が可能となった。	
<b>7. 地域雇用環境創造プラン</b>		
地域の主体的な取組による雇用対策の推進		
①雇用創出に向けた連携の推進	○雇用創出に向けた事業・取組の中で、北海道労働局と道の連携を一層密接にしていくことで合意がなされた。 ○雇用創出に向けた事業・取組等についての連携に関するロードマップを作成することとされた。 ○「ジョブカフェ北海道」等を活用し、連携・共同事業に向けたプログラム作成のアイデア等について、北海道経済産業局と道とで検討中。 ○地域提案型雇用創出創造事業、地域創業助成金の活用や地方版若者自立・挑戦戦略会議の開催に当たり連携を図っている。 ○北海道経済産業局、北海道労働局、北海道の三者において連携・共同に係るプログラム策定に向け作業中。	
②地域特性に応じた雇用創出支援施策の実施のための統合補助金、統合交付金の創設	○地域における雇用創出を支援するため、市町村等が自ら選択した重点産業において創業する者に対し、新規創業及び雇い入れについて、緊急雇用創出特別基金を活用して助成を行うこととされた。  ■道内での実施状況 H17年度：37地域（40市町村）において地域重点分野の設定が認められた	
③地域雇用開発促進法の地域指定等の要件緩和	○雇用機会が少ない地域において、雇用創造に自発的に取り組む市町村の提案からコンテスト方式により雇用創出効果が高いものを選抜し委託する事業を実施することとされた。  ■道内での実施状況 H17年度：17地域（18市町村）において事業採択	
地域の特性に応じた人材育成		
①職業訓練に係る認定基準の緩和	—	
②シルバー人材センターの設置基準の緩和	—	
<b>8. 外国人観光客倍増プラン</b>		
東アジアの人々が観光旅行しやすい環境づくり		
①一部外国エアラインの乗り入れ曜日の制限解除	○中国東方航空が運航する新千歳～上海便の増便が条件付きで容認された（水・日→水・金・日）。	

<p>②C I Q業務への地方公共団体職員の派遣</p>	<p>[入国管理]  ○法務省の平成18年度増員要求において、北海道内のチャーター便等の審査を行うための、札幌入国管理局における空港審査応援班9人の新規配置が認められた。  ○バイオメトリクスを活用した新たな出入国審査体制の導入など制度上の見直しに加えて、地方公共団体の職員を活用する方策について、関係機関ともよく協議しながら真摯に検討することとされた。  ○平成18年度から札幌入国管理局への行政実務研修員の受け入れが認められた。  [税関]  ○更なる対応について、関係機関とよく協議したうえで真摯に検討を行うこととされた。  [検疫]  ○「国際旅客便関係機関連絡会議」の活用などにより、空港における業務の円滑かつ迅速な実施を図ることとされた。</p>
<p>③東アジア等外国人観光客の短期滞在に係る査証免除等</p>	<p>○台湾人に対する短期査証免除措置が恒久的に実施となった。  ○韓国人に対する短期査証免除措置が恒久的に実施となった。  ○中国人に対する観光団体旅行査証の発給対象地域が中国全土に拡大された。</p>
<p>外国人観光客の受け入れ体制の整備</p>	
<p>①国道等における観光支援のための道路案内標識の多言語表示</p>	<p>○下記の手順に従い、道路案内標識の整備を計画的に推進することとされた。  ①道路管理者により都市内散策型の歩行者系モデル地区を選定  ②モデル地区について、道路管理者である国、道、市町村と地元観光協会等で構成した協議会を設立し、歩行者動線や統一的な表示内容等を検討するとともに、地域や道路利用者の声を聞きながら誘導すべき観光地を選定  ③ピクトグラムの活用等を図りながら案内標識計画を策定  ④モデル地区において計画を試行し、歩行者等を対象としたアンケート調査等による評価を実施  ⑤計画評価に基づき順次整備</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>■これまでの取組及び今後の進め方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年10月 : 道路管理者によるモデル地区の検討</li> <li>・平成17年11月 : 北海道ブロック道路標識適正化委員会においてモデル地区(小樽・網走)の決定</li> <li>・平成17年12月 : 小樽地区「小樽案内標識整備協議会」の設立、計画内容を検討</li> <li>・平成18年2月頃 : 網走地区「知床標識協議会」の設立、計画内容を検討</li> <li>・平成18年3月頃 : 試行内容の決定</li> <li>・平成18年4月頃～ : モデル地区での試行実施(統一的な表示内容、ピクトグラムの活用等)</li> <li>・平成19年3月頃 : 計画の評価</li> <li>・平成19年度以降 : 評価を踏まえ順次拡大を検討、実施</li> </ul> </div>
<p>②ボランティア通訳ガイドが行う通訳案内業務について通訳案内法の適用除外措置</p>	<p>○1都道府県区域においてのみ、報酬を得て通訳案内業を行うことができる地域限定通訳士制度の導入に関する外客誘致法が平成17年6月に改正され、平成18年4月に施行される。</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>■道における取組状況</p> <p>外国人観光客のニーズの多様化等に対応するため、地域限定通訳案内士制度の導入を視野に入れた通訳ガイドの育成について検討を行う予定</p> </div>
<p>③観光業務に従事する外国人労働者の在留資格要件等の緩和</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p>④道内特定店舗で輸入品を購入し北海道以外へ出城する場合の関税免除</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p>9. 活力ある農業・農村新生プラン</p>	
<p>「環境」と調和した安全・安心な「食」づくり</p>	
<p>①環境と調和した生産活動に向けた農用地内での河畔林整備</p>	<p style="text-align: center;">—</p>

②消費者と生産者の結びつきを強める統合補助金制度の拡充等	<p>○関係省庁が連携した地域再生基盤強化交付金（道整備、汚水処理施設整備）、むらづくり交付金の拡充がなされた。</p> <p>■道内への交付額 H17年度：1地区、4億円</p> <p>○農林水産省関係の175の非公共事業補助金が目的別に7つに統合・交付金化された。</p> <p>■道内への交付額 H17年度：102億43百万円（農業関係4交付金分）</p>
多様な「人」が関わる農業の推進	
①農地の権利取得後の下限面積要件の緩和	<p>○農地の権利取得後に権利を有する農地の合計面積に係る下限面積要件を、耕作放棄地が多い地域においては、地域の耕作規模の状況に応じて、原則2ヘクタール以上を最低10アール以上として設定できることとされた（H17.9.1措置）。</p> <p>■道内における事例 千歳市、赤井川村において面積要件の緩和を行っている ※上記2地域については、従前より構造改革特区で措置</p>
②他産業から農作業受託（請負）事業等への参入に係る金融の円滑化	—
農とふれあう、個性輝く「地域」づくり	
①農地転用許可権限の移譲（大臣許可権限）	—
②補助事業等で取得した農業用施設の有効利用	○農林水産業施設について、転用等が可能となるよう特例措置が講じられた。
③農業生産法人が宿泊事業などを行うための農業関連事業範囲の拡大	○農業生産法人が行う関連事業の範囲に都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業等が追加された。（農地法施行規則の改正：H17.9.1施行）
④農家民宿への消防法の規制緩和	<p>○農家民宿について、誘導灯及び誘導標識に関する規定を適用除外する等、消防用設備等に関する消防法令の規定の適用を柔軟に行うこととされた。</p> <p>■道内における事例 長沼町でファームイン（簡易宿泊所）88戸が許可（18年3月末予定）</p>

### <地方支分部局からの権限等の移譲>

提案事項	提案事項の実現状況等
理容師・美容師・調理師養成施設の指定及び監督に関する機能	○調理師養成施設の指定及び監督について、都道府県に移譲する方向で検討することとされた。
総合衛生管理製造過程（HACCP（ハサップ））の承認、監視指導等の権限の移譲	—
国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等（結核予防法等）を行う指定医療機関の指定及び監督に関する機能	○都道府県に権限移譲を行う方向で検討することとされた。
自立就業支援助成金など3助成金事業の移譲	○地域創業助成金について、北海道が主体的に対象や支給基準等を設定できるような仕組みについて北海道と協議することとされた。
民有林直轄治山事業に係る事務の移譲	○道と国との一層の連携強化を図り、地域の実情に応じた治山対策を効率的かつ効果的に推進するため「治山事業連絡調整会議」を設置し、毎年度、定期的に会議を開催することとした（H17.12 第1回会議開催）。
農業関係事業の実施に係る地区採択申請や補助金交付申請等の経由事務の移譲	○経由事務に係る文書処理の一層の迅速化に向けて、農林水産省と協議し、具体的な仕組みづくりについて、北海道開発局と検討中。
商工会議所法に係る定款変更等に関する権限の移譲	○全国的、広域的な見地からの判断・調整や、全国的に一定水準、同質な組織・事業運営の維持が必要な事項以外の権限を、都道府県知事に移譲できるかどうかを検討することとされた（H17中を中途に結論）。
新事業創出促進法に基づく創業者確認機能	○商法が改正され（H18施行）、最低資本金規制そのものが撤廃されることとなり、資本金の制限なく起業が可能となった。

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づく中小小売商業高度化事業計画（TMO計画）の認定・変更認定等の権限の移譲	○「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」は、まちづくり三法の見直しの一環として、現在開会中の第164回通常国会で大幅に改正される予定。今回の改正で、当該法律に基づいて内閣総理大臣が認定する基本計画と、主務大臣が認定する「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」（現在の中小小売商業高度化事業計画（TMO計画）に相当）が設けられ、それぞれの計画に基づき国が支援策を講じる仕組みとなる。また、TMOに替わる組織として、多様な民間主体が参画する中心市街地活性化協議会も法制化される。 ○中小小売商業振興法の6つの高度化計画のうち、既に都道府県知事に認定権限を移譲している4つ以外のもの（電子計算機利用計画・連鎖化事業計画）の移譲について、今後検討することとされた。
過疎地におけるNPO等に対する有償運送許可に関する権限の移譲	○許可手続きのさらなる迅速化を図るとともに、運営協議会の設置・運営等について必要な助言を行い、道内における必要な有償運送が円滑に導入されるよう道と一層の連携強化を図ることとされた。 なお、現在、国土交通省において現行の許可制から登録制へ移行する道路運送法の改正を検討している。
都市計画決定の際の大臣同意の廃止等	○北海道の事務負担軽減の観点から、都市計画法第18条第3項に規定する国土交通大臣の協議と同法第23条第6項に規定する施設管理者の協議を一括して行うことを検討することとされた。
直轄砂防事業に係る一部の事務の移譲	○直轄砂防事業及び道施行砂防事業の双方について情報共有・調整等を行うため、連絡調整のための会議を設け、一層の連携強化を図ることとされた。
鳥獣保護法に係る危険猟法（麻酔薬の使用）の許可や国指定鳥獣保護区内での捕獲許可に関する権限の移譲	○麻酔薬について、都道府県における使用の判断が可能となる方法について検討し、所要の措置を講じることとされた（H17中に措置）。

### <地方支分部局との連携・共同事業>

提案事項	提案事項の実現状況等
共通ポータルサイトの開設による電子申請窓口の一本化（北海道IT施策推進連絡会議（DOIT5）を活用したポータルサイトの在り方の検討）	○国・道・市町村がそれぞれ検討している電子申請等の窓口を北海道地域として一本化するなど、共通ポータルサイトの在り方を検討することとされた。  ■今後の進め方等 ・現在、北海道において、共通ポータルサイトのあり方に関する基本的な考え方を整理中 ・今後、「北海道IT施策推進連絡会議（DOIT5）」の場での検討を行い、平成18年3月を目処に検討結果について、一定の取りまとめを行う予定
共同データベース構築による法人設立届出の一本化	○国から道へのデータ提供について、今後より一層の連携を図っていくため、相互の情報交換を行うこととされた。 ○平成18年4月から、国から道へ連結法人の情報等も含めた磁気テープが提供される予定。
税務に関する相談や広報事業の共同実施	[税務相談] ○納税者の利便と行政効率向上の観点から、国において更なる協力について積極的に検討していくこととされた。 [広報活動] ○道として、新たに税専門のTV番組を作成する場合及び広報誌を発行する場合には、国から道に対し必要な税情報を提供することとされた。 ○3税のホームページの開設については、重点的にPRすべき事項がある場合には、お互いのホームページに掲載する等、相互に閲覧可能な状況となるよう関係機関で情報交換を行っていくこととされた。 ○ポスターや作文の募集については、租税教育推進協議会における支援活動について、今後、更なる応募の充実と効果的な実施に向けて、関係機関で情報交換していくこととされた。 ○小中高に対する教材（あるいは講師）の提供に関し租税教育推進協議会で進めている諸施策について、下記のとおり更なる連携等を図ることとされた。 ・北海道租税教育推進協議会で作成している全道版の中学生向け租税教育用副教材を、引き続き協力して作成 ・租税教室の更なる充実にあたり、講師派遣に関し道及び市町村職員の一層の協力が必要となることから、更なる連携・協調に向けた検討を行う
国と道の連携の強化による医師の臨床研修体制の充実	○下記の取組を通して、北海道厚生局と道との連携・共同をより一層深め、事務効率の向上を図るとともに、道民にとってわかりやすい事務を遂行することとされた。 ①北海道厚生局が行う「北海道ブロック臨床研修制度協議会」と道が行う「北海道臨床研修病院等連絡協議会」の一元化を図ることで、事務局側の事務作業の効率化と、参加する医療機関の利便向上を図る。 ②学生向けの臨床研修病院説明会の開催や指導医講習会の開催、また実体把握のための現状調査などを協力して進めることで、道内臨床研修体制の一層の充実強化を図る。 ※既に協議会の共催や情報交換、調査協力など、北海道厚生局と連携した取組を進めており、提案の趣旨は達成されているところ。

<p>国・道・市町村、労働界の連携による雇用創出に向けた連携・共同事業の実施に係るプログラムの作成</p>	<p>○雇用創出に向けた事業・取組の中で、北海道労働局と道の連携を一層密接にしていくことで合意がなされた。</p> <p>○雇用創出に向けた事業・取組等についての連携に関するロードマップを作成することとされた。</p> <p>○「ジョブカフェ北海道」等を活用した連携・共同事業に向けたプログラム作成のアイデア等について、北海道経済産業局と道とで検討中。</p> <p>○地域提案型雇用創出創造事業、地域創業助成金の活用や地方版若者自立・挑戦戦略会議の開催に当たり連携を図っている。</p> <p>○北海道経済産業局、北海道労働局、北海道の三者において連携・共同に係るプログラム策定に向け作業中。</p>
<p>国と道の連携による各種雇用創出事業と職業紹介事業の連携</p>	<p>○道内で一定の求人が出ることが予想される場合に、事前に道内や他地域のハローワーク等に対し道が当該求人情報を提供すること等が想定されており、現在、北海道労働局と道において具体的方策及び時期について検討中。</p>
<p>国有林と民有林が一体となった森林づくり</p>	<p>○平成13年度から北海道森林管理局と北海道で構成する林政連絡会議を開催し、一体となった森林づくりを進めており、具体的な取組として、H15・H16の台風災害への対応（被害状況の把握、復旧対策など）、市町村と森林管理署の森林整備に関する協定の締結の促進（現在11地区で締結）、北海道植樹祭・育樹祭の共同開催、森林づくり活動へのフィールドの提供などを実施しているところ。</p> <p>○さらに、林政連絡会議において以下の取組を実施することとされた。</p> <p>①森林機能の向上に係る検討の実施 国土の保全、水源のかん養などの公益的機能が低下した森林の再生について、その機能の向上を目的として、機能の発揮状況の実態調査や機能向上のための森林整備の手法の検討などを国（北海道森林管理局）と道（水産林務部）が連携して行い、機能向上を図る取組を一体となって進める。</p> <p>②災害復旧計画についての連絡調整 国有林・民有林が混在する流域に於いて発生した山地災害に係る復旧計画等（下記の項目）について、国（北海道森林管理局）と道（水産林務部）とで連絡調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一体とした効率的な復旧計画の作成</li> <li>・ 一体とした迅速な復旧対応（応急対策を含む）</li> <li>・ 復旧工事の実施にあたっての相互の調整</li> <li>・ 地域住民等への説明会の開催</li> <li>・ 情報の共有</li> </ul> <p>③森林の観光資源化に向けた取組 森林を観光資源として活用するため、現在道有林をモデルとして、各地域の特徴を活かした観光資源となる森林・景観のポイントなどを記載した、「みどころマップ」の作成を進めているが、今後、隣接する国有林のみどころの選定やマップの作成、景観づくりという観点からの森林整備のあり方の検討などを、国（北海道森林管理局）と道（水産林務部）が共同で実施し、森林の観光資源としての活用促進について一体となった取組を進める。</p>
<p>農作物被害調査の共同実施</p>	<p>○北海道統計・情報事務所と道の担当者から成る「打ち合わせ会議」を開催し、下記について検討中。</p> <p>①農作物被害調査の的確な実施に向けた連携体制の構築</p> <p>②被害発生直後における被害状況等の情報の交換・共有化</p> <p>③被害面積や被害量の把握、被害単価の設定など調査方法についての情報の交換・共有化</p> <p>④適切な役割分担に基づく被害調査の効率的かつ的確な実施⑤被害調査結果に係る情報の交換・共有化</p>
<p>国と自治体が一体となった都市と農山漁村の交流推進活動の実施</p>	<p>○都市と農山漁村の交流推進活動として、下記の取組を進めることとされた。</p> <p>①国が進めている施策及び道が取り組んでいる施策を総合的・一体的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道の駅等の拠点を活かした情報発信活動</li> <li>・ イベント等の共同開催</li> </ul> <p>②道と関係団体などとの連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道、農業団体、北海道農政事務所等で構成される農業農村ふれあいネットワークに北海道開発局及び北海道統計・情報事務所も参加することにより、連携を一層強化</li> </ul> <p>○平成17年9月から「道の駅」に農業・農村情報誌（年3回）を備え置き、これを拠点とした情報発信活動を実施（当面は今年度）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>■これまでの取組及び今後の進め方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成17年9月～平成18年3月：交流に関する連携活動に向けた検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関（道、J A道中央会、北海道開発局、北海道農政事務所、北海道統計・情報事務所）を構成員とする連絡会議を設置</li> <li>・ 連絡会議において、連携が可能と想定される活動についての相互の情報交換及び連携方策を協議</li> <li>・ 「農業農村ふれあいネットワーク」参加に係る検討</li> </ul> </li> <li>・ 平成18年4月～5月：連携の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議に基づき、順次実施</li> <li>・ 「農業・農村ふれあいネットワーク」幹事会及び定期総会において、関係機関の参加を議案として提出</li> </ul> </li> </ul> </div>
<p>国と道による国営農地再編整備事業の共同実施</p>	<p>○連絡調整会議の設置などにより、国、道及び市町村ほか関係団体との間の連絡調整のより一層の緊密化を図ることとした。</p>

<p>新食糧法に基づく生産調整方針の認定に関する指導業務などの共同実施</p>	<p>○農政事務所支所段階における業務の円滑な連携に資するため、業務連絡会（仮称）を設置することにより、国・道の有機的な連携を強化し、水田農業の構造改革の推進を図ることとされた。</p> <p>■これまでの取組及び今後の進め方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年10月：主産地（上川、空知、石狩等）での設立に向け道と北海道農政事務所による内容検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>①業務連絡会（仮称）の役割</li> <li>②道支庁と農政事務所地域課の連絡調整窓口部署の設置</li> <li>③道支庁と農政事務所地域課の管轄区域の違いによる連携方法</li> <li>④主産地以外の地域（十勝、日高、網走等）の対応方法</li> </ul> </li> <li>・平成17年10月：道支庁と農政事務所地域課による業務連絡会（仮称）設立に向けた検討～11月</li> <li>・平成17年12月：業務連絡会の開催～1月</li> <li>・平成18年1月～：業務連絡会による地域への水田農業構造改革に関する説明・助言等を実施</li> </ul>
<p>道内における食育推進活動の共同実施</p>	<p>○食育に関する取組について情報の共有化を図るなど緊密な連携を図っていくこととされた。（→具体的には道内で実施する食育に関するイベント等の情報の共有化、関係者への周知作業の相互協力）</p> <p>○下記事項について、取り組むこととされた。</p> <p>①広域な北海道における食事バランスガイドの普及・啓発活動の相互協力  ②道が「食の安全・安心条例」に基づき取り組む食育推進行動計画の策定・推進への相互協力・支援  ③地域における食育推進活動の情報の共有化と支援活動</p> <p>■これまでの取組及び今後の進め方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年4月：食育に関する取組についての情報の共有化、関係者への周知等の相互協力（随時）  十勝、網走、宗谷、後志、胆振支庁などにおいて進められている食育推進協議会の発足に向けた取組への農政事務所地域課による情報提供、支援・協力（→今後全地域での実現を目指す）</li> <li>・平成17年10月：道保健福祉部も含めて連携し、「食事バランスガイドブロック説明会」を実施（10/20）</li> <li>・平成17年12月：道における食育推進行動計画の策定・公表段階から情報交換・協議を行い、具体的な連携方法を情報交換し実施に向け努力</li> <li>・平成18年1月：道の食育推進行動計画の策定後に計画とリンクさせた普及・啓発活動の実施</li> </ul>
<p>第3種、第4種の特定漁港漁場整備事業計画策定に係る会議事務等の共同実施</p>	<p>○計画策定に必要な資料作成に係る事務を共同で行うために現地調整会議を道との共催により開催することとされた。</p> <p>■これまでの取組及び今後の進め方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年9月：11月末を目途に、現地調整会議の共催に向けて、特定漁港漁場整備事業計画策定に係る課題の調整方法、会議の開催通知の方法等の具体的な事務分担について、北海道開発局と道の関係部局間で調整</li> <li>・平成17年12月：北海道開発局と道で協議した現地調整会議の事務分担内容を踏まえ、実際の事務を担当する北海道開発局の各開発建設部と道の各支庁に、北海道開発局及び道から現地調整会議の開催事務に関する文書を通知</li> <li>・平成17年12月～：新たに生じる特定漁港漁場整備事業計画の策定に係る現地調整会議を、関係開発建設部及び道関係支庁が共催</li> </ul>

<p>バイオ産業行政協働会議の活用など国と道の密接な連携によるIT・バイオ産業クラスタの創出</p>	<p>○バイオ産業行政協働会議及び北海道IT経営応援隊による取組において連携を図っており、引き続き、下記について連携して取り組むこととされた。</p> <p>[IT]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道IT経営応援隊と連携した中小企業のIT利活用の促進及びIT産業の振興</li> <li>・北海道情報産業クラスターフォーラムと連携したIT産業の振興</li> </ul> <p>[バイオ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオ産業行政協働会議（C7北海道）の活用など国と道の密接な連携によるバイオ産業クラスタの創出</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>■これまでの取組及び今後の進め方等</p> <p>[IT]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年9月 : IT産業経営力強化支援事業の実施</li> <li>・平成18年2月 : 経営革新チャレンジセミナーの開催（渡島、上川、胆振地域）</li> </ul> <p>[バイオ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年8月 : 施策紹介冊子『必見！「バイオビジネス支援策」アラカルト』の改訂</li> <li>・平成17年9月 : バイオジャパン2005（横浜）出展</li> <li>・平成17年12月 : 展示会出展報告（北海道バイオ産業クラスターフォーラム・プレゼン）</li> <li>・平成18年1月 : バイオ企業合同説明会</li> </ul> </div>
<p>異常気象時における国と道・市町村の相互代行、受委託等による除排雪の試行的実施</p>	<p>○下記の手順に従い、計画的に推進することとされた。①モデル地区を選定し、国と道・市町村等から構成される地域道路防災連絡協議会で、除雪機械の無償貸与の方法、連携体制の確認、除排雪の優先路線選定、緊急時の雪捨場確保、体制発動基準等の相互支援方法を事前に検討②モデル地区を対象に、大雪を想定した国と道・市町村等による共同訓練を行い、相互支援方法の課題整理と体制強化の検討③さらに、モデル地区での検討から得られた知見を整理して全道展開を図る。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>■これまでの取組及び今後の進め方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年10月 : 北見市を先進モデル地区として、国・道・北見市で勉強会を設立</li> <li>・平成17年3月 : 異常気象時における除排雪体制の現状把握・整理</li> <li>・平成17年10月～ : モデル地区の選定、協議会によるモデル地区での検討</li> <li>・平成17年12月 : 先進モデル地区（北見市）での共同訓練</li> <li>・平成18年2月頃～ : 共同訓練等による課題整理と改善検討</li> <li>・平成18年度 : モデル地区の追加選定、協議会によるモデル地区での検討、モデル地区での共同訓練（課題整理と改善検討）</li> <li>・平成19年度以降 : 全道展開</li> </ul> </div>
<p>国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化</p>	<p>○道と国の気象・河川・火山観測情報や道路の通行止めといった管理情報について、一元化・共有化を図るシステムづくりに取り組むこととされた。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>■これまでの取組及び今後の進め方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年12月、道と開発局の間で「防災情報の共有に係る協定書」を取り交わす</li> <li>・開発局の公共施設管理用光ファイバー網を利用し、河川・道路等の防災情報共有化を推進中</li> <li>・平成17年度特定重点施策事業として、「防災情報共有化システム事業」を実施中（これにより、開発局との防災情報の電子的相互交換が可能に）</li> <li>・開発局・札幌管区气象台・道の3機関の災害時等の情報を共有するため、連絡室を試行的に設置</li> <li>・平成17年台風14号接近の際にも連絡室を設置し、3機関の出先機関及び各市町村に対しても防災情報を発信</li> <li>・平成17年3月、「防災情報共有システム」の運用により情報共有を開始</li> <li>・平成17年度末、「防災情報共有システム」のネットワーク化及び必要情報整備の完了見込み（観測情報の土木現業所への接続、道路情報を「防災情報共有システム」に組み込むためのシステム整備等）</li> <li>・平成17年度以降、情報未配信の市町村（H16末現在の配信市町村数：28）への配信等を順次推進</li> </ul> </div>

<p>防災体制や防災装備の 一元的な管理・運用</p>	<p>○下記のとおり、道の設置する災害対策本部に国の機関が加わることで、被害情報や災害対応情報の共有・一元化を図るとともに、各機関が有する各種防災装備を災害時等に一体的に運用することにより、より迅速かつ効果的な災害対策の実現を図ることとされた。①国の設置する非常災害現地対策本部は合同会議を設置し、他の災害時においても北海道と北海道開発局はそれぞれの情報を相互に提供することにより、情報の共有化を図る。②各機関の保有する防災ヘリ等の各種防災対策装備の一体的運用を図る。</p> <p>■想定事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人命救助、災害情報収集のための防災ヘリの効果的活用→道ヘリ（はまなす）、開発局ヘリ（ほっかい）</li> <li>・開発局所有の「災害対策本部車」、「情報収集車」の活用による迅速な現地対策の実施</li> <li>・通信車両の効率的運用による災害情報の収集・対策→道（衛星車載車たんちょう）、開発局（衛星通信車）</li> </ul>
<p>道路管理者が連携した 案内標識の整備</p>	<p>○下記の手順に従い、計画的に推進することとされた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①道路管理者により都市内散策型の歩行者系モデル地区を選定</li> <li>②モデル地区について、道路管理者である国、道、市町村と地元観光協会等で構成した協議会を設立し、歩行者動線や統一的な表示内容等を検討するとともに、地域や道路利用者の声を聞きながら誘導すべき観光地を選定</li> <li>③ピクトグラムの活用等を図りながら案内標識計画を策定</li> <li>④モデル地区において計画を試行し、歩行者等を対象としたアンケート調査等による評価を実施</li> <li>⑤計画評価に基づき順次整備</li> </ol> <p>■これまでの取組及び今後の進め方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年10月 : 道路管理者によるモデル地区の検討</li> <li>・平成17年11月 : 北海道ブロック道路標識適正化委員会においてモデル地区（小樽・網走）の決定</li> <li>・平成17年12月 : 小樽地区「小樽案内標識整備協議会」の設立、計画内容を検討</li> <li>・平成18年2月頃～ : 網走地区「知床標識協議会」の設立、計画内容を検討</li> <li>・平成18年3月頃 : 試行内容の決定</li> <li>・平成18年4月頃～ : モデル地区での試行実施（統一的な表示内容、ピクトグラムの活用等）</li> <li>・平成19年3月頃 : 計画の評価</li> <li>・平成19年度以降 : 評価を踏まえ順次拡大を検討、実施</li> </ul>
<p>ビジット・ジャパン・キャンペーンに関する連携</p>	<p>○地方連携事業の事業方針についての事前の情報提供や事業選定・選択の仕組みづくりを検討することとされた。</p> <p>■これまでの取組及び今後の進め方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年7月 : 検討会議開催（北海道運輸局・道経済部観光のくにづくり推進室） （VJC 地方連携事業の実施にあたり、事前の情報提供や事業選定・選択について、道と共同で行う体制づくりについて検討）</li> <li>・平成18年1月 : 道担当者との打ち合わせ会議開催予定（18年度事業の選定について）</li> </ul>
<p>国指定鳥獣保護区管理員と道自然保護監視員等との巡視の連携</p>	<p>○国、道との間で必要な連携を図るため、下記事項について調整中。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①巡視区域が重複する箇所相互に得た情報の共有について連絡体制の整備</li> <li>②道、環境省の情報交換を目的とした会議の開催</li> </ol>

### 3 市町村への事務・権限移譲リストのパッケージ・最小基本単位一覧表

(平成17年3月現在)

\*1 「事務・権限移譲リスト」の平成18年改訂版は、平成18年5月に発行する予定です

\*2 網掛無範囲: 移譲に当たり特段の条件がないもの 網掛有範囲: 移譲に当たり受入体制等の条件整備が必要なもの

パッケージ		法令名		最小基本単位(事務・権限の名称)	
1 保健・医療・福祉					
1	児童福祉その1	1	児童福祉法	1	助産の実施
				2	母子保護の実施
		2	母子及び寡婦福祉法	3	母子家庭等日常生活支援の実施
				4	寡婦日常生活支援事業の実施
2	高齢者福祉	3	老人福祉法	5	有料老人ホームの設置等
				6	軽費老人ホームの設置許可等
		5	介護保険法	7	指定居宅サービス事業者の指定等
				8	指定居宅介護支援事業者の指定等
3	障害者福祉	6	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	9	特別児童扶養手当の支給等
				4	社会福祉その1
8	生活保護法	10	補装具の支給等		
		5	社会福祉その2	-	生活保護法
12	保護施設の認可等				
6	薬剤師等	9	薬事法	13	医療機関の指定等
				14	薬局(專業製造業及び医療用具修理業を除く)の開設許可等
				10	毒物及び劇物取締法
				15	毒物劇物販売業等取扱者の登録等
7	給食	11	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	16	有害物質を含有する家庭用品の規制
				12	温泉法
				17	温泉の利用等の許認可
				13	健康増進法
8	医療	14	母子保健法	18	特定給食施設の設置等
				19	低体重児の届出の受理
				20	未熟児の訪問指導
				21	受胎調節実地指導員の指定等
		15	母体保護法	22	医療機関等の指定等
				23	改善命令等
		16	結核予防法	24	歯科技工士の従事
				25	歯科技工所の設置等
		17	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	26	歯科衛生士の従事
				27	医療施設の開設等
		18	歯科技工士法	28	照射録の検査等
				29	衛生検査所の登録等
19	歯科衛生士法	30	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の業務		
		31	柔道整復師の業務		
9	食品衛生	20	医療法	32	監視指導計画策定
				33	検査
				34	食品関係営業施設の指導
				21	診療放射線技師法
22	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律	23	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律		
24	柔道整復師法	25	食品衛生法		

パッケージ		法令名		最小基本単位(事務・権限の名称)	
				35	食中毒による死亡者の死体解剖
		26	食品の製造販売行商等衛生条例	36	行商及び販売業の登録、製造業の許可等
		27	かき処理等に関する衛生条例	37	かき処理業の許可等
		28	と畜場法	38	と畜場の設置許可等
		29	化製場等に関する法律	39	化製場等の許可等
		30	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	40	食鳥処理の事業の許可等
				41	食鳥検査
				42	確認規定の認定等
				43	食鳥のとさつ、脱羽又は内臓摘出の禁止等
10	生活衛生	31	公衆浴場法	44	公衆浴場
		32	興行場法	45	興行場
		33	クリーニング業法	46	クリーニング所の設置の届出等
				47	クリーニング業務従事者
				48	クリーニング所への立入検査等
		34	旅館業法	49	旅館業
		35	理容師法	50	理容師
				51	理容所
36	美容師法	52	美容師		
		53	美容所		
11	動物	-	薬事法	54	動物医薬品販売業の許可
		37	狂犬病予防法	55	狂犬病予防法の一部準用
				56	狂犬病予防員の任命
				57	捕獲人の指定
				58	予防員立入りに係る期間及び区域の指定
		38	動物の愛護及び管理に関する法律	59	動物取扱業の規制
				60	動物の飼養者への規制
				61	犬及び猫の引取り
				62	負傷動物の収容
				63	動物愛護推進員の委嘱
		39	北海道動物の愛護及び管理に関する条例	64	動物の飼養者への規制
65	犬及び猫の引取り				
66	負傷動物の収容				
12	社会福祉事業	-	社会福祉法	67	社会福祉事業の許可等
2 教育文化					
1	教育文化その1	1	博物館法	1	博物館の登録等
		2	社会教育法	2	法人が設置する公民館の事業又は行為の停止命令
2	教育文化その2	3	文化財保護法	3	史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等

パッケージ		法令名		最小基本単位(事務・権限の名称)	
		4	北海道文化財保護条例	4	道指定史跡名勝天然記念物の指定等
3	教育文化その3	-	文化財保護法	5	重要文化財の現状変更等の許可
				6	重要文化財等の公開
		-	北海道文化財保護条例	7	道指定有形文化財の指定等
4	教育文化その4	-	文化財保護法	8	埋蔵文化財の調査等のための届出
				9	遺跡発見の届出
3 産業・雇用					
1	資源エネルギー 一	1	武器等製造法	1	猟銃等の製造・販売等の許可
		2	電気工事業の業務の適正化に関する法律	2	電気工事業の登録等
				3	電気工事業者に対する検査・指導等
		3	電気用品安全法	4	電気用品販売等の規制
		4	高圧ガス保安法	5	高圧ガスの製造等
				6	保安の確保
				7	報告の徴収
				8	災害発生等の届出等
				9	関係行政機関との連携
				10	輸入検査
				11	容器検査
				12	立入検査
		5	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	13	液化石油ガス販売事業者等の登録
				14	保安業務
				15	液化石油ガス販売事業者の認定
				16	液化石油ガス販売等に係る指導取締
				17	貯蔵施設等の設置の許可
				18	液化石油ガス設備工事の届出
				19	報告の徴収
				20	立入検査
				21	液化石油ガス器具等の提出
				22	関係行政機関との連携
		6	砂利採取法	23	砂利採取計画の認可等
		7	採石法	24	採取計画の認可等
		8	石油パイプライン事業法	25	石油パイプライン事業法に基づく他人の土地への立入許可
		9	水洗炭業に関する法律	26	水洗炭業者の登録等
				27	事業の規制
				28	賠償
		10	火薬類取締法	29	火薬類の製造等の許認可
				30	火薬類の譲渡等の許可

パッケージ		法令名		最小基本単位(事務・権限の名称)	
				31	火薬類の輸入の許可
				32	火薬類の消費等の許可
				33	保安の確保
				34	事故報告の受理
				35	国等との連携
2	商工業その1	11	工場立地法	36	特定工場に関する届出の審査等
		12	商工会議所法	37	特定商工業者の負担金関係の許可等
		13	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	38	基盤施設計画の認定等
				39	連携計画の認定等
		14	商工会法	40	商工会の設立認可等
				41	商工会の合併の認可
		15	小売商業調整特別措置法	42	紛争に係る斡旋、調停
16	中小小売商業振興法	43	高度化事業計画の認定等		
17	卸売市場法	44	地方卸売市場の開設許可等		
3	農業その1	18	農地法	45	農地等の権利移動の許可
				46	農地等の転用許可等
				47	所有制限の例外に係る小作地の指定
				48	農地等の賃貸借の解約等
		19	農業振興地域の整備に関する法律	49	農用地区域内における開発行為の許可等
		20	牧野法	50	牧野管理規程
				51	牧野の改良・保全等
		21	果樹農業振興特別措置法	52	果樹園経営計画の認定
		22	家畜取引法	53	家畜市場の登録
				54	臨時市場
				55	市場外取引
56	報告の徴収等				
23	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	57	家畜排せつ物の適正な管理		
		58	処理高度化施設整備計画の認定等		
4	計量	24	計量法	59	特定商品の計量に係る勧告等
				60	特定計量器の検査
				61	適正計量管理事業所の指定
				62	特定商品の立入検査
5	農業その2	25	農住組合法	63	組合の設立認可等
6	森林・林業その1	26	森林法	64	水の使用権設定の許可
				65	水流における工作物の使用等の許可
7	森林・林業その2	27	分収林特別措置法	66	分収契約の募集に係る届出
		28	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	67	入会林野整備計画の許可等

パッケージ		法令名		最小基本単位(事務・権限の名称)			
		-	森林法	68	土地の使用権設定の認可・裁定等		
8	漁船	29	漁船法	69	漁船登録等		
				70	立入検査		
9	商工業その2	30	大規模小売店舗立地法	71	大規模小売店舗の新設の届出等		
10	商工業その3	-	小売商業調整特別措置法	72	小売市場の許可等		
4 環境保全							
1	自然環境その1	1	北海道自然環境等保全条例	1	道自然環境保全地域特別地区内等における行為等の許可		
				2	道自然環境保全地域特別地区内における行為等の届出		
				3	道自然環境保全地域普通地区内における届出		
				4	道自然環境保全地域内における国の行為に係る協議書の受理等		
				5	環境緑地保護地区等における国の行為に係る通知の受理等		
				6	道自然環境保全地域等における行為等に係る報告の徴収		
				7	環境緑地保護地区等における行為の届出等		
				8	記念保護樹木に係る行為の届出		
		2	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	9	鳥獣の捕獲等の許可		
				10	鳥獣の捕獲許可を受けた者に対する措置命令		
				11	鳥獣の飼養の登録を受けた者に対する措置命令		
				12	報告の徴収		
2	自然環境その2	-	北海道自然環境等保全条例	13	特定開発行為の規制		
3	環境その1	3	環境基本法	14	環境基準の類型当てはめ地域(水域)の指定		
				4	大気汚染防止法	15	ばい煙発生施設等に係る規制
						16	粉じんに関する規制
						17	自動車排出ガスに係る許容限度等
						18	大気汚染状況の監視等
						19	報告聴取及び立入検査
		20	関係行政機関に対する協力要請等				
		5	水質汚濁防止法	21	特定事業場に係る規制		
				22	水質汚濁の状況の監視		
				23	報告聴取及び立入検査		
				24	関係行政機関に対する協力要請等		
		6	ダイオキシン類対策特別措置法	25	特定施設に係る規制		
				26	ダイオキシン類に係る汚染状況の監視		
				27	報告聴取及び立入検査		
				28	関係行政機関に対する協力要請等		
		7	騒音規制法	29	規制地域の指定等		
				30	自動車騒音の状況の監視		
				31	関係行政機関に対する協力要請等		

パッケージ		法令名		最小基本単位(事務・権限の名称)	
		8	振動規制法	32	規制地域の指定
				33	関係行政機関に対する協力要請等
		9	悪臭防止法	34	規制地域指定
				35	関係行政機関に対する協力要請等
		10	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	36	化学物質排出量等に関する事項の届出等
		11	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	37	公害防止統括者等の選任等
		12	浄化槽法	38	浄化槽保守点検業の登録
		13	水道法	39	(簡易)専用水道
		14	北海道公害防止条例	40	大気汚染、水質汚濁に関する規制
				41	報告聴取及び立入検査
		15	土壌汚染対策法	42	土壌汚染状況調査
				43	指定区域の指定等
				44	土壌汚染による健康被害防止措置
				45	報告聴取及び立入検査
				46	関係行政機関との協議
4	環境その2	16	墓地、埋葬等に関する法律	47	火葬場への立入検査等
		17	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	48	特定建築物についての届出受理等
				49	事業の登録
18	北海道胞衣及び産わい物処理条例	50	処理所の設置及び収集処理事業の経営許可等		
5	環境その3	19	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	51	一般廃棄物処理施設の設置許可及び届出の受理等
				52	多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の受理等
				53	産業廃棄物の適正処理に関する事業者等への勧告
				54	産業廃棄物処理業の許可等
				55	産業廃棄物処理施設の設置許可等
				56	事業者等に対する報告徴収・事業者等の事務所等への立入検査
				57	産業廃棄物処理業者等への改善命令及び生活環境の保全上の支障の除去等のための措置命令
				58	生活環境の保全上の支障の除去等の措置の実施
				59	最終処分場の届出台帳の調整等
				60	環境衛生指導員の任命
				61	許可等に関する意見聴取及び関係行政機関への照会等
		20	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	62	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の届出の受理等
				63	事業者に対する指導及び助言等
		21	使用済自動車の再資源化等に関する法律	64	登録引取業者等に対する指導、助言及び勧告、命令
				65	引取業者の登録の実施等
66	フロン類回収業者の登録の実施等				
67	解体業者の許可等				

パッケージ		法令名		最小基本単位(事務・権限の名称)			
				68	破砕業者の許可等		
				69	情報管理センターからの報告の受理		
				70	関連事業者に対する勧告及び命令		
				71	許可等に関する意見聴取及び関係行政機関への照会等		
				72	関連事業者に対する報告徴収・事務所等への立入検査		
5 まちづくり							
1	屋外広告物	1	屋外広告物法	1	監督		
				2	北海道屋外広告物条例	2	禁止地域等の指定
						3	屋外広告物の許可
						4	広告景観優良地区等の指定
						5	監督
						6	審議会への諮問
						7	告示
2	都市環境その1	3	都市緑地法	8	緑地管理機構の指定に係る事務		
3	都市整備その1	4	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	9	建替組合設立の認可等		
				10	個人施行認可		
				11	権利変換計画等		
				12	建替事業の監督等		
				13	審査請求		
4	住宅その1	5	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	14	特定優良賃貸住宅の供給計画の認定		
				6	高齢者の居住の安定確保に関する法律	15	高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定
						16	終身建物賃貸借事業の認可
5	住宅その2	7	住宅地区改良法	17	改良地区内の建築行為の許可		
6	山村振興	8	山村振興法	18	農林漁業の改善等計画の認定		
7	過疎振興	9	過疎地域自立促進特別措置法	19	農林漁業の改善等計画の認定		
8	都市計画その1	10	軌道法	20	軌道		
				11	都市計画法	21	市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制
						22	都市計画施設等の区域内における建築等の規制
		23	許可等に係る監督				
		24	風致地区内における行為許可				
		12	風致地区内建築等規制条例	24	風致地区内における行為許可		
		-	都市緑地法	25	緑地保全地域内の標識の設置		
				26	緑地保全地域内における行為の規制		
				27	緑地保全地域内における損失の補償に係る事務		
				28	緑地保全地域に係る報告徴収等		
				29	特別緑地保全地区内の標識の設置		
30	特別緑地保全地区内における行為の規制						
31	特別緑地保全地区内における損失の補償、土地の買入れ及び土地の管理に係る事務						

パッケージ		法令名		最小基本単位(事務・権限の名称)	
				32	特別緑地保全地区に係る報告徴収等
				33	緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の緑地の管理協定に係る事務
		13	駐車場法	34	路外駐車場の設置等
		14	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	35	拠点整備促進区域内における建築行為等の許可
		15	被災市街地復興特別措置法	36	建築行為等の許可
				37	許可条件の付加
				38	監督処分
39	土地の買取等				
9	都市環境その2	-	都市計画法	40	社団法人等が行う都市計画事業の認可等の事務
		16	新住宅市街地開発法	41	法人が施行する新住宅市街地開発事業の認可等の事務
10	都市環境その3	-	(事務事業)	42	都市計画街路等の事務
11	都市環境その4	17	土地区画整理法	43	個人・土地区画整理組合等が施行する土地区画整理事業の認可等
				44	土地区画整理組合の設立認可等
				45	換地計画の認可
				46	施行者に対する監督
12	都市環境その5	18	宅地造成等規制法	47	宅地造成工事規制区域の指定
		19	租税特別措置法	48	優良宅地認定
		-	都市計画法	49	開発行為の許可等
13	都市整備その2	20	都市再開発法	50	市街地再開発促進区域内に係る行為の許可等
				51	第一種市街地再開発事業の実施
14	建築基準等	21	北海道福祉のまちづくり条例	52	公共的施設の整備等
				22	建築物の耐震改修の促進に関する法律
		54	建築物の耐震改修計画の認定		
		23	建築基準法	55	保存建築物等の認定等
				56	建築確認(変更確認)
				57	屋根不燃化区域等の位置の指定等
				58	仮使用の承認
				59	違反建築物に対する措置
				60	保安上危険な建築物等に対する措置
				61	建築物等の許可等
				62	私道の変更等
		63	建築協定の認可		
		24	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律	64	特別特定建築物に対する基準適合命令
				65	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定
-	浄化槽法	66	浄化槽の設置等の届出等		
25	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	67	分別解体等の実施		
		68	報告の徴収等		

パッケージ		法令名		最小基本単位(事務・権限の名称)	
15	都市整備その3	-	都市再開発法	69	第一種市街地再開発事業に係る個人施行者の施行認可等
				70	市街地再開発組合の設立認可等
				71	第一種市街地再開発事業の実施
				72	市街地再開発事業の施行に係る監督等
				73	建物の区分所有等に関する管理規約の認可
16	都市整備その4	-	都市再開発法	74	市街地再開発促進区域内に係る行為の許可等
				75	再開発会社による施行の認可等
				76	第一種市街地再開発事業の実施
				77	市街地再開発事業の施行に係る監督等
		-	租税特別措置法	78	特定の民間再開発事業の認定及び土地、建物等の譲渡
79	特定民間再開発事業の認定及び建築物等の取得				
17	都市計画その2	-	都市計画法	80	広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設に関する都市計画の決定
18	市民活動	26	特定非営利活動促進法	81	特定非営利活動法人の設立認証等
6 国土保全・防災					
1	砂防	1	公有水面埋立法(河川区域以外)	1	公有水面埋立免許の許可等
		2	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	2	土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の許可
2	森林・林業その3	-	森林法	3	開発行為の許可等
3	河川	3	国有財産法(河川敷地)	4	河川に係る国有財産の管理
		4	不動産登記法(河川敷地)	5	河川に係る不動産登記
4	公有地	5	公有地の拡大の推進に関する法律	6	都市計画区域内の土地等の先買い

## 「道州制のあり方に関する答申」の骨子

〔平成18年2月28日  
地方制度調査会〕

### 1 都道府県制度について

- 現在の都道府県制度のままで、社会経済情勢の変化に対応できるか。一層の地方分権改革の担い手たり得るか。
  - ① 市町村合併の進展等の影響
  - ② 都道府県を越える広域行政課題の増加
  - ③ 地方分権改革の確かな担い手の必要

### 2 広域自治体改革と道州制

- 広域自治体改革は、①都道府県制度に関する問題への対応にとどまらず、②国のかたちの見直しにかかわる改革として位置づけることが考えられる。
- すなわち、広域自治体改革を通じて国と地方双方の政府を再構築し、新しい政府像<sup>※</sup>の確立を目指すもの。このことは、国家的課題への高い問題解決能力を有する政府を実現する方途でもある。
  - ※ 「国の役割を本来果たすべきものに重点化して、内政は広く地方公共団体が担うことを基本とする」
- こうした見地に立つならば、その具体策としては道州制の導入が適当と考えられる。

### 3 道州制の制度設計

#### (1) 検討の方向

- ① 地方分権を推進し、地方自治を充実強化する。
- ② 自立的で活力ある圏域の実現を目指す。
- ③ 国と地方を通じた効率的な行政システムを構築する。

#### (2) 基本的な制度設計

##### ① 道州の位置づけ

- ・ 広域自治体として都道府県に代えて道州を置く。道州及び市町村の二層制。

##### ② 道州の区域 → 別紙参照

##### ③ 道州への移行方法

- ・ 原則として全国同時に移行。ただし、関係都道府県と国の協議により先行して移行できる。

##### ④ 道州の事務

- ・ 都道府県が実施している事務は大幅に市町村に移譲し、道州は広域事務を担う役割に軸足を移す。
- ・ 現在国（特に地方支分部局）が実施している事務は、できる限り道州に移譲。

##### ⑤ 議会・執行機関

- ・ 議決機関として議会を置く。議員は道州の住民が直接選挙。
- ・ 道州の執行機関として長を置く。長は道州の住民が直接選挙。長の多選は禁止。

##### ⑥ 道州制の下における税財政制度

- ・ 国からの事務移譲に伴う適切な税源移譲を実施。
- ・ 偏在度の低い税目を中心とした地方税の充実などを図り、分権型社会に対応し得る地方税体系を実現。
- ・ 税源と財政需要に応じた適切な財政調整制度を検討。

## 4 道州制の導入に関する課題

- 道州制に関わる検討課題は広範<sup>※</sup>。また、道州の設置と都道府県の廃止は、我が国の圏域構造を将来にわたり方向づけ、国民生活にも大きな影響。

※ 国の政治行政制度のあり方、国・地方の行政組織のあり方、国・地方を通じた行政改革との関係など。

- 道州制の導入に関する判断は、広範な問題に関する国民的な論議の動向を踏まえて行われるべき。

政府においては、引き続き検討を進め、論議の深まりに資するよう適切な役割を果たしていく必要。道州制の導入への気運が高まる場合に、推進法制を整備することも考えられる。

- 答申を基礎として、今後、国民的な論議が幅広く行われることを期待。

### 【参考】地方制度調査会の主な調査審議経過

○H16. 3. 1 第1回総会：総理より諮問

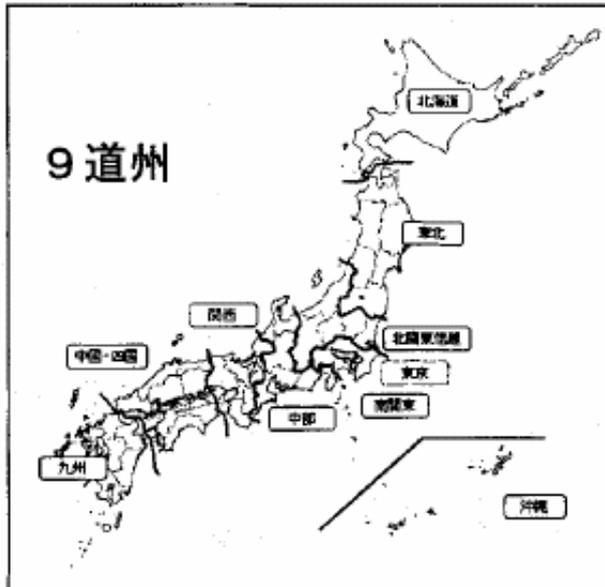
11. 8 第3回総会：「道州制に関する論点メモ」取りまとめ

18. 2. 28 第5回総会：「道州制のあり方に関する答申」

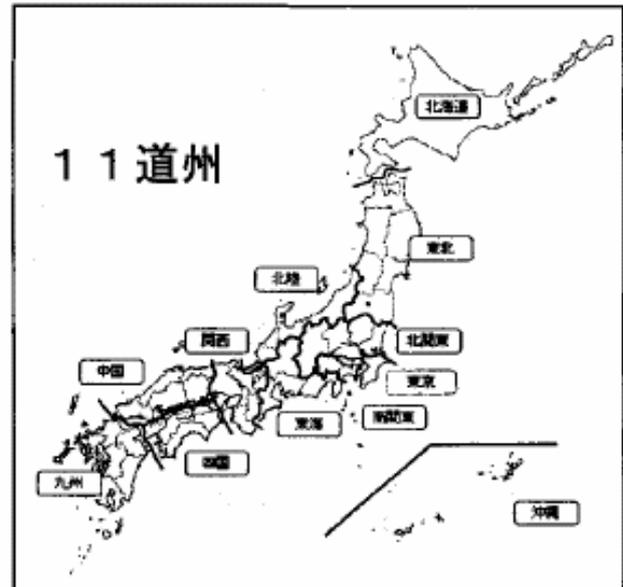
○総会5回、専門小委員会38回（うち道州制21回）・地方意見交換会4回

## 道州の区域例

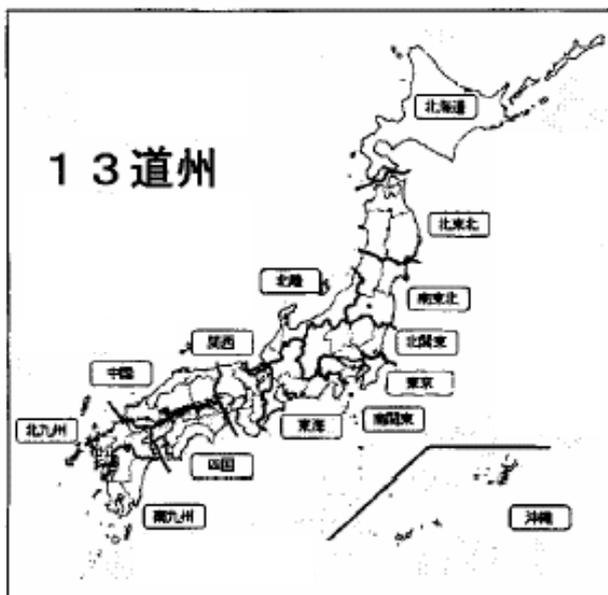
## 【区域例－１】



## 【区域例－２】



## 【区域例－３】



## 道州の区域の考え方

- 道州の区域は、社会経済的・地理的・歴史的・文化的条件を勘案して画定。
- 区域については様々な考え方。答申では区域例（各府省の地方支分部局の管轄区域に基本的に準拠）を3例示す。
- 区域の画定手続きは次のとおり。
  - ・ 国は道州の予定区域を示す。
  - ・ 都道府県は意見（変更案等）を定めて国に提出できる。
  - ・ 国は意見を尊重して区域に関する法律案を作成。
- 東京は周辺県と合わせて一の道州とすることが基本。ただし、東京都の区域のみをもって一の道州等とすることも考えられる。

(注)

- 1 道州の区域については様々な考え方があり得る。ここで示した区域例は、各府省の地方支分部局に着目し、基本的にその管轄区域に準拠したものである。
- 2 東京圏に係る道州の区域については、東京都の区域のみをもって一の道州とすることも考えられる。

担当 北海道企画振興部地域主権局  
住所 〒060-8588  
札幌市中央区北3条西6丁目  
電話 011-231-4111（内線 23-317、23-318）  
011-204-5160（ダイヤルイン）  
FAX 011-232-2743  
E-mail [sogo.syuken1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:sogo.syuken1@pref.hokkaido.lg.jp)  
URL <http://www.pref.hokkaido.jp>